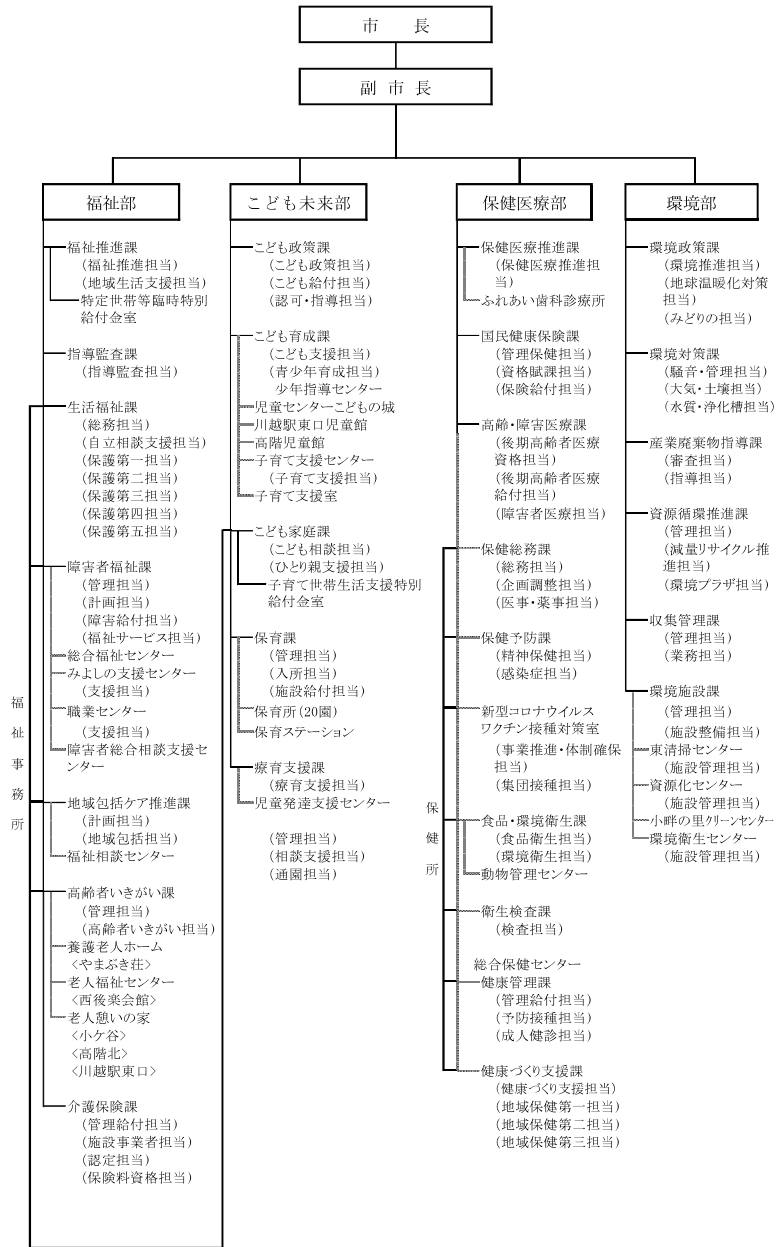


保健福祉



保健福祉

福祉部

I 地域福祉の推進

障害の有無や年齢、性別などに関係なく、住民の一人ひとりが、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるよう、住民同士、各種団体や事業者等と行政の支え合い・助け合いによる地域共生社会の実現を目指す。

1 地域福祉計画の推進

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、市町村が策定する計画で、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉に関し、共通して取り組む事項、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項等を一体的に定めるものである。

本市では、令和3年3月に、川越市社会福祉協議会と一体的に「みんなでつくる福祉のまち川越プラン～第四次川越市地域福祉計画・第五次川越市地域福祉活動計画～」を策定し、地域福祉の推進を図っている。

2 民生委員・児童委員活動の充実

令和4年4月1日現在、民生委員・児童委員492人（主任児童委員46人含む。）が担当地域の住民に対し相談・支援を行い、地域住民の福祉の増進を図っている。

民生委員・児童委員の活動状況（令和3年度）

○内容別相談・支援件数内訳

種別	件数
在宅福祉	595
介護保険	357
健康・保健医療	1,128
子育て・母子保健	62
子どもの地域生活	160
子どもの教育・学校生活	151
生活費	171
年金・保険	29
仕事	53
家族関係	300
住居	115
生活環境	356
日常的な支援	2,441
その他	2,456
計	8,374

○分野別相談・支援件数内訳

種別	件数
高齢者に関すること	5,845
障害者に関すること	491
子どもに関すること	696
その他	1,342
計	8,374

○その他の活動件数

種別	件数
調査・実態把握	112,300
行事・事業等への参加・協力	7,384
地域福祉活動・自主活動	21,546
民児協運営・研修	16,588
証明事務	345
要保護児童の発見の通告・仲介	23
計	158,186

II 社会福祉施設等に対する指導監査

1 社会福祉施設等に対する指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の健全かつ適正な運営を確保するため、指導監査を行う。

令和3年度指導監査件数

指導監査対象		指導監査件数	指導監査対象	指導監査件数
社会福祉法人		10	民間の認可保育所	38
高齢者施設	特別養護老人ホーム	20	地域型保育事業	30
	養護老人ホーム	1	認定こども園	7
	軽費老人ホーム	1	認可外保育施設	44
	介護保険サービス事業所	85	一時預かり事業	11
障害者支援施設		7	私立幼稚園	5
障害福祉サービス事業所		104	病児・病後児保育事業	1
障害児通所支援事業所		21	放課後児童健全育成事業	1
			母子生活支援施設	1
			公立保育園	20
			合 計	407

※ 指導監査件数は指導監査を行った延回数である。

2 社会福祉法人の設立の認可

社会福祉法人の設立、運営に関する申請、届出を法令等に基づき審査し、法人の認可等を行う。

社会福祉法人設立認可申請（新設法人）

年度 \ 区分	申 請 (件)	認 可 (件)
令和元年度	0	0
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0

Ⅲ 生活保護・生活困窮者自立支援

1 保護の動向

川越市における保護の動向は景気を持ち直し等により、現在は落ち着いた状態となっている。

令和3年度末の被保護世帯は、3,423世帯（前年度3,509世帯）、被保護人員4,264人（前年度4,455人）、1世帯平均1.3人であり、保護率は1.21%である。

(各年度末)

年度	区分	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害世帯		その他の世帯		合計 世帯
		世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%	
令和元年度		1,762	52	183	5	872	26	601	18	3,418
令和2年度		1,807	51	187	5	866	25	649	18	3,509
令和3年度		1,788	52	153	4	854	25	628	18	3,423

2 生活保護状況

(各年度末)

年度	区分	人口(人)	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率(%)		年間保護費(円)	1人当たり年間 保護費(円)
					市	県		
令和元年度		353,114	3,418	4,396	1.24	1.33	7,340,934,664	1,669,912
令和2年度		353,247	3,509	4,455	1.26	1.33	7,417,082,715	1,664,890
令和3年度		352,868	3,423	4,264	1.21	1.22	7,260,159,916	1,702,665

3 扶助費別保護状況

(各年度末)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活扶助費	2,283,937,282	2,338,470,859	2,314,704,111
住宅扶助費	1,421,806,315	1,438,864,305	1,443,329,089
教育扶助費	24,361,342	27,718,909	23,809,277
医療扶助費	3,351,426,310	3,343,091,490	3,206,981,147
出産扶助費	3,374,825	4,712,763	709,600
生業扶助費	11,001,439	11,091,166	10,822,065
葬祭扶助費	14,104,015	18,196,103	17,131,720
施設事務費	32,666,114	29,232,800	27,353,166
介護扶助費	195,795,805	203,191,143	213,506,333
就労自立給付金	2,161,217	1,913,177	1,513,408
進学準備給付金	300,000	600,000	300,000
扶助費合計(円)	7,340,934,664	7,417,082,715	7,260,159,916

4 生活扶助基準

標準 3人世帯 男33歳 女29歳 子4歳

標準世帯基準額(月額:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
135,090	137,080	137,170

※ 川越市は2級地-1

5 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月1日、生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを目的としている。

主な事業として、自立相談支援事業では、川越市自立相談支援センターを開設し、お金がない、仕事がない等生活困窮に関する相談への対応、状況に応じた自立支援計画の作成、就労支援も含めた包括的な支援、ハローワーク等への同行支援を行っている。特定非営利活動法人に運営を委託している。

その他の事業として、離職等により、住居を喪失した又はおそれのある者に、家賃相当分の住居確保給付金の支給、直ちに一般就労への移行が困難な者に対して、基礎能力の形成を行う就労準備支援事業、住居のない者に一時的に衣食住を提供する一時生活支援事業、家計に問題を抱える者に助言・指導等を行う家計改善支援事業、貧困の連鎖を防止するための学習・生活支援事業がある。

自立相談支援事業

区分	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
新規相談受付件数(件)		687	2,091	991
支援決定、確認件数(件)		132	127	133
就労・増収件数(件)		106	100	87

住居確保給付金の支給

区分	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
支給決定件数(件)		5	178	117
支給額(円)		584,000	32,070,400	23,928,500

就労準備支援事業

区分	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
支援決定件数(件)		2	5	1

一時生活支援事業

区分	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
支援決定件数(件)		2	2	7

家計改善支援事業

区分	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
支援決定件数(件)		44	13	25

学習・生活支援事業

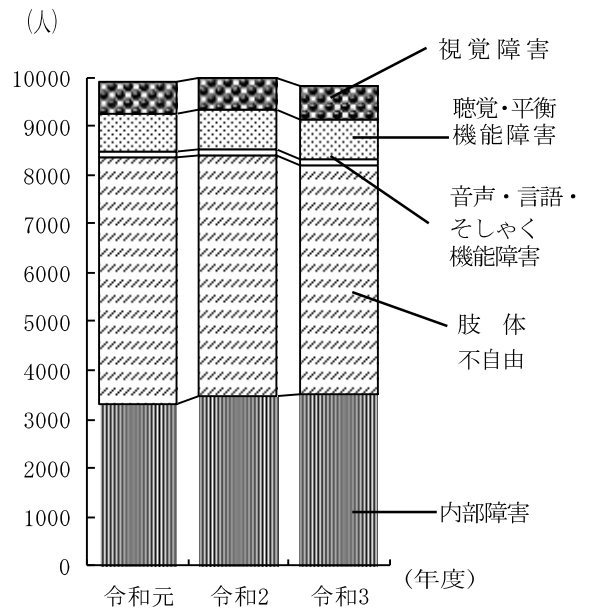
区分	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
教室参加小学4・5・6年生(人)		13	11	6
教室参加中学生(人)		23	19	22
教室参加高校生(人)		5	5	7

IV 障害者福祉

令和4年3月末日現在、本市における身体障害者手帳所持者は、9,813名（児童232名を含む）、療育手帳所持者は2,830名（児童828名を含む）、精神障害者保健福祉手帳所持者は3,425名（児童113名を含む）である。これらの障害者の福祉を図るため、障害者総合支援法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法に定めるもののほか、本市独自の制度も加えて、在宅サービス、住みよい環境づくりや社会参加等の援助のほか、必要な援助を行っている。

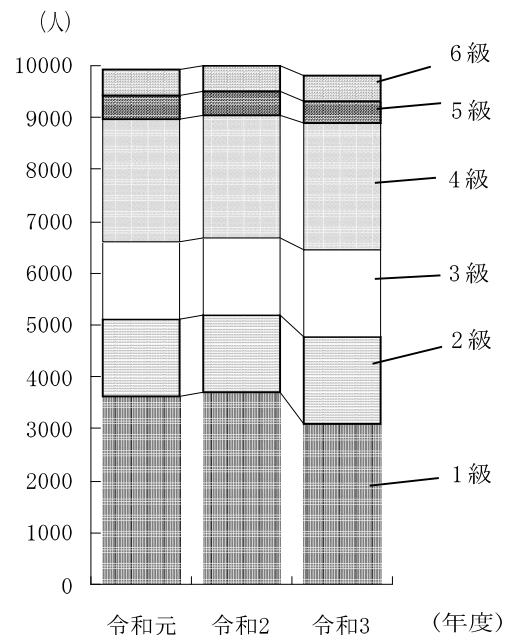
身体障害者手帳所持者数の推移（障害の種類別）

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	視覚障害	18歳未満	16	12
	18歳以上	657	662	674
	計	673	674	688
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	44	42	41
	18歳以上	736	770	779
	計	780	812	820
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	0	0	0
	18歳以上	118	120	120
	計	118	120	120
肢体不自由	18歳未満	152	151	144
	18歳以上	4,890	4,789	4,543
	計	5,042	4,940	4,687
内部障害	18歳未満	24	29	33
	18歳以上	3,282	3,431	3,465
	計	3,306	3,460	3,498
合計（人）	18歳未満	236	234	232
	18歳以上	9,683	9,772	9,581
	計（人）	9,919	10,006	9,813



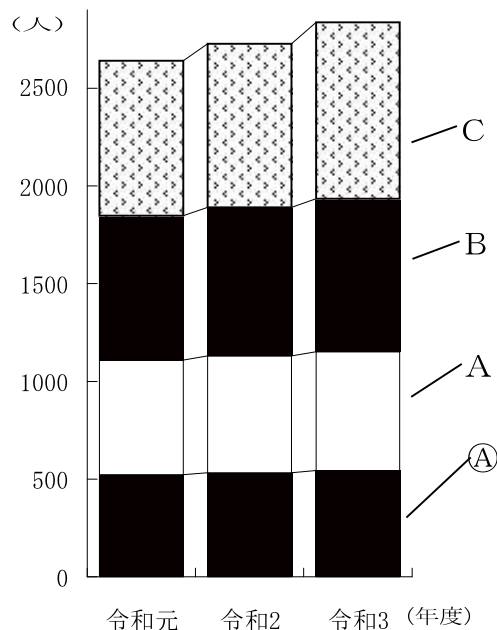
身体障害者手帳所持者数の推移（障害の等級別）

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級		3,631	3,715	3,082
2級		1,465	1,458	1,674
3級		1,521	1,513	1,710
4級		2,331	2,338	2,414
5級		461	461	445
6級		510	521	488
合計（人）		9,919	10,006	9,813



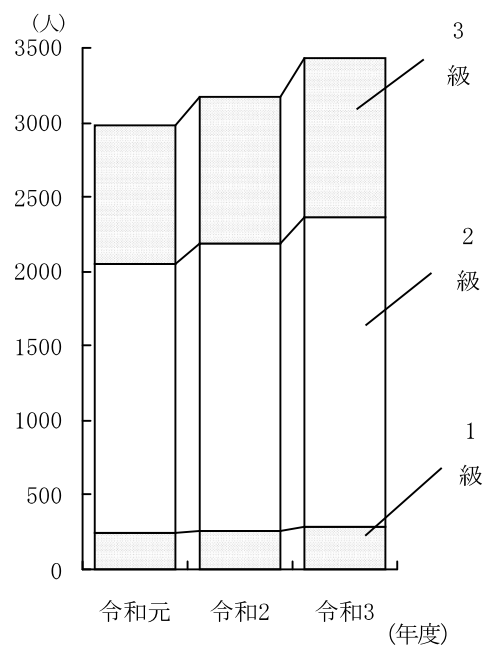
療育手帳所持者数の推移（障害の等級別）

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
㉠	18歳未満		133	132	141
	18歳以上		394	403	404
	計		527	535	545
A	18歳未満		121	120	122
	18歳以上		460	478	486
	計		581	598	608
B	18歳未満		145	144	154
	18歳以上		591	610	628
	計		736	754	782
C	18歳未満		371	393	411
	18歳以上		422	445	484
	計		793	838	895
合計（人）	18歳未満		770	789	828
	18歳以上		1,867	1,936	2,002
	計（人）		2,637	2,725	2,830



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害の等級別）

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	18歳未満		7	10	11
	18歳以上		239	254	275
	計		246	264	286
2級	18歳未満		67	69	71
	18歳以上		1,738	1,854	2,002
	計		1,805	1,923	2,073
3級	18歳未満		21	27	31
	18歳以上		905	956	1,035
	計		926	983	1,066
合計（人）	18歳未満		95	106	113
	18歳以上		2,882	3,064	3,312
	計（人）		2,977	3,170	3,425



1 障害者福祉事業

事業名	主体	事業内容	令和3年度														
1 特別障害者手当等	国市	在宅の重度障害者に手当を支給 ①特別障害者手当(20歳以上) 月額27,350円 ②障害児福祉手当(20歳未満) 月額14,880円 ③経過福祉手当 月額14,880円 (①②以外で、昭和61年制度改正前の福祉手当受給者) 金額は令和4年3月31日現在	特別障害者手当 延 3,434人 93,919,900円 障害児福祉手当 延 2,183人 32,483,040円 経過福祉手当 延 54人 803,520円														
2 在宅心身障害者手当支給	県市	在宅の心身障害者に手当を支給 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">障害の種別及び程度</th> <th colspan="2">年齢区分</th> </tr> <tr> <th>20歳未満の者(円)</th> <th>20歳以上の者(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体1級・知的④・精神1級</td> <td>月額9,500</td> <td>月額6,000</td> </tr> <tr> <td>身体2級・知的A</td> <td>〃 8,500</td> <td>〃 5,000</td> </tr> <tr> <td>身体3級・知的B・精神2級</td> <td>〃 3,500</td> <td>〃 3,000</td> </tr> </tbody> </table>	障害の種別及び程度	年齢区分		20歳未満の者(円)	20歳以上の者(円)	身体1級・知的④・精神1級	月額9,500	月額6,000	身体2級・知的A	〃 8,500	〃 5,000	身体3級・知的B・精神2級	〃 3,500	〃 3,000	支給実績 延 63,625人 293,013,500円
障害の種別及び程度	年齢区分																
	20歳未満の者(円)	20歳以上の者(円)															
身体1級・知的④・精神1級	月額9,500	月額6,000															
身体2級・知的A	〃 8,500	〃 5,000															
身体3級・知的B・精神2級	〃 3,500	〃 3,000															
3 相談員の設置	市	障害者の悩みごとを解決するため相談員を設置	身体障害者相談員 15人 知的障害者相談員 5人														
4 入浴サービス	国市	在宅の重度障害者に巡回入浴車を派遣	利用人数 33人 延 1,174回														
5 寝具乾燥	市	在宅の重度障害者の衛生と健康保持のため寝具を乾燥	利用人数 33人 延 306回														
6 寝具丸洗い	市	在宅の重度障害者の衛生と健康保持のため寝具を丸洗い	利用人数 39人														
7 補装具費の支給	国市	障害者の身体機能を補完し、又は代替する補装具の購入又は修理にかかる費用を補装具費として支給	購入 448件 49,938,981円 修理 256件 17,740,692円														
8 更生医療の給付	国市	障害の部位を改善、軽減するために手術や医療が必要な場合、指定医療機関で医療を給付	761人(実人員) 602,854,204円														
9 精神通院医療の給付	県市	通院治療を受けている精神障害者の方が、医療費の軽減を図るために、公費負担を受ける申請手続	5,601人														
10 介護給付、訓練等給付費等の支給	国市	居宅などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設などに入所して利用できる「居住系サービス」に対し、介護給付、訓練等給付費等を支給	実績額 6,806,183,898円														
11 日常生活用具費の支給	国市	障害者の日常生活の利便を図るため、入浴補助用具、点字タイプライター、視覚障害者用時計等の購入又は修理にかかる費用を日常生活用具費として支給	7,541件 79,494,393円														
12 移動支援	国市	社会生活上必要な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援	延人員 1,483人 34,227,823円														
13 日中一時支援	国市	日中における活動の場の提供、見守り、社会に適応するための日常的な訓練やその他の支援	延べ利用日数 521日 4,095,572円														
14 地域活動支援センター	国市	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等	延人員 11,627人 157,345,880円														

事業名	主体	事業内容	令和3年度
15 居宅改善整備費補助	県市	下肢、体幹又は移動機能障害 1～2 級で、室内での日常生活が営みやすいように家屋の改善をする場合、工事費を補助 ○補助上限額 400,000 円	件数 金額 6 件 2,214,900 円
16 診断書料補助	市	身体障害者手帳申請時の診断書料補助 ○補助額 3,000 円を上限とした実費	件数 金額 889 件 2,654,882 円
17 福祉タクシー利用券の交付	市	重度心身障害者（身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳(A)～A 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者）に対し、福祉タクシー利用券を交付 ○補助額 初乗運賃相当額（年度最大 48 枚）	件数 金額 31,644 件 19,638,380 円
18 ガソリン利用券の交付	市	重度心身障害者（身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳(A)～A 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者）に対し、ガソリン利用券を交付 ○補助額 年間 12,000 円（1,000 円×12 枚）	件数 金額 25,245 件 25,245,000 円
19 ガソリン税補助	市	車いすを使用し、就労目的で車を運転している障害者に対し、月 80 % を限度に、ガソリン税相当額を補助	利用人数 金額 12 人 334,550 円
20 福祉バス貸出	市	障害者団体に対し、福祉バスの貸出し	貸出回数 0 回
21 運転免許取得費補助	市	障害者が、自営や就労等のため運転免許が必要な場合、取得費の一部を補助 ○補助上限額 100,000 円	4 人 400,000 円
22 自動車改造費補助	市	上肢、下肢又は体幹機能障害者で、就労のため自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合、改造費の一部を補助 ○補助上限額 100,000 円	件数 金額 4 件 400,000 円
23 盲人ガイドヘルパー派遣	市	重度の視覚障害者が外出するとき付添者がいない場合に派遣	利用延時間 利用延人数 1,515 時間 715 人
24 手話通訳者派遣	国市	聴覚障害者（ろう者）が生活しやすいように手話通訳者を派遣	派遣件数 利用時間 766 件 996 時間 12 分
25 要約筆記者派遣	国市	聴覚障害者が生活しやすいように要約筆記者を派遣	派遣件数 利用時間 32 件 10 時間 25 分
26 全身性障害者介護人派遣	市	全身性障害者（身体障害者手帳所持者で、かつその障害の程度が特別障害者手当の支給要件に該当するもの及び脳性まひによる障害の程度が 1 級のもの）が外出にあたり、適当な介護者がいない場合に派遣	利用登録者 利用時間 金額 27 人 3,590 時間 3,302,800 円
27 難病患者見舞金	国市	1 年以上市内に住所を有し、かつ埼玉県指定難病医療受給者証・埼玉県特定疾患医療受給者証・埼玉県指定疾患医療受給者証・川越市小児慢性特定疾患医療受給者証のいずれかの交付を受けている方に見舞金（年額 36,000 円）を支給	2,377 人 85,572,000 円
28 手話講習会	国市	聴覚障害者（ろう者）の言葉である手話を学び、聴覚障害者全般の理解を深めるための講座、また手話通訳者を養成するための講座を開催	3 講座 22 人
29 要約筆記講習会	国市	聴覚障害者全般を理解し、要約筆記者を養成するための講座を開催	1 講座 5 人

事業名	主体	事業内容	令和3年度
30 障害者スポーツ大会	国市	障害者がスポーツを楽しみ、健康の保持と増進を図るとともに、障害者への理解促進するために、市民参加を得てスポーツ大会を開催	令和3年度は開催中止
31 「障害者週間」記念事業	国市	市民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する機会を広げることを目的として開催	令和3年度は開催中止
32 障害者福祉団体の育成	市	障害者福祉団体の自主的活動を推進するための助成	助成団体 15 団体
33 障害者等生活サポート事業	県市	迅速、柔軟なサービス提供を実施する生活サポート事業者に運営費の一部を補助し、利用者の負担を軽減	事業所数 18 か所 利用延時間 14,905.5 時間
34 紙おむつ給付	市	身体障害者手帳1、2級又は療育手帳㊤、Aの3歳以上の在宅生活者で、失禁の状態にあり排せつの介護を必要とするものに紙おむつを給付	利用人数 273 人

2 川越市総合福祉センター

川越市総合福祉センターは、平成7年7月、ふれあいとやすらぎのある人間性豊かな福祉社会の実現をめざし福祉の向上と地域福祉の促進拠点として建設された。

主に、市内に住む高齢者や障害者の方を対象とし、種々の研修・相談・訓練等を通じて自立を支援し、創作活動・レクリエーション等への参加交流を通じて生きがいのある生活と文化を創造し、併せてスポーツの場・入浴サービス・給食サービス等を提供することにより健康の維持増進を図るための施設である。

(1) 施設の概要

所在地	小仙波町2丁目50番地2
敷地面積	5,721.59 m ²
建築面積	2,820.79 m ²
延床面積	6,523.48 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
施設の内容	1 階 障害者デイサービス室 (120.69 m ²)、食堂 (114.47 m ²)、相談室 (10.46 m ²) 温水プール (695.97 m ²)
	2 階 機能回復訓練室 (143.59 m ²)、看護室 (47.59 m ²)、日常生活訓練室 (87.71 m ²) 創作室 (74.51 m ²)、調理実習室 (62.74 m ²)、おもちゃライブラリー (78.85 m ²) 高齢者デイサービス室 (108.05 m ²)、浴室・特浴室 (189.79 m ²)、体育室 (710.70 m ²)
	3 階 ボランティア室 (77.66 m ²)、団体交流室 (77.66 m ²)、教養娯楽室 (29.02 m ²) 大広間 (105.97 m ²)、社会適応訓練室 (111.41 m ²)、第一研修室 (67.50 m ²) 第二研修室 (92.38 m ²)、図書コーナー (22.56 m ²)

(2) 主な施設設備

- ・温水プール
25m×13m (6 コース)、水深 1.15～1.35m (2 コース分はプールフロア設置により 75 cm)、水温 30～31 度、入水部身障ユニット装置
- ・体育室
バスケットボールコート 1 面、バレーボールコート 1 面、バドミントンコート 3 面、視覚障害者用卓球台
- ・特別浴室
座立式特殊入浴装置、仰臥立式特殊入浴装置
- ・日常生活訓練室
昇降式洗面化粧台、昇降式台所装置、昇降式トイレ装置、身障者用水平移動装置
- ・機能回復訓練室
各種機能回復訓練用装置
- ・調理実習室
3 台の調理台のうち 1 台が昇降装置付
- ・視覚障害者誘導システム (磁気ループ、音声案内、音声標識装置)
- ・聴覚障害者誘導システム (表示灯・モニターテレビを用いた字幕案内設備)

(3) 実施事業

- ① 高齢者福祉センター事業
地域の高齢者 (60 歳以上) に対して、各種相談に応じ、健康の増進・教養の向上等のための便宜を提供し、高齢者の福祉の向上を図る。
- ② 障害者福祉センター事業
在宅の障害者に対して、通所の場を設け、創作的活動・機能回復訓練等各種事業を実施し、障害者の福祉の向上を図る。

(4) 利用状況

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
高 齢 者 福 祉 セ ン タ ー 事 業	64,724 人	16,415 人	19,069 人
障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 事 業	19,424 人	3,406 人	5,164 人
各 種 相 談	1,028 人	139 人	286 人
視 察	71 人	0 人	0 人
プ ー ル 一 般 利 用	6,035 人	0 人	0 人
体 育 室 一 般 利 用	1,072 人	0 人	0 人
計	92,354 人	19,960 人	24,519 人

(5) 施設の運営

指定管理者	社会福祉法人川越市社会福祉協議会
開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	毎週月曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
利用対象者	次に掲げる方で、市内に住所を有する方（市内に在勤・在学の方も含む） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（60歳以上）及び障害者 ・高齢者、障害者の福祉増進を目的とする公共団体又は公共的団体 ・当施設の利用又は管理上支障がない範囲で利用する一般の方（プール、体育室）

(6) 施設使用料

温水プール、体育室のみ有料。ただし、高齢者、障害者およびその付添人は無料。

温水プール

区 分	使用料（2時間につき）
一 般	300 円
小学校児童・中学校生徒	150 円

※ 市外居住者が利用する場合の使用料は、規定使用料の5割増の額となる。（10円未満の端数は切り捨て。）

体育室

・専用使用料

区 分	午 前 (午前9時～正午)	午 後 (午後1時～午後5時)	夜 間 (午後6時～午後9時)	一 日 (午前9時～午後9時)
全 面	1,500 円	2,500 円	3,000 円	6,000 円
半 面	750 円	1,250 円	1,500 円	3,000 円

・個人使用料

専用使用料 150 円（水曜日・土曜日の午後）

※ 市外居住者が利用する場合の使用料は、規定使用料の5割増の額となる。（10円未満の端数は切り捨て。）

(7) 施設使用区分

温水プールの使用区分

区 分	火	水	木	金	土	日
午前10時～正午	高齢者 障害者	高齢者	障害者	高齢者 障害者	高齢者 障害者	障害者
午後1時～3時	高齢者 障害者	高齢者 障害者	高齢者	高齢者 障害者	高齢者 障害者	高齢者 障害者
午後3時30分 ～5時30分	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般
午後6時30分 ～8時30分	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般

体育室の使用区分

区 分		火	水	木	金	土	日
午前	午前9時 ～正午	センター事業	センター事業	センター事業	センター事業	センター事業	団体使用
午後	午後1時 ～5時	団体使用	個人使用	団体使用	団体使用	個人使用	団体使用
夜間	午後6時 ～9時	団体使用	団体使用	団体使用	団体使用	団体使用	団体使用

3 川越市みよしの支援センター

一般企業に雇用されることが困難な障害者を対象とし、生産活動の機会を通じて必要な訓練を行うとともに、自立を促進するための支援を行う。

昭和51年5月 開設

定 員 45名

作 業 種 目 (1) リサイクル分別作業 (2) キャップ(缶蓋)加工作業
 (3) 電車模型組立・電子部品加工作業 (4) 尿検査キット封入作業
 (5) ボールペン芯の箱詰め作業 (6) 七福神製作作業
 (7) 縫製品製作作業 (8) アクセサリー制作作業
 (9) その他内職作業等

4 川越市職業センター

一般企業に雇用されることが困難な障害者や身体上、精神上の理由又は世帯の事情等により就業能力の限られた要保護者に働く機会を提供するとともに、自立した日常生活や社会生活ができるよう必要な訓練・支援を行う。

昭和57年5月 開設

定 員 80名(障害福祉サービス部門 30名、生活保護法による授産部門 50名)

作 業 種 目 (1) キャップ(缶蓋)加工 (2) タオルの選別・結束
 (3) 紙加工 (4) スプレー噴口(ノズル)加工
 (5) 電気機器類の部品加工 (6) 組版・印刷

5 川越市障害者総合相談支援センター

障害者が、安心して充実した生活を送ることができるよう、障害のある方及びそのご家族からの相談に応じ、生活・就労の両面から総合的な支援を行う。

※令和2年6月8日より、川越市障害者就労支援センター及び川越市障害者基幹相談支援センターは川越市障害者総合相談支援センターへ統合された。

V 高齢者福祉

本市における高齢化率は令和4年4月1日現在、27.05%となっており、令和22年には32.3%、市民の約3人に1人が高齢者になると見込まれている。

今後、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、地域包括ケアシステムの深化と推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるまちの実現を目指していく。

高齢者福祉を推進する施策については、介護が必要な高齢者に対する施策の充実は勿論のことであるが、健康で元気な方が今後も豊かで快適に生きがいを持って暮らすことができる施策を、更に充実させる必要がある。そのため、高齢者自らが健康の保持、趣味・教養の充実、社会奉仕などの健康づくり・生きがいづくりの開拓に努めることができる高齢者福祉事業や在宅福祉事業を実施している。

また、認知症高齢者で成年後見等の審判請求を行う親族がない場合に、市長が申し立てを行う成年後見等制度利用支援事業を実施し、高齢者福祉の充実を図っている。

1 高齢者人口の実態

(各年4月1日現在)

区分 年度	総人口 (A) (人)	65歳以上 (B) (人)	B/A (%)	年 齢 別 人 口 (人)				
				60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上
令和2年度	353,456	94,356	26.70	18,495	21,872	25,294	21,567	25,623
令和3年度	353,442	95,082	26.90	18,434	20,354	26,665	20,643	27,420
令和4年度	352,896	95,454	27.05	18,706	19,230	26,112	20,711	29,401

2 高齢者福祉事業

事業名	主体	事業内容	令和3年度	
1 市内循環バス（シャトル）特別乗車証交付事業	市	70歳以上の方に市内循環バス（シャトル）の特別乗車証を交付する。 (70歳以上90歳未満：1乗車100円、90歳以上：無料)	新規交付 人数	1,192人
2 健康ふれあい入浴事業	市	65歳以上の高齢者が市の指定した入浴施設を利用した場合、利用料を1回200円、年6回補助する。	利用延人数 金額	7,619人 1,523,800円
3 敬老マッサージサービス事業	市	70歳以上の高齢者に無料のマッサージ券（年1回分）を発行する。（あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう）	利用者数 金額	1,278人 2,939,400円
4 長寿祝い金支給事業	市	77歳、88歳、99歳及び100歳以上の高齢者に対して、長寿祝い金として1人10,000円～50,000円を贈呈する。	対象者数 金額	6,197人 82,930,000円
5 金婚祝記念品贈呈事業	市	年内に結婚50年を迎えるご夫婦に記念品を贈呈する。	対象者数	561組
6 在宅高齢者居宅改善費助成事業	市	65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険非該当または未申請で、対象者及び同居者それぞれの市民税所得割額が10万円以下の方が居宅の改善を行う場合、対象経費の3分の1（10万円限度）以内を助成する。	件数 金額	63件 3,932,000円

事業名	主体	事業内容	令和3年度	
7 家具転倒防止器具等取付事業	市	65歳以上のみで構成される世帯に、家具の転倒防止器具の取付（1世帯3台まで無料、器具購入は自己負担）を行う。	件数	8件
8 住替家賃助成事業	市	65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯が家主の都合により立ち退き等により転居した場合、家賃の差額（月額3万円を限度、終期10年間）及び転居一時金（6万円を限度）を助成する。	件数 金額	7件 1,356,000円
9 高齢者住宅整備資金貸付	市	60歳以上の高齢者と同居するため家屋を増改築しようとする人（貸付資金の償還能力を有する人）に200万円の限度内にて貸付する。	件数 金額	0件 0円
10 老人アパート提供事業	市	現在立ち退きを要求されている等、著しく住宅に困窮し住宅の確保に緊急を要するひとり暮らしの高齢者に対して、市が借り上げているアパートを提供する。（空きがでると募集）	利用人数	5人
11 老人クラブ育成補助事業	国 市	高齢者の生きがいを増進する老人クラブの育成とクラブ活動の促進を図り、会員数に応じて補助金を交付する。	クラブ数 金額	93クラブ 3,696,832円
12 老人クラブ連合会委託事業	市	○シニアスポーツ大会 健康の増進と、相互の友愛親睦を深めるため開催する。	令和3年度は開催中止	
		○シニア芸能大会 日ごろの趣味と特技を発表し、同好の和を広げ、明日の生活の張りを見出し生きがいを高揚する。	令和3年度は開催中止	
		○趣味の作品展 日ごろの趣味と特技を発表し、同好の和を広げ、明日の生活の張りを見出し生きがいを高揚する。	開催 出品数 入場者	R3.7 146点 372人
		○シニアゲートボール大会、シニアグラウンドゴルフ大会 スポーツを通じて、健康の増進と、相互の友愛親睦を深め、もって老人福祉の向上を図る。	令和3年度は開催中止	
		○囲碁・将棋大会 趣味を通じて、友愛親睦の和を広げる。	令和3年度は開催中止	
13 自治会老人憩いの家管理運営費補助事業	市	自治会がその集会所等に付加または単独で、高齢者のふれあいの場を提供するために整備された老人憩いの家を管理運営する場合に費用の一部を補助する。	憩いの家箇所数 金額	51箇所 1,088,470円
14 高齢者等世話付住宅生活援助員派遣事業	市	高齢者に配慮した設備を備えた市営住宅の入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行う。	入居世帯数	27世帯
15 成年後見等制度利用支援事業	市	判断能力の十分でない高齢者が成年後見等（後見、保佐、補助）の審判請求を行う場合に、配偶者や2親等以内の親族がいない、又は配偶者等が審判請求を行う見込みがない場合に市長が審判請求を行う。	件数	40件
16 成年後見制度推進事業	県 市	成年後見制度の利用を希望する市民が身近な地域で相談でき、また、権利擁護が必要な人を早期に発見・支援するため、成年後見センターを設置し、相談業務等を実施する。	一般相談件数 弁護士等相談件数	363件 45件

3 在宅福祉事業

事業名	主体	事業内容	令和3年度
1 要介護高齢者 手当支給事業	市	65歳以上で在宅の要介護高齢者（要介護3～5の認定を受けている方）に月額8,000円を支給する。	利用延人数 金額 31,684人 253,472,000円
2 家族介護慰労金 支給事業	市	要介護4・5と認定されている方を、現に在宅で介護している家族に年間100,000円の慰労金を支給する。要介護者は、継続して1年間介護保険のサービス及び老人保健法に定める訪問看護を利用していないこと。また、要介護者、家族のいずれも市民税が非課税であること。 ※要介護高齢者手当との重複利用は可能。	件数 金額 4件 400,000円
3 在宅要介護 高齢者等 紙おむつ給付事業	市	要介護高齢者（要介護1～5）で常時失禁の状態にあり、排泄の介助を要する65歳以上の方に紙おむつを給付し、本人及び家族の精神的・経済的負担の軽減を図る。（月5,000円分の現物給付）	利用人数 2,029人
4 訪問 理美容サービス 事業	市	理容師又は美容師が居宅を訪問して理容サービス又は美容サービスを提供する。対象者は、65歳以上の方で、加齢に伴う身体機能の低下や病気などにより、理容所や美容所へ出向くことが困難な在宅高齢者のうち、要介護認定の結果、要支援1・2又は要介護1～5に認定された方。 費用は、調髪又はカットのみで自己負担額は2,000円。	利用延人数 金額 1,051人 2,312,200円
5 在宅高齢者 配食サービス 事業	市	市内に住所を有する65歳以上の方で、老衰、心身の障害及び傷病の理由により自ら食事を調理すること及び買いに行くことが困難である一人暮らしの方に対し、栄養価に配慮した食事を配食し、安否の確認も行う。費用は1食当たり500円。1日1食（昼食又は夕食）、週4回まで利用できる。	利用延人数 配食延数 金額 4,699人 63,694食 22,292,900円
6 要介護高齢者・ひとり暮らし高齢者寝具丸洗い事業	市	65歳以上の要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者の寝具を丸洗いし、高齢者の衛生と健康の保持を図る。（年1回・無料） ・要介護高齢者…要介護高齢者手当を受給し、対象者及び同居する者のそれぞれが市民税所得割額が非課税の方。 ・ひとり暮らし高齢者…市民税所得割額が非課税の方。	利用人数 183人
7 要介護高齢者 寝具乾燥事業	市	要介護高齢者の寝具を乾燥し、衛生と健康の増進を図る。（年10回）要介護高齢者手当受給者で対象者及び同居する者のそれぞれが市民税所得割額が非課税の方。	利用人数 6人
9 生活管理指導員等 派遣事業	市	65歳以上の介護保険の非該当または未申請の方及び介護予防生活支援サービス事業の対象とならない方のうち、日常生活を営むことが困難な方に対し生活管理指導員等の派遣を行う。	利用人数 利用延人数 30人 280人
10 生活管理指導 短期宿泊事業	市	65歳以上の介護保険の非該当または未申請の方のうち、基本的な生活習慣が欠如している方に対し、施設への短期宿泊による日常生活の支援・指導を行う。（1年度につき7日以内）	利用延人数 入所延日数 5人 126日
11 徘徊高齢者 家族支援サービス	市	65歳以上の高齢者で、認知症などにより道に迷うおそれのある方を居宅で介護している家族等を対象に、住み慣れた地域で安心して介護ができる環境の整備を図る。 ・徘徊高齢者家族支援サービス…徘徊探知システムの利用に係る経費の一部を助成する。 ・お帰り安心ステッカー…在宅高齢者が行方不明となった場合に、早期発見、事故の未然防止のためのステッカーを無料で配布する。	徘徊高齢者家族 支援サービス利用 者数 13人 お帰り安心ステ ッカー交付者数 97人

事業名	主体	事業内容	令和3年度
介護支援 12 いきいきポイント 事業	市	65歳以上の事業対象者が、市の指定する介護関連施設等においてボランティア活動を行った際に、その活動実績に応じたポイントを付与する。蓄積したポイントは、対象者の申し出に基づき、活動奨励金や市の特産品等と交換する。	対象者数 523人
13 日常生活用具 給付等事業	市	・電磁調理器・・・65歳以上の在宅で、ひとり暮らし高齢者に給付。 ・火災警報器・自動消火器・・・65歳以上の在宅で、要介護1～5に認定された方及びひとり暮らし高齢者の方に給付。 (上記については、生計中心者の所得によって自己負担有) ・老人用電話・・・65歳以上でひとり暮らしの市民税所得割額が非課税かつ、電話加入権を有していない方に貸与。(利用料、通話料は自己負担)	給付・貸与人数 電磁調理器 13台 自動消火器 2台 火災警報器 7台 老人用電話 9台
14 緊急通報 システム事業	市	65歳以上の独居高齢者で慢性疾患等があり、常時注意を要し、既に電話が設置されている方に対し、緊急事態発生時に消防本部に緊急通報できる装置の貸与を行う。	設置台数 73台 取付総台数 430台
15 救急情報キット 配布事業	市	ひとり暮らしの高齢者世帯等に対し、民生委員を通じ救急時に必要な情報を保管する救急情報キットの配布及び設置補助を行い、日常的な見守り活動を促進する。	件数 778件

4 老人クラブ

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	老人クラブ数	104	95	93
会員数(人)	6,790	5,919	5,553	
支給補助金(円)	5,700,200	4,520,695	3,696,832	

5 高齢者福祉施設

(1) 老人福祉センター

名称	開設年月日	収容人員(人)	利用者数(人)		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
西後楽会館	昭和54年4月1日	300	53,831	4,646	7,156

(2) 老人憩いの家

名称	開設年月日	利用定員(人)	開館時間	休館日
小ヶ谷老人憩いの家	平成8年4月1日	75	午前9:00～午後4:30	火曜、年末年始
高階北老人憩いの家	平成8年4月1日	36	午前9:00～午後4:30	火曜、年末年始
川越駅東口老人憩いの家	平成14年7月21日	24	午前9:30～午後5:30	火曜、年末年始

※ 休館日(火曜日)が国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日にあたる場合は、その以後の直近の同法が規定する休日以外の日が休日となる。

(3) 生活支援ハウス

名 称	利用定員 (人)	年度末入居者数 (人)		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
メ ト レ	18	13	14	11

(4) 老人ホーム

(令和4年4月1日現在)

名 称	施設の種類	設 置 者	設置年月日	入所者数(人)	職員数 (人)
やまぶき荘	養護老人ホーム	川 越 市	昭和58年10月1日	58	14 (8)
花の人の家	軽費老人ホーム (A型)	社会福祉法人育美会	昭和53年8月27日	50	11 (1)
みなみかぜ	ケアハウス	社会福祉法人健友会	平成10年4月1日	15	5 (0)
主 の 園	〃	社会福祉法人キング ス・ガーデン埼玉	平成7年10月20日	78	9 (5)

※ () 内数字は非常勤職員数

6 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるために、保健・医療・福祉・介護などのさまざまな面から総合的に支える市の委託機関である。

同センターでは、保健師又は看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職が、高齢者が抱える問題の解決に向けて支援している。市内9ヶ所に設置している。

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総合相談件数 (件)	35,427	45,487	53,231
権利擁護相談 (件)	240	182	403
予防給付ケアプラン作成 (件)	27,297	26,230	27,616
担当圏域ケア会議 (回)	37	10	20
ケアマネジャー情報交換会 (回)	66	19	62

7 福祉相談センター

どこに相談して良いか、誰に相談して良いか迷っている問題を整理し、解決に向けた総合的な支援調整を行う。また、高齢者のあらゆる相談に応じ、必要な支援を行う。

VI 介護保険

介護保険は、高齢社会において老後の最大の不安要因である介護問題に対して、共同連帯の理念に基づき、社会保険の仕組みを活用して社会全体で対応していくために、平成12年4月に開始された制度である。

保険者は市町村であり、その財源は、被保険者から集める保険料が二分の一、国・県・市町村からの公費が二分の一となっている。

1 被保険者と保険料

介護保険の被保険者には、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の医療保険加入者の第2号被保険者がある。このうち市町村の被保険者管理の対象となる第1号被保険者の状況は以下のとおりである。

(令和4年3月31日現在)

65歳以上 75歳未満 (人)	75歳以上 (人)	合 計 (人)	うち外国人被保険者 (人)	
			うち外国人被保険者 (人)	うち住所地特例被保険者 (人)
45,306	50,034	95,340	327	433

第1号被保険者の保険料は市町村によって異なるが、令和4年度の川越市の年額保険料は以下のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	年額保険料 (円)
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30	18,972
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.50	31,620
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.70	44,268
第4段階	世帯に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	56,916
第5段階	世帯に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	63,240
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.10	69,564
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	79,050
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	1.50	94,860
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	1.65	104,346
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	1.80	113,832
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.00	126,480

※ 実際に納める金額は、100円未満を切り捨てた金額となる。

2 認 定

介護保険のサービスを利用するためには介護（支援）が必要かどうかの認定を受ける必要がある。認定者数は、以下のとおりである。

(各年3月末日現在)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
令和元年度の認定者数（人）	1,808	1,755	3,433	2,678	2,205	1,973	1,395	15,247
割 合（％）	11.9	11.5	22.5	17.6	14.5	12.9	9.1	100.0

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
令和2年度の認定者数（人）	1,924	1,764	3,707	2,709	2,304	2,039	1,332	15,779
割 合（％）	12.2	11.2	23.5	17.2	14.6	12.9	8.4	100.0

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
令和3年度の認定者数（人）	2,095	1,859	3,853	2,709	2,459	2,179	1,320	16,474
割 合（％）	12.7	11.3	23.4	16.4	14.9	13.3	8.0	100.0

3 保険給付と利用者負担

要支援または要介護と認定された方は介護保険のサービスが利用できる。サービスを利用すると、原則として、かかった費用の9割～7割が介護保険から給付され、1割～3割は利用者の負担になる。この利用者負担については、次のような軽減制度がある。

① 高額介護サービス費の支給

支払いが高額になった場合や低所得者に配慮して利用者負担の1か月の上限額を設けている。

② 居住費、食費の負担軽減

低所得者が介護保険施設に入所したときなどの居住費、食費の負担を軽減する。

③ 介護サービス等利用者負担額の軽減

①②に加え、川越市独自の軽減措置として、住宅改修と福祉用具購入を除く介護サービスを利用したときの低所得の利用者負担を軽減する。

(令和4年4月1日現在)

対 象 者		①高額介護サービス 費の支給(1か月の個人 負担上限額)(円)	②居住費、食費の負担軽減 (1日の負担上限額)			③介護サービス 等利用者負担額 の軽減 (軽減率) (%)
			食 費 (円)	居 住 費 (円)		
				多床室	ユニット個室	
生活保護を受けている方等		15,000				—
世帯全員 が市民税 非課税	高齢福祉年金受給者の方	15,000(個人)	300	0	820	50
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等		390 (600)	370	820	
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方等	24,600(世帯)	650 (1,000)	370	1,310	25
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方等		1,360 (1,300)	370	1,310	
市民税 課税世帯	年収約383万円未満の方	44,400	—	—	—	—
	年収約383万円以上770万円未満の方	44,400	—	—	—	
	年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000	—	—	—	
	年収約1,160万円以上の方	140,100	—	—	—	

※()内は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額

介護サービス等利用者負担額支給状況

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
50%助成対象者	件数(件)		16,860	17,870	18,333
	負担額(円)		82,615,551	88,695,489	88,158,710
25%助成対象者	件数(件)		10,435	10,496	11,694
	負担額(円)		31,225,405	31,771,589	34,409,629
合計	件数(件)		27,295	28,366	30,027
	負担額(円)		113,840,956	120,467,078	122,568,339

※ 件数は年間の延べ申請件数

高額介護サービス費等支給状況

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)			39,830	41,501	43,707
支給額(円)			510,849,619	551,768,315	560,640,042

4 介護保険施設

介護保険施設には、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設）の3種類があり、川越市内の施設は以下のとおりである。

介護療養型医療施設は、平成29年度末で廃止されたが、令和5年度末まで経過措置あり。

介護老人福祉施設（令和4年4月1日現在）

施設名	定員(人)
真寿園	100
陽光園	80
川越キングス・ガーデン	80
みなみかぜ	80
すみれの里・川越	98
ぼぶらの樹	74
アイリス	60
蔵の町・川越	90
八瀬の里	96
小江戸の庭	90
はっかりの里	90
アイリス式番館	50
みどりのまち親愛	90
ここしあ	100
やすらーじゅ瑞穂	100
清風園川越	100
みなみかぜ・燦	20
ひろ家	29
計 18施設	1,427

介護老人保健施設（令和4年4月1日現在）

施設名	定員(人)
プライムケア川越	80
川越ケアセンター	100
いぶき	120
ケアハイツ・川越	100
瑞穂の里	100
小江戸の郷	60
ユニット型・小江戸の郷	40
はっかかり	100
計 8施設	700

介護医療院（介護療養型医療施設）

（令和4年4月1日現在）

施設名	定員(人)
埼玉病院	61
計 1施設	61

※令和5年3月1日、介護医療院へ転換

こども未来部

I 子育てへの支援

1 子ども・子育て支援新制度

(1) 概要

平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」等）」の施行により、平成 27 年度から幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度が実施されることとなった。本市においても、平成 27 年 3 月に「川越市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画の基本理念である「安心して子育てができるまち川越」の実現のため、総合的、重点的に子育て支援の取組を進めてきた。

5 年間の計画期間満了に伴い、子ども・子育て環境を取り巻く社会状況の変化等を考慮し、令和 2 年度を始期とする「第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とし、将来を担う子どもたちが歴史と文化に育まれたまち川越で健やかに成長でき、保護者が地域の人々とともに安心して子どもを生み育てることができ、更に子育ての楽しさや喜びを実感できるまちを目指している。

(2) 策定の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定めて、本市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(3) 計画期間等

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

策定後、毎年度本計画に基づく施策の達成状況の点検・評価を行う。

(4) 推進体制

① 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、児童福祉に関する事項を調査審議する機関に加えて地方版子ども・子育て会議として位置づけられたことから、本専門分科会に子ども・子育て支援事業計画の策定等について審議をしていただいた。

策定後は、総括的に計画の進行管理を行うとともに、計画の達成状況、課題等について調査審議等を行っている。また、認定こども園や保育所の認可に関し、審議等を行っている。

② 川越市子ども・子育て支援推進会議

庁内関係課により組織し、川越市子ども・子育て支援事業計画の円滑かつ計画的な推進を図る。

2 児童福祉

(1) 家庭児童相談

家庭における児童の日常生活上の問題及び知能・言語等に関する相談に応じる。相談内容の内訳は次のとおり。

これらの他に、グループ指導会、1歳6か月児健診事後フォロー、3歳児健診事後フォロー、発育発達クリニック、統合保育の入園等についての相談及び助言を実施している。

(単位：件)

区分 年度	性格・生活習慣	知能・言語	学校生活	非行	家族関係	環境福祉	心身障害	その他	計
令和元年度	103	661	171	1	6,340	396	190	59	7,921
令和2年度	289	265	508	2	9,132	2,245	190	215	12,846
令和3年度	197	57	423	0	8,469	1,272	82	252	10,752

相談件数

(単位：件)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度	564	706	696	705	461	695	747	684	720	701	644	598	7,921
令和2年度	855	921	1,346	1,117	891	1,031	1,183	1,115	1,080	1,084	969	1,254	12,846
令和3年度	794	907	997	845	797	786	1,092	1,128	844	660	824	1,078	10,752

(2) 手当等について

種別 区分	児童手当	児童扶養手当		
概要	児童を養育している者に支給することにより家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする	父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている方や児童を育てている父又は母に一定の障害があるときに支給し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする		
要件	中学校修了前の児童を養育している者	①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が重度の障害の状態にある児童 ④父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤父又は母が引続き1年以上遺棄している児童 ⑥父又は母にDV防止法による保護命令が出された児童 ⑦父又は母が引続き1年以上拘禁されている児童 ⑧婚姻（事実婚を含む）によらないで生まれた児童 ⑨棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童 ⑩所得・年金併給制限等 ⑪児童が児童福祉施設等に入所していないこと		
支給額	児童1人につき 0歳～3歳になる月まで 月額15,000円 3歳～小学校修了前 (第1子第2子)※ 月額10,000円 (第3子以降)※ 月額15,000円 中学生 月額10,000円 児童の養育者の所得が所得制限限度額以上の場合 月額一律5,000円 児童の養育者の所得が所得上限限度額以上の場合 支給なし ※ 18歳に達した日の属する年度の末日までの児童から順に数える。	児童1人の場合 月額43,070円 <43,060～10,160円> 児童2人の場合 月額53,240円 <53,220～15,250円> 以降1人増すごとに 6,100～3,050円加算 < >内は一部支給停止の場合		
該当実績	年度	児童数(人)	総額(千円)	各年12月31日現在の受給者数(人)
	令和元	延493,923	5,297,035	2,171
	令和2	延486,908	5,198,210	2,072
	令和3	延476,944	5,075,860	2,053

(令和4年4月1日現在)

特別児童扶養手当	遺児手当	
<p>精神又は身体に一定の障害を有する20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童を養育している方に支給される</p>	<p>遺児の保護者に手当を支給することにより、これら遺児の健全育成を目的とする</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・精神又は身体に一定の障害を有する20歳未満の児童を養育していること ・申請する者や児童が日本国内に住所を有していること ・児童が児童福祉施設等に入所していないこと ・児童自身が障害を事由とする年金給付を受けていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・父母がいない(父母が児童と同居せず、扶養していない場合も含む)義務教育修了前の遺児を養育していること ・遺児及び保護者は本市に住所を有し、同居していること ・遺児が養護施設に入所していないこと 	
<p>1級 月額52,400円 2級 月額34,900円</p> <p>※申請者や配偶者、及び同居等生計を同じくする扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得が、所得制限額を超えた場合は手当の支給が停止になります</p>	<p>遺児1人に対し 月額8,500円</p>	
<p>各年12月31日現在の 受給者数(人)</p>	<p>児童数(人)</p>	<p>総額(千円)</p>
<p>622</p>	<p>延132</p>	<p>1,122</p>
<p>638</p>	<p>延136</p>	<p>1,156</p>
<p>636</p>	<p>延140</p>	<p>1,190</p>

(3) 川越市子育て短期支援事業

保護者の疾病、仕事その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、宿泊を伴うショートステイ事業や平日の夜間にトワイライトステイ事業を実施し、必要な養育を行う。

		年度		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
トワイライトステイ	利用世帯数(世帯)	17	8	9
	利用児童数(人)	25	11	9
	延利用人数(人)	339	77	29
ショートステイ	利用世帯数(世帯)	8	7	8
	利用児童数(人)	9	8	9
	延利用人数(人)	186	179	134

(4) 児童虐待防止SOSセンター

児童虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援を図るため、専用のフリーダイヤル電話を設け市民等から児童虐待に関する通告、相談に応じる。

	年度		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受付件数(件)	505	564	580

(5) ファミリー・サポート・センター事業

「子どもの一時預かり」「保育施設などへの送迎」等の会員同士の相互援助活動を支援し、地域全体で子育てを支援する環境のさらなる整備と促進を図っている。

(6) 緊急サポートセンター事業

ファミリー・サポート・センター事業では対応の難しい「緊急時の一時預かり」「病児・病後児の預かり」「宿泊を伴う預かり」等の会員同士の相互援助活動を支援し、地域全体で子育てを支援する環境のさらなる整備と促進を図っている。

(7) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童を、保護者の勤務の都合や疾病、事故、出産等の理由により家庭において保育できない場合、一時的に預けることができる。

(8) 地域子育て支援拠点事業

育児に悩む保護者のために、電話及び面接相談の実施や子育て支援センター・つどいの広場・わくわく広場を開室し、子育ての交流の場や情報を提供するとともに、子育て講座の開催、子育てサークル等の育成支援を行っている。

(9) 利用者支援事業(基本型)

子育て家庭の身近な場所で相談を受け、ニーズに合った子育て支援の施設やサービスの情報の提供及び円滑にサービスが利用できるよう支援を行っている。

(10) 放課後児童健全育成事業（民間放課後児童クラブ）

就労等により、保護者が昼間家庭にいない児童の放課後等における健全な育成を図るため、市内1箇所の民間放課後児童クラブに対し、事業の実施に要する経費の一部について補助を行っている。

(11) 川越市多子世帯応援クーポン事業

多子世帯の育児に係る経済的・身体的負担を軽減し、子育てしやすい環境を提供することを目的として、埼玉県が実施する第3子以降の子どもが生まれた世帯に子育て支援サービス等に利用できるチケットを配布する事業において、金額を上乗せした「川越市3キュー子育てチケット」を申請により配布している。

年度	配布件数（件）
令和元年度	349
令和2年度	369
令和3年度	338

3 ひとり親福祉

ひとり親家庭の保護者の中には、子育てと仕事の両立など、養育に関する不安を抱えている方も少なくない。このため、ひとり親家庭が自立して生活できるよう、相談体制を整えるとともに、日常生活や経済的な支援の充実を図る。

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業（就業相談）、就業支援講習会開催、就業情報提供及び養育費に関する相談を行い、「就業支援」及び「養育費の確保」の両面からひとり親家庭の自立（就労）に向け、総合的にサポートする。

(2) ひとり親家庭等生活支援事業

子育てと生計の維持の両立支援のため、ひとり親家庭の母等が定期的に集い、日常の情報交換を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け相談し合う場を提供する。

(3) ひとり親家庭等学習支援事業

市内の児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭等の中学生を対象に、学習の支援により基礎的な学力の向上を図るとともに、進学等の相談に応じる。

(各年度合計)

年度	利用人数（人）	授業回数（回）
令和元年度	91	167
令和2年度	91	197
令和3年度	87	217

(4) 自立支援給付金事業

① 高等職業訓練促進給付金等支給事業

ひとり親家庭の母または父が、一定資格を取得するために養成機関において1年以上のカリキュラムを修業した場合、4年間を上限として、受講期間中は高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了時に修了支援給付金を支給する。

(各年度合計)

年度	高等職業訓練促進給付金			修了支援給付金
	支給人数(人)	支給延月数(月)	該当資格(人)	支給人数(人)
令和元年度	36	379	看護師 12 理学療法士 3 准看護師 18 美容師 3	5
令和2年度	35	358	看護師 11 理学療法士 3 准看護師 18 美容師 3	12
令和3年度	31	326	看護師 11 理学療法士 3 准看護師 13 美容師 1 鍼灸師 2 保育士 1	9

② 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母または父が自主的に行う能力開発を推進するため、指定された講座を受講した場合に受講費用の一部を支給する。

年度	支給人数(人)
令和元年度	5
令和2年度	7
令和3年度	7

(5) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者を対象に、その自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等とともに自立(就労)に向けた支援を行う。

年度	プログラム策定件数(件)	うちハローワーク支援要請(件)
令和元年度	14	14
令和2年度	13	13
令和3年度	11	11

(6) ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の様々な悩みや社会生活全般についてのあらゆる相談に応じている。

(単位：件)

年度	種別	職 業 について	公的援助 について	住 宅 について	子 供 について	生活全般	合 計
令和元年度		784	2,503	133	515	548	4,483
令和2年度		1,011	2,944	101	820	601	5,477
令和3年度		1,103	2,699	131	880	559	5,372

(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の経済的自立を図るために、福祉資金の貸付けをする。

資金名	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
事業開始資金		0	0	1	1,000	0	0
事業継続資金		0	0	0	0	0	0
修学資金		90	54,210	60	36,866	48	33,474
技能習得資金		0	0	0	0	0	0
修業資金		5	3,462	1	720	0	0
就職支度資金		0	0	0	0	0	0
医療介護資金		0	0	0	0	0	0
生活資金		5	1,925	3	1,608	1	90
住宅資金		0	0	0	0	0	0
転宅資金		1	260	0	0	0	0
就学支度資金		28	13,450	20	10,320	23	11,845
結婚資金		0	0	0	0	0	0
合 計		129	73,307	85	50,514	72	45,409

Ⅱ 青少年

1 基本施策

次代を担う青少年が誇りと自覚を持ち、のびのびと健やかに成長していくことは、市民すべての願いである。青少年が社会とのかかわりを自覚しながら自己を確立していけるよう、家庭、学校、警察、行政、そして関係団体など、地域を取り巻く社会が一体となり、市民総ぐるみで青少年健全育成を図るものである。

1. 自主活動の推進
2. 育成体制の充実
3. 育成施設の整備・充実
4. 非行防止の推進
5. 地域活動の推進

2 関係機関・団体

川越警察署・福祉事務所・児童相談所・家庭裁判所・公共職業安定所・少年刑務所・学校その他教育機関・PTA・子ども会育成団体連絡協議会・民生児童委員協議会連合会・保護司会・更生保護女性会・交通安全母の会・防犯協会・自治会・青年会議所・青少年を育てる市民会議・少年補導員会等

3 川越市青少年を育てる市民会議

青少年を育てる会の組織拡充のため、青少年育成関係団体と従来の地区青少年を守る会が連携して、昭和59年7月、川越市青少年を育てる市民会議が発足した。加盟の各種団体は相互に補完しあい、青少年の健全育成・非行防止・環境浄化活動を展開している。

活動例 ……犯罪被害防止及び水難事故防止活動、こども110番の家事業の推進、青少年健全育成市民大会(※)、青少年育成活動顕彰(かしの木褒賞)、青少年地域活動顕彰(やまぶき褒賞)、青少年を育てる日・家庭の日の推進、川越市少年の翼事業の受託(※)、川越市少年の主張作文など

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2、3年度は事業を実施していない。

4 青少年団体

地域社会における実践的な青少年活動を行う団体の自主活動を振興し、もって青少年の健全育成を図るため活動支援を行う。

川越市青少年相談員協議会、ボーイスカウト西部初雁地区川越協議会、ガールスカウト川越地区協議会、川越市吹奏楽団、川越市少年の船・翼修了者の会、川越少年少女合唱団、川越ジュニアオーケストラ

5 少年指導センター

学校・地域・関係機関との密接な連携を図りながら、街頭補導活動や相談業務を通して、青少年による問題行動等の未然防止、早期発見・指導及び青少年の犯罪被害防止に努めている。また、青少年に望ましい環境の確保を推進するとともに、社会のルールや生命の尊さ等、規範意識の啓発を積極的に展開している。

- ①街頭補導の充実
- ④広報啓発活動の推進
- ②相談業務の充実
- ⑤青少年に望ましい環境の確保
- ③関係機関等との連携
- ⑥少年補導員の資質の向上

年度別街頭補導実績

年度	区分	実施回数	声かけ数
令和元年度		576	2,260
令和2年度		178	564
令和3年度		250	1,083

(令和3年度)

学識別	行為別	不健全性的行為	不良交友	遊技場出入	金品持出乱費	自転車二人乗	無灯火他違反	帰宅誘導	路上遊び	怠学・怠業	喧嘩・たかり	危険な遊び	喫煙	いたずら	他機関へ連絡	その他	問題のない行為	良い行為
未就学等																1	44	
小学生							3	309	9			3				19	392	
中学生								40								6	128	
高校生								2									50	
専修・大学生																		
無職少年																		
有職少年																		
他・一般							13									5	59	
合計		0	0	0	0	0	16	351	9	0	0	3	0	0	0	31	673	0
昨年同期		0	0	0	0	0	5	333	8	0	0	7	0	0	0	17	194	0
増減		0	0	0	0	0	11	18	1	0	0	-4	0	0	0	14	479	0

6 児童センターこどもの城

所在地	石原町1丁目41番地2
建物	鉄筋コンクリート造2階建、延1,148.1㎡
施設の内容	プレイルーム、遊戯室、創作室、集会室、図書室、視聴覚室、プラネタリウム、天体観測室
対象	満18歳未満の児童及びその保護者（プラネタリウム、天体観測室は一般利用可）
料金	プラネタリウムのみ1人1回につき100円
事業内容	①乳幼児と保護者、学童、児童を対象とした集団指導 ②自由遊び等に対する個別指導 ③プラネタリウム、天体観測等天文学習指導

利用状況 (単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人員	50,102	10,210	20,416

(令和3年度 単位：人)

児童館部門	プラネタリウム部門	天体観測部門	計
19,365	981	70	20,416

7 川越駅東口児童館

所在地	菅原町23番地10 クラッセ川越4F
建物	鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建（2,641.19㎡）うち4階部分（388.11㎡）
施設の内容	遊戯体育室、創作室、図書室、ホール、屋外広場
対象	満18歳未満の児童及びその保護者
事業内容	①乳幼児と保護者、学童、児童を対象とした集団指導 ②自由遊び等に対する個別指導

利用状況 (単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人員	34,526	4,980	6,349

8 高階児童館

所在地	大字藤間27番地1 高階市民センター 1F
建物	鉄筋コンクリート造2階建 (4,442.53㎡) うち (349.77㎡)
施設の内容	遊戯室、ホール
対象	満18歳未満の児童及びその保護者
事業内容	①乳幼児と保護者、学童、児童を対象とした集団指導 ②自由遊び等に対する個別指導

利用状況 (単位:人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人員	46,938	8,357	18,516

9 児童遊園

地域における幼児及び児童を交通禍から守り、その健全な育成を図ることを目的として、児童遊園の新設・整備を行い、遊びを創造できる自由な空間の形成に努めている。

(令和4年4月1日 現在)

設置数	総面積 (㎡)	公有地 (㎡)	私有地 (㎡)	寺社地 (㎡)
144	72,786	16,518	31,361	24,907

Ⅲ 医療助成

1 こども医療費の支給

こどもの健康を守り、保護者の経済的負担を軽減するため、医療保険適用後の一部負担金を支給している。0歳児を対象に支給を開始し、平成5年10月からは対象年齢を3歳未満児まで、平成8年7月からは4歳未満児まで、平成12年7月から入院のみ未就学児まで、平成14年1月からは、通院も未就学児までとし、さらに、平成17年6月から入院のみ15歳に達した日の属する年度の末日までに拡大し、併せて「乳幼児医療」から「こども医療」へと名称を変更した。また、平成22年7月から通院を9歳に達した日の属する年度の末日までに拡大し、併せて、入院時食事療養標準負担額について支給を廃止した。

なお、平成24年10月から通院を12歳に達した日の属する年度の末日まで、平成26年1月から15歳に達した日の属する年度の末日までに拡大した。

年 度	平均受給者数 (人)	支給件数 (件)	支給金額 (千円)	1人当り支給額 (円)	1件当り支給額 (円)	支給方法
令和元年度	44,807	654,399	1,161,311	25,918	1,775	市内で受診した場合は現物給付 市外は償還
令和2年度	44,203	489,141	919,387	20,799	1,880	
令和3年度	43,702	543,184	1,040,257	23,803	1,915	

※平均受給者・・・月の初日現在の受給者数を合計して、12月で除した値。

2 ひとり親家庭等医療費の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親等及び18歳に達した日の属する年度の末日までの児童（一定の障害のある児童は20歳未満）に対し、医療保険適用後の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を支給している。

年 度	受給者数 (人)	支給件数 (件)	支給金額 (千円)	1人当り支給額 (円)	1件当り支給額 (円)	支給方法
令和元年度	2,842	23,359	61,264	21,557	2,623	償 還
令和2年度	2,756	21,721	57,970	21,034	2,669	
令和3年度	2,675	21,432	60,633	22,667	2,830	

IV こどもの教育・保育

1 幼稚園

市内の幼稚園は、全て私立幼稚園として設置・運営されており、学校教育法等に基づき、満3歳から小学校就学前までの子どもが通う施設である。

(各年5月1日 現在)

年度	園数	園児数(人) ※ 市外在住園児数を含む。			
		3歳	4歳	5歳	計
令和元年度	27	1,605	1,744	1,829	5,178
令和2年度	26	1,475	1,634	1,688	4,797
令和3年度	25	1,447	1,515	1,648	4,610

※ 満3歳は3歳を含む

2 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設である。幼稚園部分(1号認定)、保育部分の満3歳以上(2号認定)、保育部分の満3歳未満(3号認定)の3つの利用区分がある。

(令和4年4月1日 現在)

施設名	利用定員及び園児数(人)							
	1号		2号		3号		計	
	定員	園児数	定員	園児数	定員	園児数	定員	園児数
ひかりの子認定こども園	90	67	45	45	24	24	159	136
認定こども園のぞみ幼稚園	56	15	33	25	24	14	113	54
認定こども園泉の森川越	15	17	40	42	30	28	85	87
芳野台こども園	15	0	50	50	40	37	105	87
認定こども園ふじま幼稚園	180	70	45	68	12	15	237	153
認定こども園初雁幼稚園	45	44	12	18	18	11	75	73
認定こども園岡田幼稚園	180	98	36	39	24	17	240	154
認定こども園霞ヶ関幼稚園	127	80	33	31	17	13	177	124

3 保育園

保育園は、保護者が仕事に従事したり、病気にかかっているため、家庭において十分保育することができない就学前の児童を児童福祉法に基づき、保護者にかわって保育することを目的とする施設である。

近年、女性の職場進出に伴う低年齢児保育及び長時間保育、障害児保育等、保育需要の多様化が求められてきている。

本市においても、これらの問題に対処すべく保育園の改築に際しては保育のニーズの高い低年齢児の受け入れが容易になるよう設備の充実を図ると共に、保育の充実をめざし鋭意努力している。

(令和4年4月1日現在)

区分	施設名		定員(人)	保育の実施児童数(人)						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
法人立	1	下田保育園	100	3	12	14	18	20	19	86
	2	むさしの保育園	60	5	10	11	14	12	14	66
	3	増美保育園	120	9	16	27	25	28	24	129
	4	まきば保育園	90	5	12	14	17	20	20	88
	5	おおぞら保育園	90	—	0	0	19	18	20	57
	6	バンビ保育園	80	8	13	11	15	14	15	76
	7	貴精保育園	80	6	12	14	18	16	16	82
	8	高の葉保育園	100	8	20	21	20	21	18	108
	9	マーカレット保育園	60	3	7	7	13	13	13	56
	10	芳野保育園	60	6	11	11	13	13	10	64
	11	風の子保育園	60	3	12	12	13	13	13	66
	12	笠幡菜の花 保育園	60	5	10	11	12	13	11	62
	13	はるかぜ保育園	60	6	10	12	11	11	12	62
	14	風の子第二 保育園	60	4	12	10	13	12	9	60
	15	伊佐沼すまいる 保育園	60	0	14	14	6	10	9	53
	16	さくらんぼ 保育園	90	14	15	14	15	14	14	86
	17	あゆみ保育園	90	8	15	17	20	19	18	97
	18	おがやの里 しもだ保育園	60	6	9	11	13	12	12	63
	19	増美保育園 本川越分園	16	3	7	—	—	—	—	10
	20	ねむの木保育園	60	3	11	12	13	14	12	65
	21	かつらの木 保育園	116	9	20	24	30	25	17	125
	22	慶櫻南台保育園	60	6	14	13	10	10	12	65
	23	ともいき保育園	60	8	11	12	12	12	11	66
	24	増美保育園田町	90	8	12	17	18	17	16	88
	25	レイモンド 川越保育園	90	6	15	15	15	16	17	84

(令和4年4月1日現在)

区分	施設名		定員(人)	保育の実施児童数(人)						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
法人立	26	星の子みのり 保育園	90	10	15	16	16	16	17	90
	27	音羽の森保育園	90	6	16	17	17	17	17	90
	28	川越七歩保育園	100	6	18	18	20	20	20	102
	29	紀秀会川越やまだ 保育園	100	6	23	18	21	22	21	111
	30	マーガレット保育園 いなほ分園	22	1	6	7	—	—	—	14
	31	増美保育園 川越駅前分園	7	2	4	—	—	—	—	6
	32	さくらんぼ第二 保育園	100	7	17	17	17	16	17	91
	33	かつらの木第二 保育園	46	3	8	10	8	6	7	42
	34	音羽の森第二 保育園	100	7	16	18	20	20	19	100
	35	おひさま川越富士見町	60	6	8	11	12	11	12	60
	36	どんぐりの森保育園	100	3	9	14	16	18	18	78
	37	高階すまいる保育園	80	16	22	25	12	10	7	92
	38	紀秀会川越南やまだ 保育園	100	6	20	21	21	19	14	101
	39	増美保育園川越	60	5	7	12	12	12	11	59
	40	星の子第二保育園	29	1	5	5	4	4	0	19
	41	まーぶるきらり保育園	60	3	10	10	12	12	8	55
	小計	3,016	230	504	543	581	576	540	2,974	

(令和4年4月1日現在)

区分	施設名		定員(人)	保育の実施児童数(人)						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
小規模保育・事業所内保育	1	たむら保育園	19	1	7	8	—	—	—	16
	2	すみれ保育園	19	5	7	6	—	—	—	18
	3	つぼみ保育園	19	1	8	8	—	—	—	17
	4	なのはな第二保育園	11	0	0	0	—	—	—	0
	5	あそびのてんさい新河岸第二保育園	17	2	7	6	—	—	—	15
	6	並木あすなろ保育園	19	0	8	5	—	—	—	13
	7	やしのみ保育園	19	2	9	6	—	—	—	17
	8	まーぶる保育園 しんがし園	12	4	4	4	—	—	—	12
	9	ぼっかぼか園	19	0	10	7	—	—	—	17
	10	ちゅうりっぷ園川越	19	1	7	10	—	—	—	18
	11	上戸保育園	19	0	9	8	—	—	—	17
	12	おひさま保育園川越	19	1	8	8	—	—	—	17
	13	あそびのてんさい新河岸保育園	19	2	8	8	—	—	—	18
	14	ありす保育園	19	2	9	8	—	—	—	19
	15	めだか保育園	19	1	8	5	—	—	—	14
	16	川越ベビーホーム	15	1	6	4	—	—	—	11
	17	あしたばこども園乳児舎	13	3	4	6	—	—	—	13
	18	なのはな保育園	19	6	9	5	—	—	—	20
	19	星の子乳児保育園	19	0	4	10	—	—	—	14
	20	あかり保育園	15	1	4	8	—	—	—	13
	21	さくらんぼ第三保育園	19	0	10	7	—	—	—	17
	22	ミルキーホーム川越園	17	0	8	7	—	—	—	15
	23	埼玉ヤクルト保育園 かわもぐ保育ルーム	10	1	3	3	—	—	—	7
	24	秀学会川越クレアモール 保育園	27	1	12	9	—	—	—	22
	25	かつらの木ハート保育園	15	1	3	6	—	—	—	10
	26	ベビーかろーれ川越	22	1	5	8	—	—	—	14
	27	くっきいず保育園	13	1	7	7	—	—	—	15
	28	ヤオコー川越保育園	5	1	3	5	—	—	—	9
	29	陽だまり保育園	4	0	2	2	—	—	—	4
	30	希望保育園第2	5	0	2	1	—	—	—	3
	31	あそびのてんさい新河岸 第三保育園	24	2	15	12	—	—	—	29
	小計	510	41	206	197	—	—	—	444	
市立・法人立・小規模・事業所内 合計			5,296	307	910	1,010	911	902	874	4,914

(2) 保育園入園状況

(各年4月1日現在)

年度	区分	就学前児童数 (A)	保育園入園児童数 (B)	入園率 B/A ×100
		(人)	(人)	(%)
	令和2年度	15,945	4,454	27.9
	令和3年度	15,433	4,504	29.2
	令和4年度	14,935	4,498	30.1

※ 管外受託児童数は含まず。

(3) 保育の実施状況

(各年4月1日現在)

年度	区分	定員 (人)	入園希望児童数 (人) ①	保育の実施児童数 (人) ②	未入所児童数 (人) ③=①-②	入園希望児童に対する 保育の実施率 (%) ② / ① × 100
		令和2年度	5,767	5,560	5,239	321
	令和3年度	5,861	5,666	5,353	313	94.5
	令和4年度	5,891	5,750	5,428	322	94.4

※ 管外受託児童数は含まず。管外委託児童、認定こども園の保育部分含む。

(4) 令和3年度保育園経費

区分	事業費 (円)	財源内訳 (円)				
	実施弁済	国庫支出金	県支出金	保護者負担金	一般財源	
運営費	公立	3,018,515,947	8,552,000	18,487,000	245,981,567	2,745,495,380
	法人立	4,350,052,909	1,827,373,917	781,374,687	435,125,830	1,306,178,475
	合計	7,368,568,856	1,835,925,917	799,861,687	681,107,397	4,051,673,855

(5) 保育料

保育料は、その世帯の市民税額により決定する。

保育料額表

3歳未満児（3歳以上児の保育料は令和元年10月から無料）

（令和4年4月1日現在）

各月初日の当該子どもが属する世帯の階層区分		保育料額（月額：円）
階層	定義	上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合
A	生活保護世帯等	0
		0
B	A階層を除き、市町村民税（特別区民税を含む。4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の非課税世帯	0
		0
C	A階層を除き、市町村民税の課税世帯のうち、均等割の額のみ課税世帯	6,000
		5,800
D1	15,000円未満	6,500
		6,300
D2	15,000円以上48,600円未満	7,400
		7,200
D3	48,600円以上53,000円未満	8,200
		8,000
D4	53,000円以上60,000円未満	9,900
		9,700
D5	60,000円以上70,000円未満	11,900
		11,600
D6	70,000円以上80,000円未満	16,200
		15,900
D7	80,000円以上100,000円未満	21,600
		21,200
D8	100,000円以上115,000円未満	28,100
		27,600
D9	115,000円以上130,000円未満	35,200
		34,600
D10	130,000円以上145,000円未満	42,200
		41,400
D11	145,000円以上170,000円未満	44,400
		43,600
D12	170,000円以上200,000円未満	50,400
		49,500
D13	200,000円以上235,000円未満	52,800
		51,900
D14	235,000円以上270,000円未満	55,200
		54,200

D15	A階層及びC階層を除き、市町村民税の課税世帯であって、その保育料算定所得割の額が次の区分に該当する世帯	270,000円以上300,000円未満	57,200
			56,200
D16		300,000円以上340,000円未満	58,500
			57,500
D17		340,000円以上365,000円未満	58,900
			57,800
D18		365,000円以上	59,300
			58,200

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 3歳未満児 当該年度の初日の前日（第8号において「基準日」という。）において3歳未満の子どもをいう。
 - (2) 保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。次号及び第6項第2号において「府令」という。）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
 - (3) 保育短時間認定 府令第4条第1項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
 - (4) 生活保護世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項並びに平成25年改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親の世帯をいう。
 - (5) 非課税世帯 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税を課されない者（同法第323条の規定により市町村民税を免除された者を含む。）である世帯をいう。
 - (6) 均等割の額 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
 - (7) 保育料算定所得割の額 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条に規定する所得割を除く。）の額（同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。
 - (8) 3歳以上児 基準日において3歳以上の子どもをいう。
- 2 保育料算定所得割の額及び均等割の額については、地方税法の規定による市町村民税の所得割及び均等割の算定方法を基準として次に定めるところにより算定するものとする。
 - (1) 保育料算定所得割の額を算定する場合において、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税の賦課期日現在において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この号において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。
 - (2) 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を保育料算定所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を保育料算定所得割の額又は均等割の額とする。
 - (4) 保育料算定所得割の額の算定については、当該子どもと同一世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である者に限る。）の保育料算定所得割の額の合計額とする。
- 3 C階層の世帯及びD₁階層からD₁₈階層までの世帯のうち前項に規定する保育料算定所得割の額が77,101円未満の世帯であって、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育（保育に限る。）のあった月において子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。次項及び第5項において「政令」という。）第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する場合における当該子どもに係る保育料の額は、0円とする。
- 4 C階層からD₁₈階層までの世帯であって、同一世帯に負担額算定基準子ども（政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この項及び次項において同じ。）が2人以上いる場合において、次の表の左欄に掲げる子どもが保育所等に入所しているときは、前項に規定する場合を除き、同表の右欄に掲げる額をその子どもの保育料の額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち最年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）である満3歳未満保育認定子ども（政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下この表及び次項において同じ。）	保育料額表に定める額
(2) (1)以外の負担額算定基準子どものうち2番目の年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）である満3歳未満保育認定子ども	保育料額表に定める額の2分の1の額
(3) (1)及び(2)以外の負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども	0円

5 C階層の世帯及びD₁階層からD₁₈階層までの世帯のうち第2項に規定する保育料算定所得割の額が57,700円未満の世帯であって、特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下この項において同じ。）が2人以上いる場合において、次の表の左欄に掲げる子どもが保育所等に入所しているときは、第3項に規定する場合を除き、前項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる額をその子どもの保育料の額とする。

(1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども	保育料額表に定める額の2分の1の額
(2) 特定被監護者等（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども	0円

6 次に掲げる場合における当該月の保育料の額は、日割計算によって算定した額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 月の途中において、入所し、又は退所した場合

(2) 府令第58条第4号に規定する災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないとき。

7 本市以外の市町村において教育・保育給付認定を受けた場合の保育料の額は、当該教育・保育給付認定を行った市町村が定めるところによる。

4 児童発達支援施設

川越市児童発達支援センターは児童発達支援センター「あけぼの児童園」と児童発達支援事業所「ひかり児童園」を統合し、定員数の増員や相談支援体制の強化等の整備をした上で平成31年4月に新たにオープンした。

当センターは、地域にある身近な児童発達支援施設として、通所（通園）を利用する子どもへの支援だけでなく、発育発達に不安や心配のある子ども及びその保護者を対象とした相談支援等を行う施設である。

(1) 児童発達支援センターの概要

開設	敷地面積(m ²)	建物面積(m ²)	構造	建設費(千円)	施設内容
平成31年4月1日	4,470.39	延2,367.29 1階(1,446.38) 2階(920.91)	鉄骨造 2階建	1,009,923	指導室 プレイルーム 調理室 医務室 事務室 室内プール 会議室 相談室 療教室 言語聴覚室 待合室 その他

(2) 児童発達支援センターの職員数(人)

所長：1 副所長：1 事務員：3(1) 調理員：2(2) 用務員：(1) 補助作業員：(1)

保育士：25(28) 看護師：1(2) 保健師：1 社会福祉士：1 相談支援専門員：(2)

臨床心理士：(1) 臨床発達心理士：(2) 理学療法士：1 作業療法士：1(3)

言語聴覚士：1(3) 栄養士：2 ※その他嘱託医4人

※ 令和4年4月1日現在、()内は会計年度任用職員数

(3) 通所支援事業 通園（通園あけぼの・通園ひかり） 【法定事業】

目的 就学前の心身の発達に遅れや心配のある子どもと保護者のための通園施設。児童福祉法に規定する福祉型児童発達支援を実施。一人ひとりの発達状態及び特性に応じた個別支援計画を立て、適切かつ総合的な働きかけを早期から行うことにより成長発達を促す。

対象 就学前の心身の発達に遅れや心配のある子どもとその保護者。

定員 80人

通園あけぼの（単独クラスのみ）利用延人数

（単位：人）

年齢		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3歳	男		802	694	1,400
	女		424	295	603
4歳	男		2,011	1,519	1,239
	女		977	514	450
5歳	男		762	2,126	1,410
	女		550	1,317	900
合計			5,526	6,465	6,002

通園ひかり（概ね0～2歳は親子クラス、3～5歳は単独クラス）利用延人数

（単位：人）

年齢		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
0歳	男		128	40	10
	女		0	11	0
1歳	男		0	161	81
	女		33	66	93
2歳	男		245	33	336
	女		295	37	72
3歳	男		934	652	0
	女		182	1,045	61
4歳	男		197	695	692
	女		766	203	1,195
5歳	男		285	185	719
	女		720	736	300
合計			3,785	3,864	3,559

(4) 相談支援事業

① 一般相談

目的 主に就学前の心身の発達や障害に関する総合的な相談。保護者や関係機関からの相談に応じ、適切な支援につなぐ。

② 障害児相談支援【法定事業】

目的 「障害児支援利用計画」の作成、モニタリング、福祉サービス等の調整を行う。

一般相談・障害児相談支援利用延人数

(単位：人)

相談内容	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	一般相談		2,525	2,647
障害児相談支援		(一般相談に含む)	(一般相談に含む)	1,733
合計		2,525	2,647	2,718

③ 親子教室

目的 小集団での親子活動を楽しみながら、同年代の子どもと関わり、様々な遊びや活動を通して言葉や心身の発達を促す。

対象 主に、言語・コミュニケーションなどについて遅れや心配のある子どもとその保護者。

親子教室利用延人数

(単位：人)

教室名		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		ぺんぎん (2～3歳児) (他の所属なし)	保護者	519	480
	子ども	518	479	414	
くじら (3歳児以上) (他の所属あり)	保護者	527	270	373	
	子ども	527	269	373	
らっこ (3歳児以上) (他の所属なし)	保護者	—	—	134	
	子ども	—	—	134	
合計		2,091	1,498	1,843	

④ 専門相談

目的 0歳から18歳までの発育発達に不安や心配のある子ども及び障害のある子どもとその保護者の生活のしにくさに対し、遅れや障害、発達特性に応じて理学療法士(P T)、作業療法士(O T)、言語聴覚士(S T)、心理相談員等が個別に相談(支援)を行う。

⑤ 巡回相談

目的 保育所等からの依頼により、保育所等に通う発育発達に不安や心配のある子どもや障害のある子どもに対し、子どもの通う施設等を訪問して子どもの心身の状況及びその置かれている環境に応じた支援を行う。

対象 保育園・幼稚園などに通う発育発達に心配や不安のある子ども及び障害のある子ども

⑥ 保育所等訪問支援 【法定事業】

目 的 保護者からの依頼により、保育所等に通う発育発達に不安や心配のある子どもや障害のある子どもに対し、子どもの通う施設等を訪問して子どもの心身の状況及びその置かれている環境に応じた支援を行う。

対 象 保育園・幼稚園などに通う発育発達に心配や不安のある子ども及び障害のある子ども

⑦ 地域連携・研修啓発

目 的 関係機関の職員、保護者、市民等を対象とした研修会・講演会の企画・実施。

専門相談等利用延人数

(単位:人)

相談内容		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
専門相談	理学療法		851	758	692
	作業療法		1,803	1,390	1,097
	言語療法		1,482	931	1,257
	心理相談	(一般相談に含む)		256	321
巡回相談	理学療法		46	35	32
	作業療法		52	82	7
	言語療法		0	0	0
	心理相談		—	31	3
	その他		—	—	4
保育所等訪問支援	理学療法		3	20	9
	作業療法		0	0	0
	言語療法		0	0	0
	心理相談		—	0	0
合計			4,237	3,503	3,422

保健医療部

I 保健医療推進

主な事務内容は、保健医療行政の企画・調整に関する事、救急医療体制に関する事、及び医療供給体制の整備に関する事である。

1 救急医療体制

病院群輪番制による第二次救急医療体制

病院群輪番制参加病院数

年度	医師会	東入間医師会			計
	川越市医師会	富士見市	ふじみ野市	三芳町	
令和元年度	8	3	1	2	14
令和2年度	8	3	1	2	14
令和3年度	8	3	1	2	14

2 医療供給体制の整備

病診連携推進事業推進状況

年度	外来患者紹介数（人）	研修等（回）	検討会等（回）
令和元年度	12,358	4	9
令和2年度	8,215	2	2
令和3年度	9,235	3	2

II 国民健康保険

1 国民健康保険制度

国民健康保険は、国民皆保険の中核として、職域を対象とする健康保険や共済保険加入者以外の人達を対象とし、地域を単位とし、昭和13年に発足した医療保険制度であり、被保険者の疾病、負傷、出産および死亡の保険事故に対し、必要な保険給付を行うものである。

当初の国民健康保険は、任意設立の組合方式であったので、なかなか普及せず、本市においても昭和20年になって初めて設立されたが、まもなく事業中止となった。

しかし、昭和23年の法律改正により、保険者は原則として市町村とすることとされ、強制加入方式を取り入れて、公営主義が打ち出された。この改正を受けて、昭和24年10月から川越市国民健康保険事業が開始された。当時の加入状況は、7,018世帯、30,481人で加入割合は全体の59%であった。

昭和34年4月には現行の国民健康保険法が施行され、令和4年4月1日現在の加入状況は、48,675世帯、72,510人、加入割合は全体の20.55%となっている。

なお、平成20年4月から、後期高齢者医療制度が始まり、被保険者の対象が75歳未満となった（一定の障害認定を受けている65歳以上75歳未満の方については後期高齢者医療制度の選択が可能）。

また、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指すこととなった。

○給付状況 —— 義務教育就学前の乳幼児については8割、70歳から74歳の前期高齢者については8割（または7割）給付となっている。

その他の一般被保険者、退職被保険者本人、同被扶養者は7割の給付となっている。

○保険税 —— 本市の保険税は、従前は4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）で納付額の算定をしていたが、昭和54年度から2方式（所得割、均等割）により算定するよう改正された。

(1) 国民健康保険加入状況

(令和4年3月末現在)

世 帯			人 口		
総世帯数 (世帯)	加入世帯数 (世帯)	加入割合 (%)	総人口 (人)	被保険者数 (人)	加入割合 (%)
164,413	48,675	29.61	352,896	72,510	20.55

(2) 年度別加入状況

(各年度末現在)

区 分	世 帯			人 口		
	総世帯数 (世帯)	加入世帯数 (世帯)	加入割合 (%)	総人口 (人)	被保険者数 (人)	加入割合 (%)
令和元年度	160,831	50,155	31.18	353,456	76,721	21.71
令和2年度	163,023	49,849	30.58	353,442	75,220	21.28
令和3年度	164,413	48,675	29.61	352,896	72,510	20.55

(3) 保険税負担の推移

(現年調定/平均)

年 度	区 分	1 世帯当たり (円)	1 人当たり (円)
	令和元年度		139,624
令和2年度		138,451	91,024
令和3年度		141,033	94,047

(4) 保険税率の推移

年 度	区 分	所 得 割	均等割 (円)	限度額 (円)	引上率 (%)
		令和2年度	医療分 $\frac{7.35}{100}$	23,300	610,000
	支援金等分 $\frac{2.2}{100}$	7,300	190,000	所得割 — 均等割 — 限度額 —	
	介護分 $\frac{2}{100}$	10,200	160,000	所得割 — 均等割 — 限度額 —	
令和3年度	医療分 $\frac{7.35}{100}$	24,700	630,000	所得割 — 均等割 6.01 限度額 3.28	
	支援金等分 $\frac{2.4}{100}$	8,400	190,000	所得割 9.09 均等割 15.07 限度額 —	
	介護分 $\frac{2}{100}$	11,300	170,000	所得割 — 均等割 10.78 限度額 6.25	
令和4年度	医療分 $\frac{7.35}{100}$	24,700	630,000	所得割 — 均等割 — 限度額 —	
	支援金等分 $\frac{2.4}{100}$	8,400	190,000	所得割 — 均等割 — 限度額 —	
	介護分 $\frac{2}{100}$	11,300	170,000	所得割 — 均等割 — 限度額 —	

(5) 令和3年度国民健康保険税収入状況

(単位：千円)

予算現額	調定額	収入済額	収 入 率 (%)	
			対調定	対予算
6,803,073	9,177,118	7,011,799	76.41	103.07

(6) 国民健康保険税決算状況

(単位：千円)

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
調定額	対前年度 (%)	調定額	対前年度 (%)	調定額	対前年度 (%)
9,674,256	96.40	9,402,924	97.20	9,177,118	97.60

(7) 保険給付状況

年度別被保険者1人当たりの支給額

区 分 年 度	療養の給付 (円)	療養費 (円)	出産育児一時金 (円)	葬祭費 (円)	高額療養費 (円)	合 計 (円)
令和元年度	252,560	3,572	1,174	312	36,705	294,323
令和2年度	245,267	3,095	1,133	296	37,176	286,967
令和3年度	261,541	3,147	1,100	342	39,235	305,365

年度別支払状況

区 分 年 度	療養の給付		療 養 費		出産育児一時金		葬 祭 費		高 額 療 養 費		合 計	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
令和元	1,260,027	19,768,910	38,417	279,600	221	91,894	488	24,400	66,084	2,873,019	1,365,237	23,037,823
令和2	1,116,403	18,725,642	31,587	236,260	200	86,505	452	22,600	40,622	2,838,325	1,189,264	21,909,332
令和3	1,163,296	19,507,321	32,073	234,721	196	82,070	510	25,500	53,632	2,926,407	1,249,707	22,776,019

療養の給付

区 分 年 度	件 数	費 用 額 (円)		負 担 区 分 (円)			受診率 (%)
		1件当たりの費用額	総 額	保険者負担	一部負担	他法負担	
令和元	1,260,027	21,399	26,962,980,292	19,768,910,381	6,467,825,479	726,244,432	1,609.76
令和2	1,116,403	22,843	25,502,362,142	18,725,641,721	5,965,833,913	810,886,508	1,462.26
令和3	1,163,296	22,794	26,515,718,069	19,507,321,321	6,173,300,884	835,095,864	1,559.67

令和3年度療養の給付内訳

区 分 種 別	件 数	費 用 額			受診率 (%)
		1件当たりの費用額 (円)	1人当たりの費用額 (円)	総 額 (円)	
入 院	14,550	631,590	123,209	9,189,634,595	19.51
入 院 外	578,227	16,716	129,589	9,665,547,464	775.25
歯 科	153,540	11,744	24,175	1,803,140,110	205.86
小 計	746,317	27,680	276,973	20,658,322,169	1,000.61
調 剤	413,486	12,479	69,178	5,159,727,039	554.37
食 事 療 養	(13,453)※	29,629	5,344	398,602,321	18.04
訪 問 介 護	3,493	85,619	4,010	299,066,540	4.68
合 計	1,163,296	22,794	355,505	26,515,718,069	1,559.67

※ 食事療養の件数は入院時の食事件数であり、入院の件数と重複するため、括弧書きで記載。

2 特定健康診査等

特定健康診査は、メタボリックシンドロームの予防・改善を目的として、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者（妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く）を対象に、6月から翌年1月まで、指定医療機関にて、個別に実施するものである。

特定保健指導は、特定健康診査の結果により保健指導が必要な方に、特定保健指導利用券を送付し、特定保健指導実施機関で保健指導を実施するものである。運動や食事等から生活習慣の改善を行う保健指導を無料で行う。

(1) 特定健康診査

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
令和元年度	51,500	21,595	41.9
令和2年度	51,039	17,419	34.1
令和3年度	49,306	18,855	38.2

(2) 特定保健指導

年度	対象者数（人）	終了者数（人）	終了者の割合（%）
令和元年度	2,329	304	13.1
令和2年度	1,979	376	19.0
令和3年度	2,294	440	19.2

Ⅲ 後期高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の施行により、従来の「老人保健制度」が廃止され、平成 20 年 4 月 1 日から発足した。75 歳以上の人（一定の障がいのある人は 65 歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人）を対象にして、保険診療による医療費（一部負担金を除く）を支給する。

制度は埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営し、市は保険料の徴収、保険証の引渡し、各種申請の受付などの窓口事務を行う。

(1) 受診の方法

診療を受ける場合は、「保険証」を医療機関の窓口で提示し、次の一部負担金を支払う。

ただし、人工透析を行っている慢性腎不全等の「特定疾病療養受療証」の交付を受けている人はこの限りではない。

① 外来の場合

窓口での支払は、医療費の 1 割、2 割または 3 割を負担する。

ただし、同一月、同一医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額（※）までになる。

② 入院の場合

ア 窓口での支払は、医療費の 1 割、2 割または 3 割を負担する。ただし、同一月、同一医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額（※）までになる。

イ 入院時食事・生活療養標準負担額。

※ 医療機関窓口での支払いを自己負担限度額までにするためには、「限度額適用認定証」（現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの区分）「限度額適用・標準負担額減額認定証」（低所得Ⅰ・Ⅱの区分）の提示が必要。

なお、自己負担限度額（1 カ月）については（2）高度療養費の支給についてを参照。

(2) 高額療養費の支給

医療費の患者負担が自己負担限度額を超える場合、超えた分が「高額療養費」として支給される。

自己負担限度額（1 カ月）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

所得区分		自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	入院+外来（世帯合算）
現役並み※1 所得者	○現役並み所得者Ⅲ	252,600 円+（医療費-842,000 円）×1%（★140,100 円）※4	
	○現役並み所得者Ⅱ	167,400 円+（医療費-558,000 円）×1%（★93,000 円）※4	
	○現役並み所得者Ⅰ	80,100 円+（医療費-267,000 円）×1%（★44,400 円）※4	
一 般		18,000 円（年間上限額 144,000 円）	57,600 円（★44,400 円）※4
○低所得Ⅱ※2		8,000 円	24,600 円
○低所得Ⅰ※3			15,000 円

※1 同一世帯に一定の所得以上（住民税課税所得が 145 万円以上）の被保険者がいる人。ただし、収入額が所定の要件に該当する旨の申請があった場合を除く。（現役並み所得者Ⅰ課税所得 145 万円以上・現役並み所得者Ⅱ課税所得 380 万円以上・現役並み所得者Ⅲ課税所得 690 万円以上）

※2 住民税非課税の世帯に属する人。

※3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない人。

※4 （★）内の数字は、過去 12 カ月に 3 回以上高額療養費を受けた場合の 4 回目以降の自己負担限度額。

(3) 被保険者の状況

年 度	合計 (人)	75 歳以上 (人)	65 歳～74 歳の障害認定 (人)
令和元年度	46,371	46,102	269
令和2年度	47,193	46,928	265
令和3年度	49,083	48,841	242

※ 各年度3月31日時点での人数

(4) 保険料率の推移

保険料は埼玉県後期高齢者医療広域連合が条例で定める県内均一の所得割率及び均等割額により算出され、2年毎に見直される。

年 度	所得割率 (%)	均等割 (円)	限度 (円)
令和2年度	7.96	41,700	640,000
令和3年度	7.96	41,700	640,000
令和4年度	8.38	44,170	660,000

(5) 健康診査の実施状況

埼玉県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、被保険者を対象に年に1回健康診査を実施する。受診者の自己負担は無料。

年 度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	健康診査費用 (円)
令和元年度	40,062	12,342	30.8	134,481,614
令和2年度	42,670	11,812	27.7	130,176,117
令和3年度	43,081	12,468	28.9	140,981,470

IV 医 療 助 成

1 重度心身障害者医療費の支給

重度心身障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者手帳1～4級、療育手帳(A)・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者、又は後期高齢者医療制度による障害認定者等を対象に、保険診療による医療費の自己負担分等について助成金を支給する(本人の所得により適用外となる場合あり)。ただし、平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった方は対象外とする。

年 度	受給者数 (人)	支給金額 (千円)	1人当り支給額 (円)	支給方法
令和元年度	7,331	764,302	104,256	現物給付 又は償還払い
令和2年度	7,107	683,169	96,126	
令和3年度	6,897	654,617	94,913	

※ 受給者数は各年度の月平均

保 健 所

I 保 健 衛 生

保健所は、地域保健法第5条により都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が設置することとされている。

平成14年度までは、埼玉県川越保健所が、川越市、富士見市、旧上福岡市、旧大井町及び三芳町を管轄区域として、結核・感染症予防、食品衛生、環境衛生等の業務を行っていた。一方、川越市では、平成11年4月に市民の健康づくりの拠点として川越市総合保健センターを設置し、母子保健や成人保健等の業務を行ってきた。

平成15年4月、本市は中核市に移行したことに伴い川越市保健所を開設し、これにより、従来県と市で分担して行ってきた川越市域の保健衛生業務を一括して市で行なうこととなった。

平成16年4月、川越市総合保健センター隣に保健所が完成し、業務を行っている。

1 施設の概要

区 分	内 容
名 称	川越市保健所
所 在 地	大字小ヶ谷817番地1
開設年月日	平成16年4月1日
建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上3階建
施設の内容	(1階) 相談室、事務室
	(2階) 会議室、教育研修室、グループ活動室、資料展示室、診察室、相談室
	(3階) 細菌検査室、洗浄滅菌室、理化学検査室、機器分析室・天秤室、臨床検査室、検査員室

2 医療機関等数及び医師等数

(各年12月31日現在)

区分 年次	病院		一般診療所		歯科診療所	助産所	施術所	歯科 技工所	衛 生 検査所
	施設数	病床数	施設数	病床数					
令和元年	26	4,357	212	121	185	6	345	65	6
令和2年	26	4,329	212	121	186	6	352	66	6
令和3年	26	4,351	213	140	185	7	357	63	5

(各年12月31日現在)

年次	職種	医師 (人)	歯科医師 (人)	薬剤師 (人)	保健師 (人)	助産師 (人)	看護師 (人)	准看護師 (人)
	平成30年		874	277	755	85	154	3,198
令和2年		920	298	758	90	167	3,398	704

※ 医師及び歯科医師は市内の医療施設の従事者、薬剤師は市内の薬局・医療施設の従事者、その他の職種は市内で該当免許に係る業務に従事している者（隔年毎の医師・歯科医師・薬剤師統計及び埼玉県医療従事者届集計による）

3 医薬品販売業等施設数

(各年度末現在)

年度	区分	薬局	店舗販売業	卸売販売業	薬種商販売業
	令和元年度	145	62	56	1
	令和2年度	150	65	56	1
	令和3年度	155	68	51	0

4 毒物劇物販売業等施設数

(各年度末現在)

年度	区分	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	業務上取扱者
	令和元年度	100	13	4	1
	令和2年度	105	11	4	1
	令和3年度	100	11	4	1

5 医事・薬事事務

- ① 医療機関・施術所などの届出の受付及び許可
- ② 薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業などの許可及び登録
- ③ 上記の施設・事業所に対する指導
- ④ 献血への協力や薬物乱用防止に関する啓発活動

Ⅱ 保 健 予 防

保健予防対策の推進課として、精神障害者の保健福祉相談の充実、精神保健福祉に関する正しい認識と知識の普及を図るとともに精神障害者の適正な医療及び社会復帰の促進、自殺予防に関する事業をすすめている。また、感染症の発生予防の啓発や適正医療の提供など患者の人権に配慮した感染症の拡大防止対策の充実に努めているとともに、エイズ等の感染症に対する正しい知識の啓発と相談の充実に努めている。

1 精神保健福祉

事業名	主体	事業内容	令和3年度実績
1 精神保健福祉相談	市	精神保健福祉士・保健師が市民のこころの健康に関することや、精神保健福祉に関する相談を随時受け、問題解決に向けたアドバイスをを行っている。	延人数（人） 5,631
2 精神保健福祉専門相談	市	月1回精神科専門医による相談を実施している。	回数（回） 7 延来所者数（人） 16
3 訪問指導	市	精神保健福祉士・保健師が、家庭訪問をして生活上の問題を解決するための方向性をアドバイスしている。	延人員（人） 782
4 精神保健福祉家族教室	市	精神障害者を抱える家族に必要な知識や情報を提供したり、家族同士の悩みを交換しあう場を提供するための教室を実施している。	開催回数（回） 0 参加者延人数（人） 0
5 青年期ひきこもり事業	市	ひきこもりについて理解し、家族の対応を学び問題解決に向けて自助機能の向上を図る。	親の会回数（回） 1 延参加者数（人） 7
6 啓発事業	市	精神保健福祉、自殺予防に関する正しい理解と知識の普及、情報提供を図る。	研修会等（回） 2 延参加者数（人） 32 <内訳> メンタルヘルス講演会 0回 0人 出前講座 1回 23人 関係機関研修 1回 9人

※精神障害者等社会復帰相談事業（ソーシャルクラブ）は令和2年3月で廃止

2 感染症予防

(1) 結核関係

① 結核公費負担申請件数

感染症法第 37 条及び第 37 条の 2 の規定による医療費公費負担の申請。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新規件数 (件)	55	45	38
継続件数 (件)	84	57	70

② 感染症診査協議会

感染症診査協議会を開催し、結核患者の適正な治療と公費負担制度の適用を診査する。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
開催回数 (回)	24	24	23
診査件数 (件)	139	102	108

③ 結核公費負担診査支払件数

結核患者の医療費を公費負担することにより、適正な医療の普及と患者の費用負担の軽減化を図り、結核のまん延防止を図る。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
37 条の 2 (通院) 支払件数 (件)	526	395	343
37 条 (入院) 支払件数 (件)	69	40	57

④ 結核予防費補助件数

私立学校等が行う結核定期健康診断事業に対し補助を行うことにより、受診率の向上を図り、患者の早期発見、早期治療及び感染防止を図る。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助件数 (件)	16	15	15

⑤ 接触者健診・管理検診

結核患者の接触者に対し、結核まん延防止のための健診及び治療終了した患者の結核再発防止のための検診を実施。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
開催回数 (回)	26	16	17
来所人数 (人)	93	48	36

⑥ 患者病状管理

結核患者の治療を行っている担当医から情報を入手し、結核の再発、自己中断、二次感染の防止を図る。
また、治療終了後の経過について患者本人への体調確認調査を行い、検診の案内をする等再発防止を図る。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医師への定期病状調査（件）	1	0	0
患者本人への体調確認調査（件）	113	107	96

⑦ 結核患者・接触者等の調査・相談延べ件数

保健師が結核患者に対する面接や接触者等への調査を行い、登録管理し、適正な医療の提供及び結核のまん延防止を図る。

また、本人、家族や他の接触者の相談を継続的に受け、療養等の支援をおこなう。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
面接による調査・相談件数（件）	101	32	24
電話相談件数（件）	1,151	739	468

(2) 感染症関係

① 感染症発生動向調査

感染症患者の発生状況を早期にかつ的確に把握して、その流行を予測し、適切な予防策を講じるために、決められた医療機関に依頼し、定期的に患者発生の報告を受け、その情報を全県で集約し、還元情報を関係機関に送り、参考とする。

(1) 週報：毎週報告入力及び還元事務	52 週分実施
(2) 月報：毎月報告入力及び還元事務	12 ヶ月分実施
(3) 病原体定点医療機関からの検体対応	0 検体
(4) 新型インフルエンザ等感染症	20,365 件
(5) 2 類感染症（結核を除く）	0 件
(6) 3 類感染症関係事務	2 件
(7) 4 類感染症関係事務	7 件
(8) 5 類感染症関係事務	37 件

② 感染症電話相談

感染症についての電話相談に対し随時対応。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
感 染 症 全 般（件）	3,046	42,133	16,652
性感染症電話相談（件）	121	107	94

③ 性感染症相談・検査

エイズを含む性感染症の予防啓発のため、月3回（夜間月1回を含む）血液による検査を実施。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実 施 回 数（回）	39	43	30
性感染症相談検査来所（件）	426	186	178

④ 啓発事業

感染症（結核・エイズ関係を含む）研修会 0回

依頼対応講座 14回

結核予防週間啓発キャンペーン：啓発事業実施

Ⅲ 食品・環境衛生

食品・環境衛生課では、食品関係営業施設の許可・監視指導等の食品衛生業務、理・美容所等の開設届受理・監視指導及び野犬の捕獲等の環境衛生業務を行っている。

1 食品衛生事務

(1) 食品関係営業施設の許可等状況

食品衛生法及び食品衛生に関する条例（埼玉県条例。令和3年6月1日付けで廃止。）等に基づき食品関係営業施設等の許可並びに給食施設等の届出を受けている。

年度	区分	業種数	合計	区分		
				新規許可数	更新許可数	届出数
令和元年度		6,582	1,070	466	552	52
令和2年度		6,528	1,235	543	645	47
令和3年度		5,640	2,872	751	61	2,060

(2) 食品関係営業施設等監視状況

市内食品関係営業施設、埼玉川越総合地方卸売市場内の施設、食鳥処理場等の監視指導を行っている。

年度	区分	監視延数
令和元年度		2,557
令和2年度		1,606
令和3年度		665

(3) 食品等収去等実施状況

市内で製造、販売等される食品等について収去等を実施し、食中毒の防止や不良食品の流通を防止することにより、食品等の安全確保を図っている。

年度	区分	検体数	項目数
令和元年度		266	5,125
令和2年度		178	3,016
令和3年度		150	3,804

(4) 食中毒発生状況

食中毒発生時に、原因の究明と事件の処理を行っている。

令和元年度の食中毒事件はサルモネラ、アニサキスを病因物質としたものである。

令和2年度の食中毒事件はカンピロバクター、アニサキス、ノロウイルスを病因物質としたものである。

年度	区分	発生数 (件)	患者数 (人)
令和元年度		2	11
令和2年度		3	84
令和3年度		0	0

2 環境衛生事務

(1) 環境衛生関係施設

法律、条例等に基づいた衛生基準を確保させ、経営の健全化及び活性化を図っている。

① 届出営業施設

業種	区分	施設数	新規届出数(件)
理容所		222	0
美容所		667	53
クリーニング所		160	2

② 許可営業施設

業種	区分	施設数	新規許可数(件)
旅館業		51	3
墓地		650	0
納骨堂		7	0
火葬場		1	0
公衆浴場		24	2
興行場		6	0

③ 遊泳用プール施設

業種	区分	施設数	新規届出数(件)
プール		10	0

④ 専用水道施設

業種	区分	施設数	新規布設確認数(件)
専用水道		32	1

⑤ 自家用水道施設

業種	区分	施設数	新規確認数(件)
自家用水道		5	0

⑥ 特定建築物施設

業種	区分	施設数	新規届出数(件)
特定建築物		79	1

⑦ 登録業施設数

業種	区分	施設数	新規登録数(件)
登録業		59	11

※ 表中の施設数は令和4年3月31日現在、件数は令和3年度のもの

(2) ねずみ族、昆虫等関係

ねずみ、衛生害虫などに関する相談に応じている。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談数	302	246	201

3 狂犬病予防関係事務

犬の登録と狂犬病予防注射を推進することにより、狂犬病の発生を防止する。

犬の登録等関係事務 (令和3年度)

	総数 (件)	新規 (件)
犬の登録	15,440	1,311
注射済票交付	12,000	

4 動物管理指導関係

動物による危害及び公衆衛生上の被害を防止し、不適正な飼養管理に起因する苦情等の減少を図っている。

(1) 犬・猫の引き取り頭数等

(令和3年度)

区分	受付数
犬の捕獲数 (頭)	33
飼養放棄犬の引き取り (頭)	0
所有者不明猫の引き取り (頭)	39
飼養放棄猫の引き取り (頭)	25
負傷動物の収容 (頭)	(犬:1 猫:37)
咬傷届出数 (件)	13

(2) 動物取扱業

登録を受け付け、衛生管理の指導を図っている。

業種	施設数	新規登録数 (件)
動物取扱業	130	11

(3) 特定動物

特定動物を飼養する場合は許可することにより、危害防止を図っている。

区分	施設数	新規許可数 (件)
特定動物	2	0

(4) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業

飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、地域の良好な生活環境の促進を図っている。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付数	94	80	65

※ (2)、(3) 表中の施設数は令和4年3月31日現在、件数は令和3年度のもの。

IV 衛生検査

収去食品の検査、食中毒の原因究明検査、苦情食品の検査、市民が利用する井水・プール水・浴槽水等の水質検査、家庭用品の検査、健康食品の検査、二・三類感染症等検査及びHIV即日検査を実施している。

1 理化学検査

- ① 食品衛生法等に基づく、収去食品等の理化学検査。(例：食品添加物、残留農薬)
- ② 水道法等に基づく、飲用水の水質検査。
- ③ 川越市プールの安全安心要綱に基づく、プール水の水質検査。
- ④ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく、家庭用品(乳幼児繊維製品)の理化学検査。
- ⑤ 健康食品の医薬品成分含有の有無の検査。

2 微生物等検査

- ① 食品衛生法等に基づく、収去食品等の細菌検査。(例：一般細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌)
- ② 食品衛生法等に基づく、食中毒等の原因究明のための細菌検査等。(例：カンピロバクター、腸管出血性大腸菌 0157、ノロウイルス、アニサキス)
- ③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づく、二・三類感染症等発生時の患者又は接触者に対する細菌等検査。
- ④ 川越市エイズその他の性感染症対策要綱等に基づく、性感染症予防啓発に係る血液検査。
- ⑤ 水道法等に基づく、飲用水の水質検査。
- ⑥ 川越市プールの安全安心要綱に基づく、プール水の水質検査。
- ⑦ 川越市公衆浴場法施行条例等に基づく、浴槽水等の水質検査。

水質検査検体数

区分	飲用水等	プール水等	浴槽水等
令和元年度	77	27	56
令和2年度	84	15	13
令和3年度	82	20	20

※ 他の統計については、事業担当課のページに記載。

V 総合保健センター

総合保健センターは、本格的な少子・高齢化、保健福祉ニーズの多様化、疾病構造の変化等に対応するため、市民の健康づくりの拠点として、また、保健・医療・福祉の連携の拠点として設置した。

1階は、主に健康増進事業を実施する施設。2階は、主ながん検診事業を実施する施設。3階は、健康相談や乳幼児健診など各種保健事業を実施する施設となっている。

1 施設の概要

区 分	内 容
名 称	川越市総合保健センター
所 在 地	大字小ヶ谷817番地1
開設年月日	平成11年4月1日
建 物	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
施設の内容	(1階) 相談室、健康増進室、プレイルーム、地域活動室、事務室他 (2階) 問診室、一般測定室、採血室、診察室、骨粗しょう症検査室、エックス線管理室、暗室、歯科検診室、歯科指導室、消毒・保管室、乾燥室、臨床検査室、読影会議室、事務室他 (3階) 多目的室、会議室、研修室、栄養指導室、保健指導相談室他
事業内容	<p>【健康教育】 各種集団健康教育、介護予防教室</p> <p>【健康相談】 各種健康相談、乳幼児相談</p> <p>【保健指導】 母子の健康教室、訪問指導</p> <p>【健康増進】 運動指導、栄養指導、歯科保健指導、組織活動の支援、受動喫煙対策</p> <p>【健康診査】 乳幼児健診、歯科健診、胃がん検診、肺がん（結核）検診、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、骨密度検診、歯周病検診</p> <p>【予防接種】 定期の予防接種、任意の予防接種への費用助成、風しん抗体検査</p> <p>【公費負担医療】 未熟児養育医療、特定不妊治療等の母子保健に係る医療費公費負担</p> <p>【難病対策】 指定難病等医療給付の申請受付。難病患者、家族への支援</p> <p>【その他】 健康啓発事業など</p>

2 母子公費負担医療

(令和3年度)

事業名	内 容	受給者数(人)
未熟児養育医療給付	未熟児(出生体重が2,000g以下又は一般状態、呼吸器系、消化器系が未熟な状態の児で1歳未満)に対し医療の給付を行う。	70
自立支援医療(育成医療)給付	身体に障害のある児童(18歳未満)に対し、その手術、治療に要する医療などの給付を行う。	64
結核児童療育給付	結核にかかった児童に対し、医療の給付とともに、入院中の学校教育と療養生活の指導を行う。	0
小児慢性特定疾病医療給付	18歳未満(20歳まで延長の疾患もある)の小児慢性特定疾病児童に対し医療給付を行い適正な医療の普及を図る。	386

3 特定不妊治療費の助成

特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、この経済的負担の軽減を図る。

年度	受給件数 (件)
令和3年度	612

4 難病対策

事業名	事業内容	令和3年度
指定難病等医療給付の申請事務	指定難病（特定疾病・先天性血液凝固因子欠乏症等）の治療を受けている方が、保険医療機関で保険診療を受けた際、自己負担分の医療費等の一部を、県が公費負担する制度の経由事務。	指定難病医療給付受給者数 (人) 2,631 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数 (人) 18
医療講演会	難病患者・家族・関係者に疾患・治療・福祉サービス・介護方法等について学習する場を提供し、患者のQOLの向上、家族の負担軽減を図る。	実施回数 (回) - 延参加者数 (人) - コロナ蔓延のため未実施
患者家族会への支援	同じ病気で療養している患者家族が集まり、交流を図ると共に、療養生活の悩みや苦労の分かち合い、情報交換などの相互学習を通し、療養生活の充実を図る。	実施回数 (回) - 延参加者数 (人) - コロナ蔓延のため未実施
電話や面接、訪問等による個別支援	保健師等が関係機関と連携し、電話・面接・訪問等による個別支援を行うことで、難病患者のQOLの向上、家族の介護負担の軽減を図る。	公費負担申請・相談延人数 (人) 3,987 訪問指導実人数 (人) 6 延人数 (人) 10 電話相談延人数 (人) 1,330

5 肝炎対策

肝炎インターフェロン等治療医療費助成申請事務。

「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく埼玉県への進達事務。

肝炎インターフェロン等治療受給者証交付申請件数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請件数 (件)	231	201	195

6 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく、各種申請等の埼玉県への進達事務。

原爆被爆者及び被爆者二世に関わる各種申請の受付件数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
各種申請受付 (件)	42	17	7

7 予防接種

(1) 定期予防接種

感染症の発生及びまん延を防止するため、予防接種法に定められた定期予防接種を実施している。

予防接種名	接種件数 (単位: 件)			備 考	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
ヒブ	9,222	9,761	8,882	生後2か月～5歳未満	
小児用肺炎球菌	9,635	9,435	8,839	生後2か月～5歳未満	
四種混合1期	9,638	9,614	8,886	生後2か月～7歳6か月未満	
三種混合1期	0	0	0	生後2か月～7歳6か月未満	
二種混合1期	0	0	0	生後2か月～7歳6か月未満	
二種混合2期	2,583	2,652	2,416	11歳以上13歳未満	
不活化ポリオ	11	1	0	生後2か月～7歳6か月未満	
B型肝炎	7,029	6,982	6,547	1歳未満	
ロタ(※1)	1価	—	1,521	3,015	生後6週～生後24週0日
	5価	—	666	1,933	生後6週～生後32週0日
麻しん風しん混合	1期	2,454	2,341	2,254	1歳～2歳未満
	2期	2,807	2,761	2,702	5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間
	5期	878	606	332	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた風しんの抗体がない男性(※2)
麻しん	1期	0	0	0	1歳～2歳未満
	2期	0	0	0	5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間
風しん	1期	0	0	0	1歳～2歳未満
	2期	0	0	0	5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間
	5期	0	5	9	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた風しんの抗体がない男性(※2)
水痘(水ぼうそう)	4,753	4,769	4,368	1歳～3歳未満	
日本脳炎	1期	7,865	7,730	4,944	生後6か月～7歳6か月未満
		833	804	292	7歳6か月～20歳未満
	2期	3,692	3,538	1,189	9歳～20歳未満
B C G	2,387	2,357	2,220	1歳未満	
ヒトパピローマウイルス感染症	157	451	1,199	小学校6年生相当～高校1年生相当年齢の女子	
高齢者インフルエンザ	40,584	60,591	47,162	65歳以上の者及び60～65歳未満の者で厚生労働省令に定めるもの	
高齢者肺炎球菌	4,309	4,072	2,983	当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者及び60歳～65歳未満の者で厚生労働省令に定めるもの(※3)	
計	108,837	130,657	110,172		

※1 令和2年10月1日より定期接種開始

※2 事業延長に伴い令和6年度まで実施予定

※3 平成26年度～令和5年度までの経過措置対象者

(2) 臨時予防接種（新型コロナウイルスワクチン）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を防止するため、予防接種法に定められた臨時予防接種である新型コロナウイルスワクチン接種を実施している。（単位：件）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備 考
1回目接種件数	—	1,783	275,040	5歳以上
2回目接種件数	—	125	274,487	5歳以上
3回目接種件数	—	—	139,665	12歳以上
計	—	1,908	689,192	

※ 令和3年2月16日付け厚生労働省発健 0216 第1号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」に基づき、令和3年2月17日から開始。

(3) 任意予防接種に対する費用助成

予防接種法に基づかない任意予防接種の接種費用の一部を助成している。（単位：件）

予防接種名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	備 考
高齢者肺炎球菌		365	281	168	75歳以上で定期予防接種の対象にならない者
風 し ん	混 合	474	373	334	妊娠を希望する女性とそのパートナー等のうち、風しんの抗体価が低い者
	単抗原	103	90	89	

(4) 風しん抗体検査

風しんの抗体検査の検査費用を助成している。（単位：件）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
妊娠を希望する女性とそのパートナー等	604	309	224
風しん第5期に係る抗体検査（※1）	4,084	3,654	1,610

※1 事業延長に伴い令和6年度まで実施予定

8 がん検診

がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

対象…40歳以上（子宮頸がん検診は20歳以上、胃がん内視鏡・前立腺は50歳以上）の市民

検診項目 年 度	胃がん検診（エックス線）			胃がん検診（内視鏡）			肺がん検診		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診者（人）	5,750	3,547	4,575	2,071	1,231	2,058	2,164	1,017	1,646
受診率（％）	5.7	3.5	2.1	4.9	3.8	2.0	2.2	1.0	0.8
精密検査対象者（人）	296	283	312	123	14	106	72	39	52

検診項目 年 度	大腸がん検診			子宮頸がん検診			乳がん検診		
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
受診者（人）	21,835	17,102	20,019	4,742	4,052	4,808	5,739	4,321	5,497
受診率（％）	21.8	17.1	9.3	12.8	11.4	6.0	18.9	16.1	8.9
精密検査対象者（人）	2,067	1,706	1,814	193	131	128	478	376	432

検診項目 年 度	前立腺がん検診		
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
受診者（人）	9,554	8,026	8,958
受診率（％）	28.2	23.7	11.7
精密検査対象者（人）	819	675	807

※ 令和3年度から受診率の算定に用いる対象人員が変更となっている。

9 歯周病検診

歯周病の早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

対象…4月1日時点で40・45・50・55・60・65・70歳の市民

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施状況（機関）	122	122	114
受診人数（人）	301	85	266

10 骨密度検診

骨密度測定による骨粗鬆症のスクリーニング検査及び生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

対象…40歳以上の市民 検査方式…エックス線検査

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数（回）	158	72	149
測定人数（人）	2,576	1,272	2,118

11 乳幼児健診

（令和3年度）

4 か 月 児		1 歳 6 か 月 児		3 歳 児		2 歳児親子歯科健診		妊産婦歯科健診	
回数（回）	人員（人）	回数（回）	人員（人）	回数（回）	人員（人）	回数（回）	人員（組）	回数（回）	人員（人）
48	2,121	48	2,265	48	2,434	4	101	4	61

1 2 健康相談

(1) 母子

(令和3年度)

妊娠・出産・育児・子どもの健康発達に関することを、心理相談員、保健師、栄養士、歯科衛生士が、相談事業や電話相談で対応。

回数(回)	人員(人)
213	271

(2) 成人

(令和3年度)

健康に関する不安を取り除き、日常生活の見直しを援助するため、電話・来所による相談への対応、自治会・公民館等での相談を実施。

回数(回)	人員(人)
2,576	3,093

1 3 発育発達相談

(令和3年度)

事業名	実施回数(回)	人数(人)
発育・発達相談	22	88

1 4 健康教育

生活習慣病の予防、健康増進、母と子の健康づくり等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、健康の保持増進を図る。

(令和3年度)

事業名	内容	開催回数	参加者(人)
からだうれしい食事教室	成人市民を対象に、生活習慣病予防のための栄養に関する正しい知識の普及と食生活の改善を促す教室を実施した。	4	25
各種運動教室	成人市民を対象に、健康づくりのための運動を安全かつ効果的に実施する方法を実技を中心に行った。	39	338
プレ・パパママスクーール	夫婦で育児等について学ぶことにより、積極的に親になる準備が出来るよう、講義・実技を行う。	6	208
離乳食教室 (はじめまして、もぐもぐ)	離乳食の開始とすすめ方について学ぶ。	19	230
おやつと 歯みがき教室	おやつづくりを通して、食への興味を高めると同時に、口腔内の手入れについて、体験しながら学ぶ。	1	21
依頼・共催による健康教室	公民館等からの依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等が出向き、健康や子育てに関する教室を実施した。	16	256

ふれあい歯科診療所

I ふれあい歯科診療所

1 概 要

(1) 沿 革

平成 24 年 4 月 1 日 昭和 52 年に開始した川越市立診療所の歯科を前身とするふれあい歯科診療所を川越市総合保健センター内に開設する。

(2) 施設概要

所在地	大字小ヶ谷 817 番地 1
延床面積	179.43 m ²
施設設備	歯科診療台 3 台 レントゲン装置 2 台

(3) 診療日及び診療時間

診 療 日	診 療 時 間
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）	午前 9 時～午後 4 時

(4) 職員数

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

職 種	歯科医師	歯科衛生士	事務職	総括補助作業員兼用務員	合 計
現員 (人)	1	3	2	1	7

2 診 療

年度別患者数の推移

(単位：人、延人数)

区分	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	患者数	4,659	4,220	3,472
内、障害者※（構成比）		2,441 (52.4%)	2,209 (52.4%)	2,032 (58.5%)
1 日平均		19.4	17.4	14.4

※ 障害者：障害等で診療に支援等が必要な方

環 境 部

I 川越市環境審議会

環境基本法の施行及び公害対策基本法の廃止に伴い、平成6年8月1日に、それまで設置されていた川越市公害対策審議会（設置根拠：公害対策基本法第30条に基づき制定された川越市公害対策審議会設置条例）を廃止し、川越市環境審議会（設置根拠：環境基本法第44条に基づき制定された川越市環境審議会条例）を新たに設置した。

その後、平成18年11月1日に川越市環境審議会条例を廃止し、同日に施行された川越市良好な環境の保全に関する基本条例第31条を設置根拠として現在に至っている。

委員は、学識経験者、公募による者、関係団体の代表者及び関係行政機関の職員により構成されている。

川越市環境審議会委員名簿

任期 2年：令和3年3月1日～令和5年2月28日

(令和4年4月1日現在)

1号委員：学識経験者（うち市議会議員7名）

(◎会長、○副会長)

氏 名	期 数	選 出 母 体 等
糸 真美子	2期	市議会議員
倉 嶋 雅 史	1期	市議会議員
村 山 博 紀	2期	市議会議員
池 浜 あけみ	3期	市議会議員
近 藤 芳 宏	1期	市議会議員
岸 啓 祐	1期	市議会議員
山 木 綾 子	2期	市議会議員
黒 田 泰 江	8期	消費生活アドバイザー
◎小 瀬 博 之	10期	東洋大学総合情報学部教授
○濱 口 恵 子	9期	十文字学園女子大学名誉教授

2号委員：公募による者

氏 名	期 数	選 出 母 体 等
太 田 耕 造	1期	公募
中 山 勝 美	1期	公募

3号委員：関係団体の代表者

氏 名	期 数	選 出 母 体 等
飯 島 希	2期	かわごえ環境ネット
伊 藤 幾 造	3期	川越商工会議所
小田島 隆	1期	かわごえ環境推進員協議会
鈴 木 崇 弘	3期	川越環境保全連絡協議会
藤 田 龍 一	3期	川越市医師会
船 津 和 信	4期	川越市自治会連合会

宮崎千鶴	3期	川越市女性団体連絡協議会
------	----	--------------

4号委員：関係行政機関の職員

氏名	期数	選出母体等
酒井辰夫	1期	埼玉県西部環境管理事務所

川越市環境審議会審議経過（令和2・3年度は実施されず）

（令和4年4月1日現在）

回数	開催日	内容
令和元年度 第1回	令和2年2月7日（金）	・会長・副会長の選出

II 環境政策

1 第三次川越市環境基本計画の概要

(1) 計画の目的

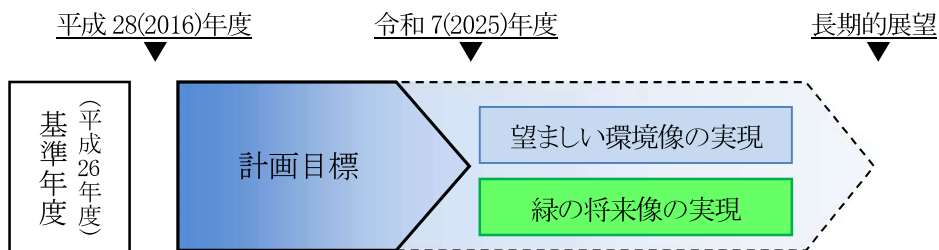
平成19年3月に策定した「第二次川越市環境基本計画」の計画期間が平成27年度をもって満了となったことから、平成28年3月に「第三次川越市環境基本計画」（以下「第三次計画」）を策定した。第三次計画は、「川越市良好な環境の保全に関する基本条例（平成18年条例第36号）」に基づき、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的としている。市民、事業者、民間団体及び市が、みんなで川越市の将来の「望ましい環境像」を実現することを目指している。

また、「川越市緑の基本計画改定版」が平成27年に短期的な目標年次を迎えたことから、良好な環境の保全・創造と緑の保全・緑地の整備・緑化の推進を一体的に取り組むことが重要であると捉え、「川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版）」と一冊にまとめ、連携を図ることにより、各種の施策を効果的かつ効率的に推進し、両計画を一体とした進行管理を行うものとした。

(2) 計画の期間

平成26年度を基準年度として、目標年度は令和7年度とするが、地球環境や自然環境などの分野を含むため、長期的展望も踏まえている。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、必要な場合は適宜見直しを行う。



(3) 計画の対象

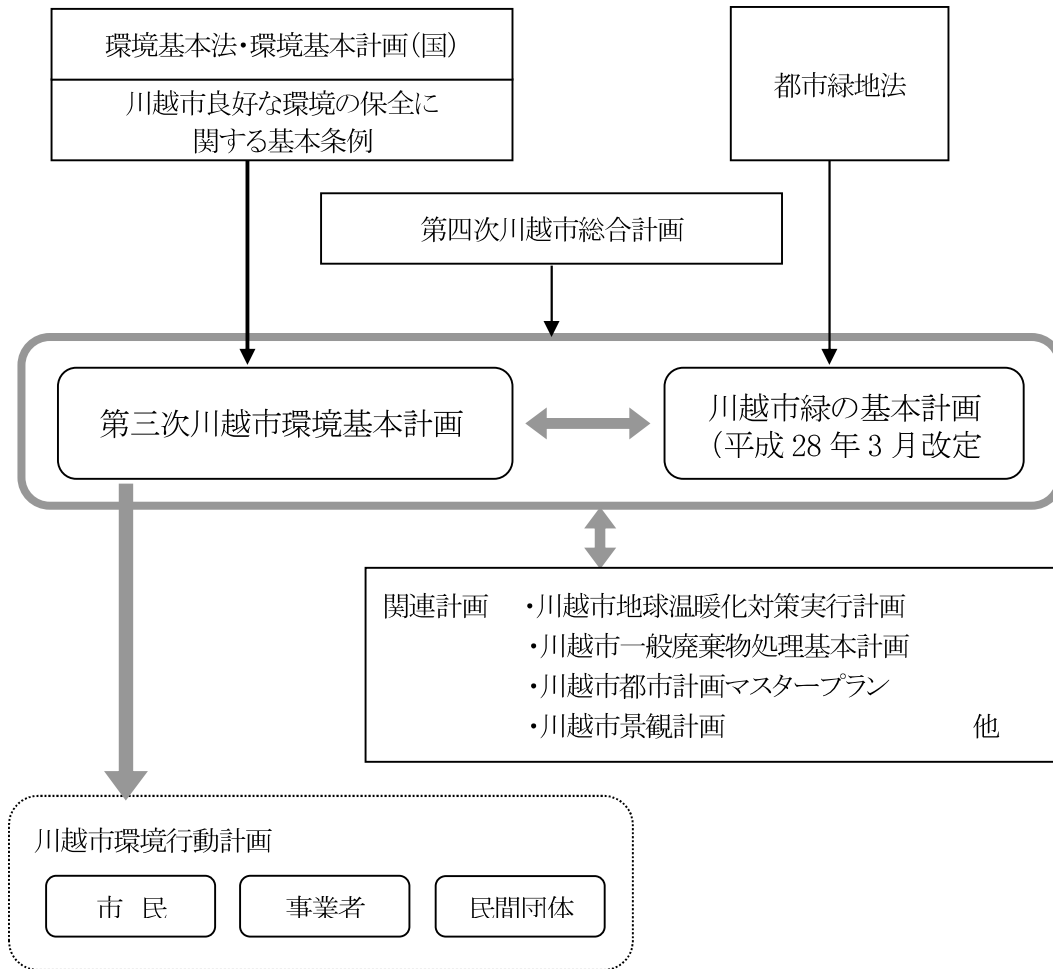
第三次計画で対象としている範囲は、次表のとおりである。

地球環境	地球温暖化（資源・エネルギー）、酸性雨、気候変動、その他の地球環境問題 等
生活環境	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）、都市生活型公害、化学物質、廃棄物、放射性物質 等
自然環境	地形・地盤、動植物、生態系、生き物の生息・生育空間、水辺、田、畑、河川、樹林地、水の循環 等
快適環境	都市の緑化、歴史・文化、景観、交通、自然災害 等

(4) 計画の位置づけ

第三次計画は、「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」に基づく計画であり、第四次川越市総合計画を上位計画と位置付けるとともに、川越市地球温暖化対策実行計画、川越市一般廃棄物処理基本計画、川越市都市計画マスタープラン、川越市景観計画などの関連諸計画との整合を図っている。また、市民、事業者及び民間団体に対しては、望ましい環境像の実現に向け、日常生活や事業活動における環境に配慮した行動の指針を示す行動

計画として、平成 20 年 1 月に策定した川越市環境行動計画「かわごえアジェンダ 21」を改定し、平成 29 年 3 月に新たな川越市環境行動計画をかわごえ環境ネットと協働で策定している。



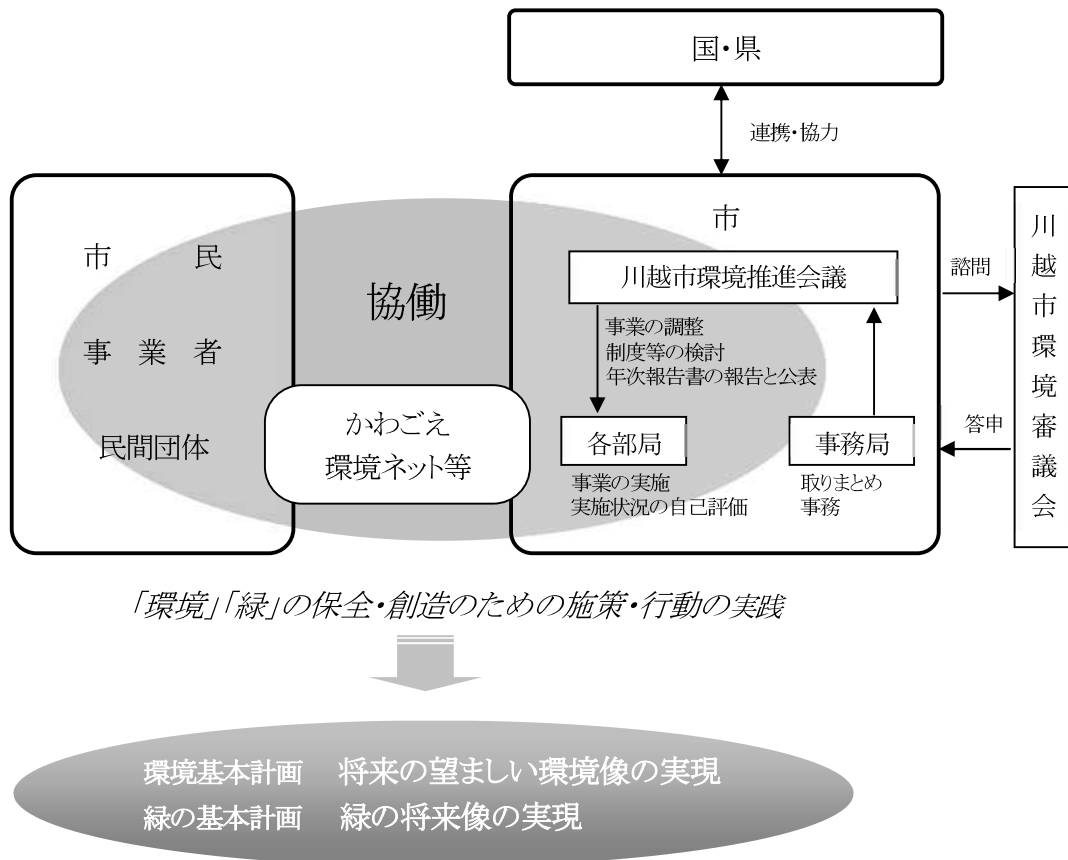
(5) 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、市民、事業者、民間団体、市及び滞在者の各主体の行動が原動力となると同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え協力しあう「協働」の視点が大切である。

広範囲にわたる各種の施策を、総合的かつ計画的に推進するため、行政内部の横断的推進組織として、「川越市環境推進会議」を設置し、計画の進捗状況や制度等の検討、複数の所管による関連事業の調整などを行っている。

計画の進捗状況については、毎年度、年次報告書として取りまとめて市民等に公表し、寄せられた意見は今後の取組に反映させている。

また、市民、事業者、民間団体及び市がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ実行できるよう、協働して行う事業について情報提供や調整を図る組織「かわごえ環境ネット」が平成 12 年 8 月 5 日に設置された。「かわごえ環境ネット」は、環境に関するイベント等を開催し、提案や活動成果の発表、意見交換などを行い、各主体が一体となることにより、本市の「望ましい環境像」を実現していくための取組を展開している。



(6) 計画の進行管理

第三次計画の進行管理は、計画 (Plan) → 実施 (Do) → 点検・評価・公表 (Check) → 改善 (Action) という PDCA サイクルを基本とし、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図っている。

(7) 現状と課題

本市の環境の現状や将来の動向、市民からの意見や提案などを取り入れて、今後の課題を次の4つに整理した。

- ① 低炭素社会の実現に向けて
- ② 生物多様性の保全に配慮した自然共生に向けて
- ③ 自然災害に備えた防災・減災対策と放射性物質等による新たな環境リスクへの対応
- ④ 持続可能な社会を構築するために

(8) 望ましい環境像

本市が目指す将来の望ましい環境像は、第二次計画を引き継ぎ、第四次総合計画との整合を図りながら、次のとおりとする。

「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」

市民、事業者、民間団体及び市の各主体の協働のもとに、市街地周辺では豊かな自然環境と共生し、中心市街地では歴史・文化の香りを維持しながら、全ての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として環境、経済、社会のバランスが保たれ、市民一人ひとりが住みよいと感じることができる環境づくりに努めていく。

(9) 環境目標

望ましい環境像を実現するため、5つの環境目標を設定するとともに、その達成に努める。なお、各環境目標

については、施策を展開するに当たってのキーワードを設定している。

環境目標① 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します

【キーワード「低炭素」】

家庭や学校等、日々の暮らしから、生産、流通、販売等の事業活動に至るまで、率先して地球温暖化防止に取り組む活動の輪を広げていき、市域における効果的な温室効果ガスの排出削減を図る。

環境目標② 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します

【キーワード「循環」】

廃棄物等の発生・排出抑制、資源化の促進、適正な処分の実施により、新たに採取する資源をできるだけ抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の構築を目指す。

環境目標③ 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

【キーワード「自然共生」】

武蔵野の面影を残す雑木林をはじめとする、本市のまちの魅力であり、心に安らぎを与えてくれる自然を次の世代に引き継ぐため、都市的土地利用と自然環境的土地利用の計画的な推進により、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受でき、自然と共生するまちづくりを進める。

環境目標④ 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります

【キーワード「安全・安心」】

身近な生活環境における大気環境の保全、水環境の保全及び化学物質等の対策を実践し、さらに国、県からの情報提供やモニタリング等の情報収集に取り組むことで、安全・安心な暮らしを確保し、市民の健康を守る。

環境目標⑤ 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します

【キーワード「地域づくり・人づくり」】

本市の誇りであり、市民の宝である歴史的文化的遺産を大切に守り、地域の特性に応じた景観を形成するとともに、道路交通の円滑化や災害対策を充実させ、快適な都市環境を創造する。

また、幼児から大人まであらゆる年齢階層に応じて、自主的かつ主体的な環境活動を実践してするために、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を取り入れた環境教育・環境学習の推進を図る。

（10） 施策の体系

5つの環境目標のもと、11の大施策と37の中施策を展開するとともに、各施策の実現にむけて具体的取組を設定している。

環境目標① 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します

地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策の計画的な推進
- 公共施設等における地球温暖化対策
- 地球温暖化対策の普及・啓発
- その他の地球温暖化対策等
- 気候変動への適応策

環境目標② 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します

循環型社会の構築

- ごみの減量に関する教育・啓発活動・地域活動の推進
- ごみの発生・排出抑制の推進
- ごみの再資源化の推進
- 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築

環境目標③ 自然を大切に、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

生物多様性の保全

- 生物多様性に関する調査、普及・啓発
- 生き物の生息・生育空間の保全・創出
- 野生生物の適切な保護管理と外来種対策

貴重な緑の保全

- 武蔵野の面影を残す緑の保全
- 水辺と農地の保全

多様な緑の創出・育成

- 魅力的な都市空間の創出
- 緑豊かな都市公園等の整備
- 緑に関する普及・啓発
- 協働に関する支援

環境目標④ 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります

大気環境の保全

- 大気汚染対策
- アスベスト対策
- 騒音・振動・悪臭等の対策

水環境の保全

- 水の循環
- 湧水地の調査及び環境整備等(湧水の復活)
- 水環境・土壌環境の保全対策

化学物質等の環境リスク対策

- 化学物質対策
- ダイオキシン類対策
- 放射性物質対策

環境目標⑤ 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します

歴史と文化を生かした地域づくり

- 歴史的町並みの保存・整備
- 史跡の保存と公園整備
- 文化財の保存・活用

快適に暮らせるまちづくり

- 景観に配慮したまちづくり
- 交通の円滑化とネットワーク化の推進
- 徒歩・自転車の利用促進
- 災害対策の充実

人づくり・ネットワークづくり

- 環境教育・環境学習の推進
- 各主体をつなぐネットワークの強化
- 市域を越えた連携の推進

2 川越市環境マネジメントシステムの概要

本市では、平成8年より「1%節電運動」に取り組み、省エネルギーによる地球温暖化対策を実施してきた。平成10年3月には、環境に関する取組を総合的・計画的に推進するため「川越市環境基本計画」を策定した。

また、平成11年2月及び5月には「川越市環境にやさしい率先実行計画(エコオフィス編)」「同(公共事業における環境配慮編)」をそれぞれ策定し、すべての活動に対してできることから率先して環境配慮を実践していく「1%節電プラス1(ワン)運動」にステップアップして取り組んできた。

そして、これらの取組の中で構築した環境マネジメントシステムをISO14001の規格要求を満たすように再構築して、平成11年11月11日に県内市町村で初めて認証を取得した。その後10年以上の取組の中で、システムの運用に習熟し環境配慮の取組が定着してきたことや、内部環境監査が高い評価を得ていることに加え、より効率的かつ実効性のある環境マネジメントシステムの構築が求められていること等を踏まえて、平成23年3月31

日に ISO14001 の認証を返上した。認証返上後は、ISO14001 を参考とした川越市独自の環境マネジメントシステムへ移行し、市が環境に与える影響の継続的改善に努めている。

(1) 目的

市内最大規模の事業者であり消費者である市役所が、率先して環境に配慮した事務・事業活動を継続的に行うことにより、環境負荷の低減、汚染・事故の予防、地域・住民への信頼性の向上を図ることを目的としている。

(2) ISO14001 とは

国際標準化機構 (ISO) が定めた「組織が環境に与える影響を継続的に改善するためのしくみ (環境マネジメントシステム)」の国際規格のことである。

(3) 川越市環境マネジメントシステムの特徴

- ① 既存の職員研修体系に環境マネジメント研修を組み込んでいる。
- ② 内部環境監査を環境部から切り離し、監査の独立性を保っている。
- ③ 家庭、事業者及び学校等へ取組を展開している。

(4) 適用範囲

全庁 (すべての公共施設) を適用範囲とし、そこで実施されるすべての事務・事業をシステムの対象として環境配慮に取り組んでいる。

(5) 川越市環境方針・部局室の環境目的

川越市環境方針は、市長が定めるもので、市役所の活動が環境に与える影響の重要性を踏まえた上で、「法規制等 (合意事項含む) の順守」「(システムの) 継続的な改善」「汚染の予防」等を約束している。

部局室の環境目的は、川越市環境方針を踏まえ、より実践的な環境配慮を推進するため、各部局室で事業の独自性を考慮して定めている。

(6) 環境に影響を与える要因

環境マネジメントシステムでは、市の事務・事業活動のうち、特に環境に大きい影響を与える、あるいは与える可能性のある要因について、改善するために管理を行っている。

この要因は、紙・ごみ・電気等のエコオフィスの取組、施設・設備の管理、公共工事の実施、環境施策の推進などの中から特定される。

(7) 環境目標

所属長は部局室の環境目的を達成するための環境目標を設定し、環境に与える影響の低減に向けた事務・事業活動を行っている。公共施設全体の目標は、地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) と共通の指標を用いている。

(8) 教育・訓練

環境マネジメントシステムに基づく取組は、職員一人ひとりの意識の向上により効果が上がる。本市システムでは、川越市職員研修体系に組み込むことで、職階に応じた研修を行う体制にしているため、市の取組を全職員が理解することができる。

(9) コミュニケーション

環境施策の事業結果を年 1 回年次報告書として作成している。

また、市民からの意見・苦情等については、窓口や電話以外にも市民意見箱の設置、川越市オンブズマン及びインターネットのメール等、様々な形で受け付けている。

(10) 環境監査

本市が定めたシステムが適切に構築・運用され、有効かつ妥当なものであるかを内部の監査員がチェックし、改善を図っている。

本市システムでの環境監査は、環境部から独立した組織として、位置づけられている。環境監査員は統括監査員を含め22名で、監査員は市長が任命する。

(11) 市長の見直し

市長は、環境推進会議の検討結果やこれまでの実施結果、市民からの意見・苦情、環境監査の結果、新規の法規制等の情報を基に、環境方針、環境に影響を与える要因、目的及び目標などに対して見直しを行い、次年度の実施にあたり必要な施策、人材及び予算の確保等について指示を出す。

(12) 継続的改善

① エコオフィスの活動について、各所属で個々に目標を設定できるよう改善を図っている。

→ 平成13年度から、コピーカードの採用による使用枚数の把握、庁用車走行距離簿への運転記録などに基づき各所属で目標を設定し、進行管理を行っている。

② 公共事業における環境配慮評価の手法をさらに客観的に評価できるように検討し、環境にやさしい公共事業を目指している。

→ 計画・設計段階及び施行段階について、チェックシートを作成し対応を図っている。

③ 市役所の取組を市民・事業者へ波及させていく。

→ 平成15年度から、市内の公立小中学校等を対象に、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れた「エコチャレンジスクール」認定事業を実施している。現在、市立の全56校（小学校32、中学校22、市立高校1、市立特別支援学校1）が認定されている。

また、平成21年度から事業者向けの事業として、環境省が策定した環境経営の認証登録制度であるエコアクション21の取得を支援する参加費無料の「エコアクション21認証・登録研修会」を開催している。

引き続き、市役所での取組を市民・事業者へと波及・発展させ、市域全体で環境問題に取り組んでいく。

3 環境教育・学習の推進

(1) こどもエコクラブ

環境省では、次世代を担う子どもたちが、仲間と協力しながら地域の身近な環境に関する学習・活動を行うことを支援するため、平成7年6月5日（環境の日）に「こどもエコクラブ」を発足した。平成23年度からは、(公財)日本環境協会が事業を行っている。

こどもエコクラブでは、学校のクラスやクラブ、近所の子どもたち、家族などが数人～30人程度集まり、地域の身近な環境活動に自主的に取り組んでいる。

令和3年度本市では、2クラブ21名がこどもエコクラブに登録し、環境保全活動に取り組んだ。

(2) 環境月間ポスターコンクール

本市では、昭和50年度より、大気汚染や水質汚染等をテーマに「環境週間ポスターコンクール」を実施し、平成7年度からは、地球規模の環境問題や自然保護等もテーマにした「環境月間ポスターコンクール」を開催している。

令和3年度は、小学生30名、中学生91名の合計121名の応募があった。(優秀作品の展示会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。)

ポスターコンクール応募状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
応募者数	小学生(人)	459	新型コロナウイルス感染症 の影響により中止	30
	中学生(人)	63		91
	合計(人)	522		121

(3) 星空観察の集い

星空観察という身近な方法により、大気環境に対する市民の関心や意識の向上を図ることを目的に、平成5年度から「川越市星空観察の集い」を夏期・冬期の年2回実施している。

星空観察の集い参加状況

年度	開催月日(夏期)	参加人数(人)	開催月日(冬期)	参加人数(人)
令和元年度	令和元年8月23日	44	令和2年1月24日	33
令和2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			
令和3年度	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			

4 省エネの推進と再生可能エネルギーの導入促進

(1) 小江戸かわごえ脱炭素宣言

令和2年10月に国が「2050年脱炭素社会の実現、カーボンニュートラルを目指す」という方針を示して以降、地球温暖化を巡る国内の取組が大きく動き始めた。そのような中、本市においても、市、市民、事業者等が一体となって地球温暖化対策を推進するため、令和3年5月1日に「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明し、2050年脱炭素社会の実現に向け、国や他の自治体とも協力し、取組を推進していくこととした。

(2) 省エネの推進

平成8年4月に市役所・公民館・学校などで、「1%節電運動」を開始した。これは、「無理なく、抵抗なく、自然体で」をモットーに、不必要な照明の消灯や、エレベーターの利用を控え階段の利用を促進するなど、業務に支障のない範囲内で出来るだけの節電を行うことを基本方針としている。各所属、各施設毎に推進員を選任し、職員による手作りポスターや庁内放送による節電の呼びかけなどを行い、市庁舎をはじめ全庁的に節電に取り組んでいる。

平成9年度からは、電力消費がピークとなる夏期7～9月の3ヶ月間(平成23年度からは5～10月の6ヶ月間)をエコ・カジュアルマンス(節電推進月間)として積極的に夏期の省エネに取り組んでいる。冷房中の室内温度を28度程度に保つことによって節電・省エネルギーに努めるとともに、職員はノーネクタイ等の軽装で勤務し、心身をリフレッシュすることにより、公務能率の向上と市民サービスの向上を目指している。

平成11年度からは、4年目を迎え大きな成果を上げてきた「1%節電運動」を、すべての活動に対して、一つずつできることから率先して環境配慮を実施していく「1%節電プラス1(ワン)運動」にステップアップした。また、平成17年度からは冬期(12月～3月)をエコ・重ね着マンスとし、暖房中の室内温度を20度程度(平成18年度からは19度程度)に保つ取組も開始した。

平成 23 年度は、同年 3 月に発生した東日本大震災の影響による電力不足から、7 月～9 月の期間、市内公共施設の消費電力量を平成 22 年度比で 15%削減するという目標を掲げ、空調運転の調整や蛍光灯の間引きなど、取組を強化した。その後も一部取組は継続して行っている。

- ① 川越ブランド製品の作成
市内で回収した古紙を再生し「川越ブランド製品」を作成し、利用している。
- ② ごみ排出量の削減
①で作成したリサイクルボックスを配布し、紙類の分別を徹底している。また、機密文書のリサイクルにも取り組んでいる。
- ③ 環境性能に優れた自動車の導入
環境省が策定した『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』の判断の基準を満たす車両を導入している。
- ④ エコドライブの推進
職員を対象に、平成 20 年度からエコドライブ教習会を実施し、座学講義や実技走行を通じてエコドライブの知識や技術の習得を推進している。また、市民を対象に、平成 27 年度から、イベント開催時にエコドライブシミュレータ体験コーナーを出展し、エコドライブ体験を実施している。
- ⑤ クールシェア川越の実施
平成 25 年度から市内の公共施設などを「クールシェアスポット」に選定し、夏期の暑い時間帯に自宅でのエアコンの使用を控え、みんなで涼しいところで過ごすという、節電対策を実施している。
- ⑥ グリーン購入基本方針・ガイドラインの策定
グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく環境配慮製品、サービスの優先的購入について、本市の基本方針・ガイドラインを令和 3 年 4 月に策定し、原則としてグリーン購入の判断基準に該当する物品等を調達する重点調達品目を定めるなど、グリーン購入の取組をこれまで以上に推進することとした。

節電の成果

平成 7 年度（基準年）		令和 3 年度		
使用電力量 (kWh)	二酸化炭素排出量 (t)	使用電力量 (kWh)	二酸化炭素排出量 (t)	基準年比 (%)
48,238,416	17,366	41,114,835	14,801	86.25

※ 基準年に比べ、令和 3 年度は使用電力量 7,123,582kWh、二酸化炭素排出量 2,564 t（14.77%）をそれぞれ削減。

※ 令和元年度数値には、平成 8 年度以降に新設された施設は含まない。

節電の成果の累計（平成 8 年度～令和 3 年度）
 ＊使用電力量 102,786,960kWh の削減
 ＊二酸化炭素排出量約 37,003 t の削減
 二酸化炭素排出量の算出は係数 0.36kg-CO₂/kWh で
 計算（環境庁（現環境省）作成の環境家計簿による）

(3) 再生可能エネルギーの導入促進

地球温暖化対策には、さらなる省エネルギーの推進とともに、再生可能エネルギーの導入が不可欠である。地球環境の保全、環境への負荷の低減、化石燃料の有限性等を考えた場合、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めていく必要がある。

〔住宅用太陽光発電システム設置者への補助〕

全国平均と比較して日照時間が長く、太陽エネルギーの活用に適した地域と考えられる本市では、平成9年度から住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対して補助を行っている。

補助の実績

年度	補助件数 (件)	補助対象出力 (kW)	補助金額 (円)
令和元年度	100	400	4,000,000
令和2年度	30	120	900,000
令和3年度	29	116	870,000
平成9年度からの累計	5,379	19,085	562,529,600

※ 令和元年度の1件当たりの補助は4kW以上4万円。令和2年度、令和3年度の1件当たりの補助は4kW以上3万円。

〔住宅用太陽熱利用システム設置者への補助〕

太陽エネルギーの一層の活用を目的として、平成21年度から住宅用に太陽熱温水器やソーラーシステムを設置する市民に対して補助を行っている。1件当たりの補助は令和元年度、令和2年度が18,000円で、令和3年度は15,000円。令和元年度以降は、補助件数が0件となっている。

〔家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）設置者への補助〕

家庭用燃料電池コージェネレーションシステムは、都市ガスなどから水素を取り出し空気中の酸素と化学反応させて発電し、発電時にでた熱を給湯に利用するシステム。自宅で発電することから送電ロスが無く、また排熱を利用することから従来の給湯機よりも効率の良い機器である。本市では、新たな省エネルギー機器の普及・促進を目的として、平成28年度から家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置する市民に対して補助を行っている。1件当たりの補助は令和元年度及び令和2年度が50,000円、令和3年度は40,000円で、令和元年度7件、令和2年度3件、令和3年度1件の補助を行った。

〔定置用リチウムイオン蓄電池設置者への補助〕

蓄電池は電気を蓄え必要な時に使うことができる機器であることから、電力のピークシフト用の電源としてエネルギーの効率的な利用につながるほか、災害時の非常用電源としての利用も可能である。本市では、新たな省エネルギー機器の普及・促進を目的として、平成28年度から定置用リチウムイオン蓄電池を設置する市民に対して補助を行っている。令和元年度は、1件当たり7万円（4kWh以上のもの）の補助で117件、令和2年度は、1件当たり5万円（4kWh以上のもの）の補助で38件、令和3年度は、1件当たり4万円（4kWh以上のもの）の補助で35件の補助を行った。

※住宅用補助対象機器（上記4種類）の補助事業については、令和2年度及び令和3年度について、申請受付期間を2期制とし、申請受付期間内に申請のあったものの中から、抽選により補助対象者を決定し、補助を行っている。

〔公共施設への太陽光発電システムの導入〕

「新設の公共施設すべてに、また、小中学校は環境教育上重要なのですべてに設置する。」という方針により太陽光発電システムを積極的に導入している。令和3年度末現在で、88施設に1,503.2kWを導入した。

導入状況

年度	設置場所	設置数	設置規模 (kW)
令和元年度	—	0	0.0
令和2年度	南古谷保育園	1	15.0
令和3年度	子育て安心施設	1	4.4
平成9年度からの累計		88	1,503.2

※令和3年度に、市庁舎3kWの設備を老朽化のため撤去。

5 緑地保全及び緑化推進

都市化の進む現代は、二酸化炭素などの温室効果ガスの増大による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少など地球規模の環境破壊が広がっている。このような中で、緑には大気を浄化したり、都市気象を緩和したり、自然生態系を維持したりするなど環境を保全する機能がある。

また、この他にも、人間の心の安定に深くかかわりがあり、緑は私たちの生活に不可欠なものである。

このように、様々な形で私たちの生活にかかわりを持つ緑を保全し、緑化の推進を行うことにより、緑豊かで潤いと安らぎのあるまちづくりを目指していく。

(1) 保存樹木・樹林指定事業

一定要件を満たす樹木、樹林を「保存樹木」、「保存樹林」に指定し、所有者に維持管理費の一部として奨励金を交付する。
(令和4年4月1日現在)

	区分	指定	令和3年度奨励金交付額 (円)	備考
樹木	市街化区域	149本	414,399	1本当たり 2,800円
樹林	市街化区域	49,103.0㎡	1,024,983	1㎡当たり 21円
	市街化調整区域	329,421.5	655,928	1㎡当たり 2円
	小計	378,524.5㎡	1,680,911	
計			2,095,310	

(2) 県条例に基づく「ふるさとの緑の景観地」

埼玉らしさを感じさせる緑の風景地を、県が条例に基づき指定する。
(令和4年4月1日現在)

区分	指定面積 (㎡)	指定年度
川越市中福ふるさとの緑の景観地	170,000	昭和54年度
川越市上松原ふるさとの緑の景観地	105,000	昭和55年度
川越市下赤坂ふるさとの緑の景観地	190,420	昭和55年度
ふじみ野市八丁ふるさとの緑の景観地 (川越市分)	14,100	昭和55年度
計 (4ヶ所)	479,520	

(3) 市民の森指定事業

民有樹林を借り上げ、保全するとともに、市民に憩いの場として開放する。(令和4年4月1日現在)

区 分	指定面積 (㎡)	指定箇所
市 街 化 区 域	6,458	1
市 街 化 調 整 区 域	33,185	4
計	39,643	5

(4) 公共施設緑化樹木等植栽本数実績(環境政策課実施分、緑の募金交付金事業等を含む)

緑豊かなまちづくりを進めていく上で先駆的役割を担うべく、公共施設の緑化を行う。

年度	公園・緑地・学校・その他公共施設(本)
令和元年度	993
令和2年度	2,314
令和3年度	2,810

※ 本数には、地被類を含む。

(5) 苗木配布事業

市民の緑化意識の向上と各家庭の緑化の推進を図るため、苗木の無料配布を実施する。

年度	配布本数	主な配布樹種
令和元年度	秋 305本	ブルーベリー、ムクゲ等
令和2年度	0本	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止
令和3年度	0本	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

※ 市の花ヤマブキ・市の木カシは毎回配布

(6) みどりの補助金交付事業

みどり豊かな都市景観の形成を図るとともに、地球温暖化対策に役立てるため、民間施設における緑化事業に対し、補助金を交付する。ただし、令和2年度より補助金交付を休止している。

生け垣設置

年度	設置件数	設置延長 (m)	補助金交付額 (円)	備 考
令和元年度	2	13.0	68,400	生け垣設置補助 1m当たり最高3,600円 既存塀撤去補助 1m当たり最高3,600円 ※ 補助金交付額については、既存塀撤去補助含む。
令和2年度	0	0	0	
令和3年度	0	0	0	

屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化

年度	補助件数	設置面積 (㎡)	補助金交付額 (円)	備 考
令和元年度	屋上 0	—	—	屋上緑化補助 1㎡当たり 最高 18,000 円 登はん型壁面緑化補助 1㎡当たり 最高 4,500 円 下垂型壁面緑化補助 1㎡当たり 最高 9,000 円 駐車場緑化補助 1㎡当たり 最高 3,000 円
	壁面 0	—		
	駐車場 0	—		
令和2年度	屋上 0	—	—	
	壁面 0	—		
	駐車場 0	—		
令和3年度	屋上 0	—	—	
	壁面 0	—		
	駐車場 0	—		

※ 平成 26 年度まで、生け垣設置、屋上緑化・壁面緑化に対し別々の補助金制度を設置していたが、平成 27 年度から駐車場緑化を新たに追加し、みどりの補助金交付制度を創設した。

(7) 市民花壇設置事業

自治会その他の 2 人以上のグループが自主的に維持管理する花壇を指定し、春と秋に花苗を支給する。

年度	設置延べ件数	設置延べ面積 (㎡)	花苗支給本数
令和元年度	82	1,758.6	11,867
令和2年度	88	1,929.5	12,275
令和3年度	81	1,881.4	12,145

(8) 緑の募金等交付金事業

緑の募金を活用して、公共施設の緑化等を実施する。

年度	実 施 箇 所
令和元年度	川越駅東口ペDESTロリアンデッキ、霞ヶ関西小学校
令和2年度	川越市立初雁中学校、日東町公園、埼玉川越総合地方卸売市場、川越市職業センター、川越市北公民館
令和3年度	石原町第二公園、かわつる三芳野団地、笠幡グリーンパーク、レーベンスクエアコンセルティエ、野田神社、霞ヶ関駅北口駅前広場

※ 緑の募金には、自治会を通して集められる家庭募金と、学校募金、職場募金、街頭募金等がある。

(9) 緑のカーテンモデル事業

緑のカーテンを学校、保育園、公民館などの公共施設に設置することにより、「設置のモデル」を市民に示し、一般家庭等への普及を図る。

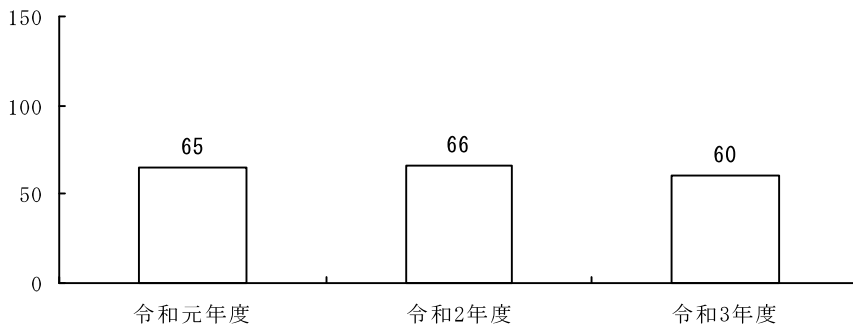
年度	設置箇所数	設置箇所
令和元年度	69	市役所本庁舎、保育園 17 園、小中学校 29 校 他
令和2年度	36	市役所本庁舎、保育園 15 園 他
令和3年度	27	市役所本庁舎、保育園 10 園 他

Ⅲ 環 境 保 全

1 あき地の環境保全

雑草が繁茂し放置されているあき地は、害虫の発生や防犯上の危険などにより近隣住民の生活環境を阻害している。本市では、昭和44年11月1日「川越市あき地の環境保全に関する条例」を制定し、あき地の所有者または管理者に対し良好な管理を行うよう指導している。

あき地の苦情処理件数（単位：件）



2 住民による河川浄化活動

(1) 新河岸川を守る会

昭和45年12月に新河岸川上流地域の25自治会で発足し、令和3年度末では28自治会（野田町1丁目～岸町1丁目）が加盟している。

主な活動としては、河川の清掃、沿岸の雑草除去、河川浄化啓発を目指した桜まつり、河川浄化大会などがある。

(2) 不老川を守る会

水質汚濁の進んだ不老川の浄化を図るため、昭和63年4月に、大東・福原・高階地区及び岸町・新宿町地区の流域65自治会で結成された。令和3年度末では流域・近隣の43自治会が加盟している。

主な活動としては、河川の清掃、生活雑排水浄化の啓発などがある。

(3) 霞ヶ関小畔川をきれいにする会

昭和51年4月に、霞ヶ関地区の小畔川流域地元住民によって結成された。

主な活動としては、河川の清掃、不法投棄防止の啓発などがある。

(4) 小畔川を守る会

小畔川の関越自動車道から東武東上線の間約2kmの範囲の環境保全を図るため、平成2年8月に名細・霞ヶ関・霞ヶ関北地区の関係自治会により結成された。

主な活動としては、河川の清掃、河川浄化の啓発活動などがある。

(5) 伊佐沼の蓮を咲かそう会

平成10年8月に、伊佐沼の水質向上と周辺環境の美化を図り、沼に蓮を咲かせる環境づくりを目指して伊佐沼周辺住民によって結成された。

主な活動としては、伊佐沼の清掃活動、蓮の移植などがある。

3 環境保全対策

(1) 大気汚染防止対策

① 大気汚染常時監視

大気汚染の常時監視を川越、高階、霞ヶ関、仙波測定局の4局で行い、各測定局のデータをテレメータシステムにより集約し、下記の項目について汚染状況を把握している。

各測定局と測定項目

○：監視している項目

測定局名		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質	二酸化窒素	非メタン炭化水素	風向風速 温湿度
川越測定局	一般環境	○	○	○	—	○	○	○	○
高階測定局		—	○	○	—	○	○	○	○
霞ヶ関測定局		—	○	○	—	○	○	—	—
仙波測定局	沿道環境	—	○	—	○	○	○	—	○

二酸化硫黄濃度の経年変化

(年平均値 ppm)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川越測定局	0.001	0.001	0.001

浮遊粒子状物質濃度の経年変化

(年平均値 mg/m³)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川越測定局	0.013	0.014	0.012
高階測定局	0.013	0.013	0.011
霞ヶ関測定局	0.015	0.014	0.011
仙波測定局	0.014	0.014	0.012

光化学オキシダント濃度の経年変化

(昼間の1時間値の年平均値 ppm)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川越測定局	0.034	0.033	0.035
高階測定局	0.035	0.033	0.036
霞ヶ関測定局	0.034	0.033	0.034

一酸化炭素濃度の経年変化

(年平均値 ppm)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
仙波測定局	0.2	0.2	0.2

微小粒子状物質濃度の経年変化

(年平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川越測定局	11.3	8.7	7.5
高階測定局	9.7	9.3	7.6
霞ヶ関測定局	7.8	8.6	8.4
仙波測定局	8.0	7.9	7.3

二酸化窒素の濃度経年変化

(年平均値 ppm)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川越測定局	0.012	0.011	0.010
高階測定局	0.011	0.010	0.010
霞ヶ関測定局	0.011	0.011	0.010
仙波測定局	0.017	0.017	0.015

非メタン炭化水素の経年変化

(6~9時の年平均値 ppm)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川越測定局	—	0.15	0.13
高階測定局	—	0.16	0.13

※令和2年8月より測定開始

② 大気事業所立入検査

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき立入検査を行い、施設の適正管理について指導している。

大気事業所立入検査結果

年度	立入事業所数 (延べ事業所数)	行政措置	
		注意	勧告
令和元年度	251	0	0
令和2年度	211	0	1
令和3年度	169	0	0

③ 光化学スモッグ注意報等発令状況

市民の健康被害防止のため、埼玉県からの光化学スモッグ注意報等の発令に伴い「川越市大気汚染緊急時対策要綱」に基づく情報の周知徹底を図っている。

光化学スモッグ注意報等の発令日数と健康被害届出人数

年度	発令日数(県南西部地区)			健康被害(川越市)	健康被害(県全体)
	予報	注意報	警報	届出人数(人)	届出人数(人)
令和元年度	9	5	0	0	1
令和2年度	2	3	0	0	2
令和3年度	2	2	0	0	0

(2) 水質汚濁防止対策

① 公共用水域調査

市内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、主要河川等9地点において年12回、17地点において年4回水質測定を実施している。

下記表は、河川別BOD年平均値の3年間の推移を表したものである。

主要河川等のBOD年平均値の推移

(単位：mg/l)

名称	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入間川		0.8	1.5	0.8
新河岸川		1.5	2.3	1.3
不老川		0.8	1.2	1.3
大谷川		1.2	2.5	1.7
天の川		2.0	4.1	2.3
小畔川		1.2	2.6	3.4
久保川		1.3	2.3	1.5
九十川		3.3	3.8	7.7
伊佐沼		4.8	6.7	10

※ 同一河川で測定地点が複数の場合は平均している。

② 地下水汚染調査

昭和59・60年度に実施した市内全域調査でトリクロロエチレン等の汚染が認められた地域について、引き続き市継続監視調査を行っている。また、水質汚濁防止法に基づいて、毎年新規井戸で実施する県概況調査については全ての健康項目で調査を行い、汚染が認められた井戸については継続して県継続監視調査を行っている。各調査結果は下表のとおりである。

地下水汚染調査結果

年度	調査数		基準超過数				
			トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	クロロエチレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ヒ素
令和元年度	概況調査	3	0	0	0	0	0
	継続監視調査	17	0	2	1	3	1
令和2年度	概況調査	3	0	0	0	1	0
	継続監視調査	17	0	3	1	3	1
令和3年度	概況調査	3	0	0	0	1	0
	継続監視調査	18	0	3	1	4	1

③ 河川底質調査

公共用水域における有害物質及び有機物の蓄積状況を把握するため、4河川（入間川、新河岸川、不老川及び小畔川）4地点で底質の測定を実施している。（※令和3年度は不老川のみ実施）

底質に含まれる有害物質のうち水銀とPCBについては汚染の基準として「底質の暫定除去基準」が定められているが、最近3年間のすべての検体について基準以下である。

④ 水質事業所立入検査

水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例に基づき、事業所への立入検査を実施し、このうち排水基準を超過したものについて指導している。

水質事業所立入検査結果（延べ事業所数）

年 度	立入検査 事業所数	採水調査 事業所数	基準超過 事業所数	行 政 措 置			超過率 (%)
				命 令	勸 告	注 意	
令和元年度	279	216	28	0	2	26	13.0
令和2年度	226	171	22	0	1	21	12.9
令和3年度	183	138	12	1	0	11	8.7

⑤ 異常水質事故

河川への油流出等の異常水質事故が発生すると、広域にわたる被害が予想されるため、関係機関と協力し、現地調査や被害の拡大防止対策を行い、原因物質・発生源の究明に努めている。発生源に対しては、応急措置を求め、改善対策や再発防止の指導を行っている。

現象別異常水質事故件数

年 度	合 計	現象内訳			
		魚	油	着色濁水	その他
令和元年度	11	4	6	1	0
令和2年度	4	2	1	1	0
令和3年度	14	5	7	1	1

(3) その他の公害対策

① 騒音・振動・悪臭

苦情等があった事業所等の発生源に対して調査を実施し、改善指導を行っている。

騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・埼玉県生活環境保全条例に基づく調査・指導状況

年度	区分	騒 音		振 動		悪 臭	
		調 査	文書指導	調 査	文書指導	調 査	文書指導
令和元年度		51	1	5	0	20	0
令和2年度		59	0	9	0	13	0
令和3年度		53	1	13	0	13	0

② 自動車騒音常時監視

高速自動車国道、一般国道、県道沿道の環境基準の達成状況を評価している。

環境省のマニュアルに基づき、測定区間を計画的に選択し、騒音測定を実施している。

環境基準達成状況

年 度	区間延長 (km)	環 境 基 準 達 成 状 況 の 評 価 結 果			
		昼夜とも達成 (%)	昼のみ達成 (%)	夜のみ達成 (%)	昼夜とも超過 (%)
令和3年度	111.8	90.0	4.9	0.2	4.9

③ 特定化学物質届出事務

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、事業者からの届出にて特定化学物質排出量等の集計結果を公表している。対象事業所は前年度実績を届出することが義務付けられており、国及び都道府県等は届出の集計結果をまとめることになっている。

排出量等

届 出 年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
届出件数	PRTR法	83	80	80
	県 条 例	87	85	86
集 計 結 果		(平成30年度排出)	(令和元年度排出)	(令和2年度排出)
化学物質 トン/年	取 扱 量	45,481	41,986	39,816
	排 出 量	319	317	266
	移 動 量	420	425	398

④ 公害苦情

市民から寄せられた公害苦情については、法令に基づく指導や行政指導により解決を図っている。ここ3年間の公害苦情処理件数を見ると、騒音に関する苦情が一番多く、大気汚染、悪臭に関する苦情がそれに次いでいる。

公害苦情処理件数

年 度	大気汚染	水質汚染	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他	合 計
令和元年度	24	2	0	51	5	0	19	0	101
令和2年度	18	0	0	59	9	0	12	4	102
令和3年度	25	0	0	53	13	0	12	2	105

⑤ 公害防止組織

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき事業所内の公害防止組織の整備を図っている。

公害防止管理者等が未選任の事業所には選任するよう指導を行っている。

⑥ ダイオキシン類調査

令和3年度ダイオキシン類環境調査結果

大気環境中のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/m³)

区 分	春 期	夏 期	秋 期	冬 期	年平均値	環境基準値
川 越 測 定 局	0.012	0.010	0.011	0.0096	0.011	0.6
川 越 南 文 化 会 館	0.0085	0.010	0.013	0.011	0.011	

土壌中のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/g)

区 分	測 定 値	環境基準値
山 田 中 学 校	1.4	1,000
武 蔵 野 小 学 校	0.085	

底質中のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/g)

区 分	測 定 値	環境基準値
初 雁 橋 (入 間 川)	0.27	150
旭 橋 (新 河 岸 川)	4.7	
不 老 橋 (不 老 川)	0.96	

河川水中のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/L)

区 分	測 定 値	環境基準値
初 雁 橋 (入 間 川)	0.045	1
旭 橋 (新 河 岸 川)	0.10	
不 老 橋 (不 老 川)	0.044	

⑦ 石綿 (アスベスト) 調査

令和3年度アスベスト大気環境調査結果 総繊維数 (本/ℓ)

調 査 場 所	夏期平均	冬期平均	年平均
川 越 測 定 局	0.17	0.18	0.17

※ 平均は幾何平均値

※ 調査は、アスベストモニタリングマニュアルに基づき実施、総繊維数濃度が10当たり1本を超えた場合に詳細分析を行う。令和3年度は、総繊維数濃度が10当たり1本を超えた検体がなかったため、詳細分析は行わなかった。

※ 大気汚染防止法第18条の10で定める石綿製品製造事業所が遵守しなければならない敷地境界基準は10本/ℓ

⑧ 特定粉じん排出等作業届出規制事務

令和3年度届出及び立入検査回数

届出件数 (件)	立入検査回数 (回)
13	15

IV 産業廃棄物指導

平成 15 年 4 月の中核市移行に伴い、産業廃棄物に関する事務が埼玉県から移譲された。

主な移譲業務は、産業廃棄物処理業の許可に関する事務、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設設置の許可に関する事務、産業廃棄物の適正処理に関する指導事務である。

平成 16 年 7 月 1 日より「使用済自動車の再資源化等に関する法律」が施行されたことから、引取業及びフロン類回収業の登録に関する事務、解体業及び破碎業の許可に関する事務、同事業者に対する適正処理の指導事務も加えて行なっている。

また、「川越市土砂のたい積等の規制に関する条例」により、土砂のたい積の許可に関する事務も行っている。

1 産業廃棄物処理業及び一般・産業廃棄物処理施設の許可申請等の状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、川越市内で産業廃棄物処理業、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置等を行う場合には、川越市長の許可を受けなければならない。

種 別	業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
産 業 廃 棄 物	収 集 運 搬 業	4	4	3
	処 分 業	4	7	5
特別管理産業廃棄物	収 集 運 搬 業	0	0	0
	処 分 業	0	0	0
変 更 届 件 数		38	43	40
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設		0	0	0
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設		0	1	0
許 可 件 数 ※		9	11	8

※ 許可件数については、許可を行った年度に算入するため、申請年度と異なる場合がある。

2 使用済自動車のリサイクルに係る登録・許可申請等の状況

川越市内で使用済自動車の引取業及びフロン類回収業を行う場合には、川越市への登録が必要である。また、解体業及び破碎業を行う場合には、「使用済自動車の再資源化に関する法律」に基づき、川越市長の許可を受けなければならない。

種 別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
引 取 業	8	2	4
フ ロ ン 類 回 収 業	3	1	1
登 録 件 数 計 (件)	11	3	5
解 体 業	6	0	0
破 碎 業	3	0	0
許 可 件 数 計 (件)	9	0	0
変 更 届 件 数 (件)	25	29	16

3 土砂のたい積の許可申請等の状況

川越市内で 500 m²以上の区域において土砂をたい積する場合には、「川越市土砂のたい積等の規制に関する条例」に基づき、川越市長の許可等を受けなければならない。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
許可件数	4	2	3
届出件数	18	9	10

4 立入検査の状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物処理業者、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設並びに産業廃棄物排出事業者等に対して立入検査を実施し、廃棄物の適正処理に向けた指導をしている。

(1) 処理業者等

種 別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
産業廃棄物処理業者	96	72	72
一般廃棄物処理施設	4	4	4
産業廃棄物焼却施設	3	3	3
計	103	79	79

(2) 医療機関

感染性産業廃棄物の適正処理指導のため、保健所と合同で医療機関を対象にした立入調査を実施している。

種 別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
病 院 ・ 診 療 所	8	0	0

(3) PCB廃棄物保管事業所等

PCB廃棄物を保管している事業所等を対象に立入検査を実施し、適正保管について指導している。

種 別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
PCB保管事業所等	59	9	8

(4) 苦情処理件数

処理項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
野 外 焼 却	10	11	17
不 法 投 棄	10	15	10
廃棄物の保管方法等	6	2	5
土砂のたい積・散乱	3	1	1
そ の 他	6	5	6
計	35	34	39

V 資源循環の推進

1 ごみ処理

(1) ごみ処理事業の現況

廃棄物の適正処理は、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図る上で最も基本的な要件であり、また、社会の維持発展に不可欠な要件である。そして、その処理は、ごみを生活圏から速やかに排除し、減容化、安定化、無害化することを目的としている。しかし、近年における廃棄物の量的増大及び質的多様化並びに市民の快適な環境へのニーズの高まりの中で、ますます複雑化、困難化する状況にある。

本市における市民生活や事業活動によって発生するごみの量は、集団回収量を除き年間約 103,000 トンで推移している。市ではこれらのごみを処理するにあたって、特に清潔な環境の確保、循環型社会への適応等に留意して次のようなプロセスで処理している。すなわち、可燃ごみについては、東清掃センター・資源化センターにおいて全量焼却処分を行い一部を熱回収している他、不燃ごみについては、粉碎処理により徹底した減容化を行うとともに、その処理過程で鉄、アルミ、カレット類を回収し、資源化再利用と最終処分量の減量化に努めている。さらに、焼却残渣についてもセメント原料等として資源化を実施し、焼却灰、破砕残渣等の最終処分については、管理型の最終処分場を確保し、完全衛生処分を行っている。

また、プラスチック製容器包装及びペットボトルについては、分別基準適合物にするための選別と圧縮梱包をして、指定法人ルートを通じて再資源化に努めている。

今後の課題として、リサイクルの推進に努めるため、資源物排出機会の拡大、草木類資源化拡大、焼却灰等の再資源化の推進等を図るとともに、市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任を果たすとともに、それぞれの能力や特性を活かしながら、協働して循環型社会を作り上げていく必要がある。

(2) ごみの減量化とリサイクル

環境問題の中で廃棄物対策の比重が高くなってきています。その対策を進める上で、市民がどのようにしてごみの減量・資源化ができるかが重要になります。

そこで、ごみの基本原則である 3 つの 'R' を念頭に行動する必要があります。

①Reduce リデュース：減量	ごみになるものを買わない、使わない。②③の前に最優先で実施しなければならない。
②Reuse リユース：再利用	リターナブルびんのように、使えるものは何度でも繰り返し使う。
③Recycle リサイクル：再資源化	再生紙のように、廃棄されたものを原料にして再製品化する。①②がどうしてもできない時の最後の手段。

川越市の取り組み

① 集団回収事業

ごみの減量・資源化を図るため、子供会、自治会、PTA等が行う紙類等の集団回収事業に対して、回収量 1kg について、6 円の報償金を交付する制度。団体・業者とも登録制になっている。

令和 3 年度実績 登録団体数：312 団体（うち実施団体：266 団体）

回収量：4,198t

報償金額：25,190,136 円

② 家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業

家庭から出る生ごみの自家処理を促進していくため、コンポスト容器購入（購入額の半額で限度額 2,700 円）、電気式生ごみ処理機購入（購入額の半額で限度額 18,000 円）、EM 容器購入（購入額の半額で限度額 1,800 円）に補助金を交付している。

令和 3 年度実績 コンポスト 23 基 54,290 円

電気式生ごみ処理機 29 基 403,200 円

EM 容器 3 基 3,250 円

③ 小型家電回収事業

使用済小型家電製品には、金・銀・銅などの有用金属が含まれており、これらを回収しリサイクルしていくことが重要となっている。そのため、公共施設へ回収ボックスを設置し、資源の有効利用の促進を図っている。

令和 3 年度実績 回収量：0t ※令和 3 年度 ボックス回収はしたものの引渡しをしていない。

④ 3R 推進とごみの散乱防止ポスターコンクール

廃棄物の減量・資源化と散乱ごみ防止を啓発するため、市内小・中学生からポスターを募集し、コンクールを実施し、優秀作品は環境行政の各種広報に使用している。

令和 3 年度実績

	応募数(件)
小学生	429
中学生	209

⑤ つばさ館のリサイクル体験講座

環境プラザつばさ館では、リサイクル体験講座をとおして 3R の普及・啓発につとめる。

令和 3 年度実績 18 回開催 198 名参加

⑥ エコストア・エコオフィス認定制度

ごみの減量・資源化や、地球にやさしい活動などを積極的に行っている事業者を認定し、資源の循環型社会の構築および地球環境の保全を推進する制度。

一定の基準を満たせば認定し、さらに厳しい基準を満たせばゴールドへステップアップする。

令和 3 年度末現在の認定数 エコストア 78 店、エコオフィス 48 事業者

ゴールドエコストア 6 店、ゴールドエコオフィス 27 事業者

⑦ かわごえ環境推進員制度

各自治会より推薦された者が地域のリーダーとして、ごみの減量化・資源化の推進・啓発、ごみの分別指導、地域の環境美化活動の推進・啓発を行う制度。

平成 14 年度より、衛生委員制度とリサイクル推進員制度を統合し新たに発足し、市民と行政が一体となり環境問題に対処し、住みよい魅力あるまちにすることを目的として、市内で約 870 名の推進員が活動している。

⑧ 出前講座

市内の学校・自治会・公民館などを対象にごみ減量やリサイクルに関する講座を開催している。

令和3年度実績 開催回数： 9回

参加人数： 552名

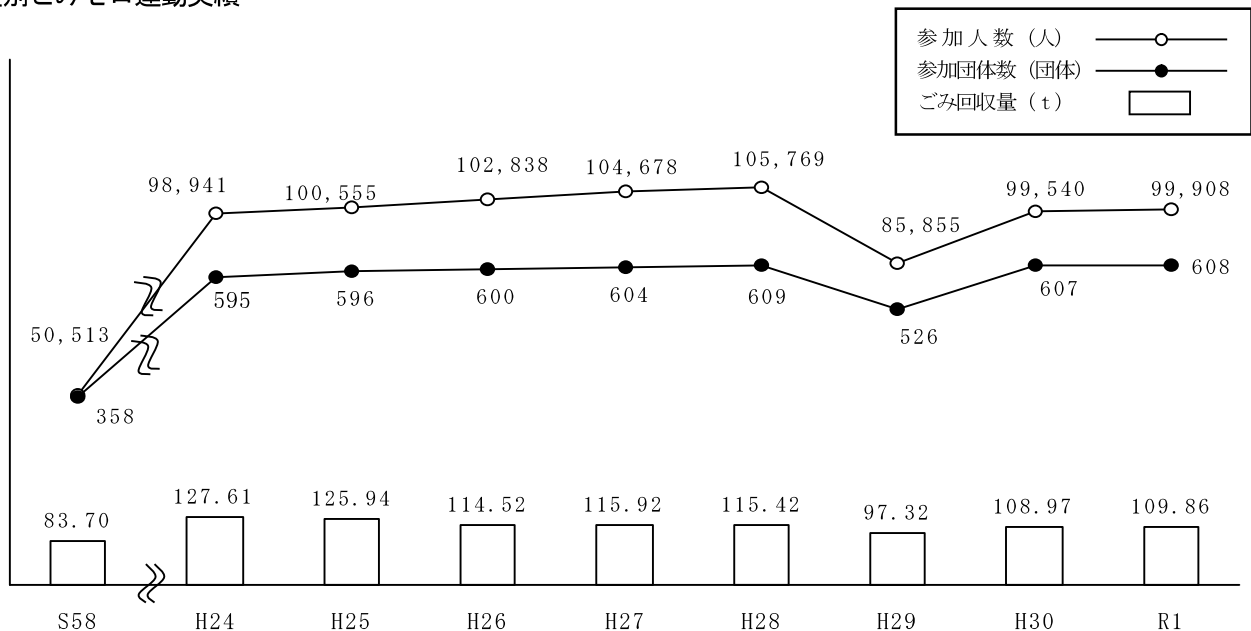
⑨ クリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）

公共の場の快適な環境づくりを推進するため、昭和58年5月に、クリーン川越市民運動推進協議会が設置され、同月第1回のごみゼロ運動が実施された。この運動は春と秋の年2回行い、それぞれの地域で美化清掃活動を実施している。

この運動の目的は、参加者が美化清掃活動を実際に体験することで市民としての誇りと自覚を身につけ、ごみを投げ捨てない心を育てていくことである。例年、多くの参加がある。

令和2年度・令和3年度ともに新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑みて中止とした。

年度別ごみゼロ運動実績



⑩ 環境美化活動支援制度

地域住民が自らの意思で道路、公園、河川などの公共施設の清掃や草刈等を行おうとすることに対して、市が清掃用具の支給や収集されたごみの処理を行う制度。

令和3年度実施団体 75団体

※令和2年度、令和3年度はごみゼロ運動が中止となった影響で実施団体数が増加していると思われる。

また、市の制度のほか、埼玉県が実施している「彩の国ロードサポート制度」、「川の国応援団美化活動団体支援制度」において、市は、収集されたごみの処理を協力している。

令和3年度団体登録数

彩の国ロードサポート制度 (団体)	43
川の国応援団美化活動団体支援制度 (団体)	22

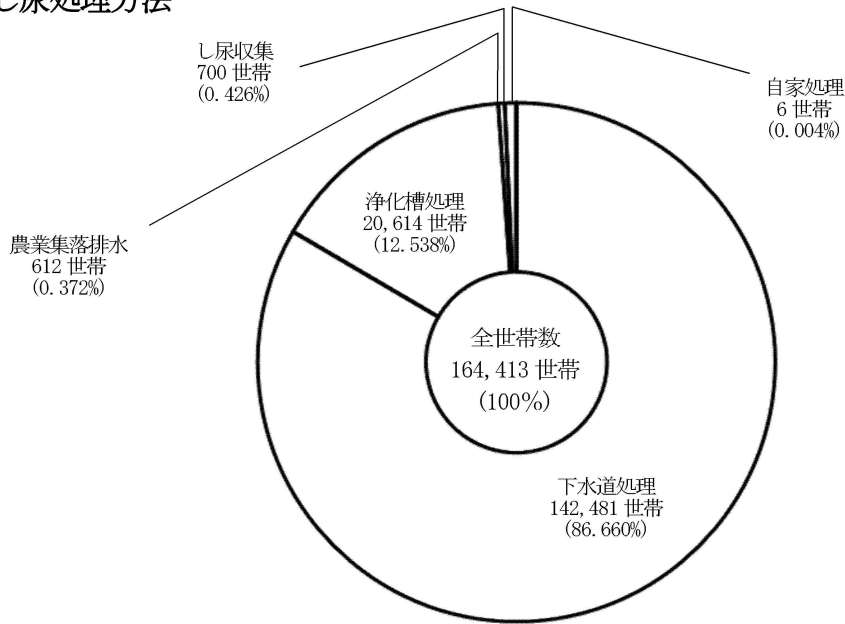
2 し尿処理

令和4年4月1日におけるし尿収集対象世帯は、総世帯数の0.426%、浄化槽世帯12.538%、農業集落排水世帯0.372%、下水道処理世帯86.660%である。

令和3年度のし尿の収集量は、委託収集、許可業者収集1,933.6kℓ、その他浄化槽汚泥33,981.8kℓ（家庭雑排水含む）で、1日98.4kℓを処理している。

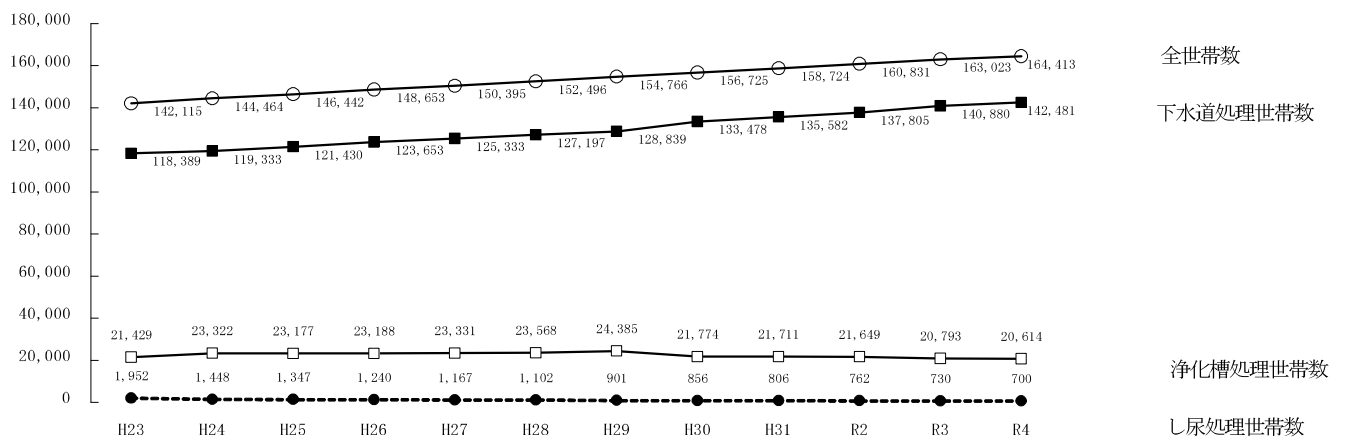
収集については、許可（委託を兼ねる）業者7社、車両27台、人員37名により行い、施設及び管理関係5名により処理を行っている。

(1) し尿処理方法



(2) し尿処理方法の推移

(令和4年4月1日現在)



※ グラフの中の数値は、毎年4月1日現在のデータ。

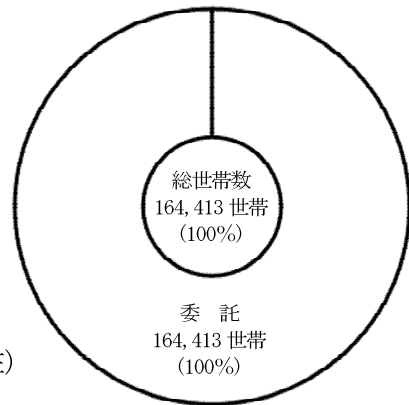
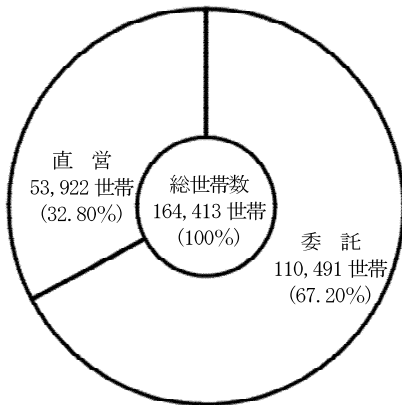
VI ごみの収集

1 ごみの収集状況

(1) 収集体制（定時）

《可燃ごみ》

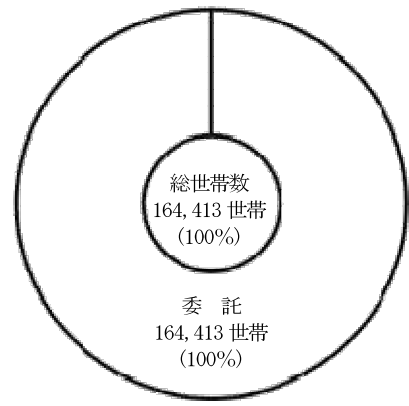
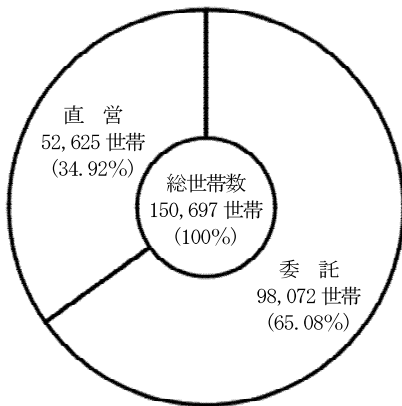
《不燃・有害ごみ、びん・かん、ペットボトル》



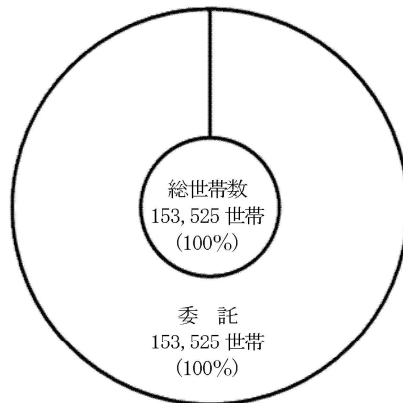
(令和4年4月1日現在)

《紙類》

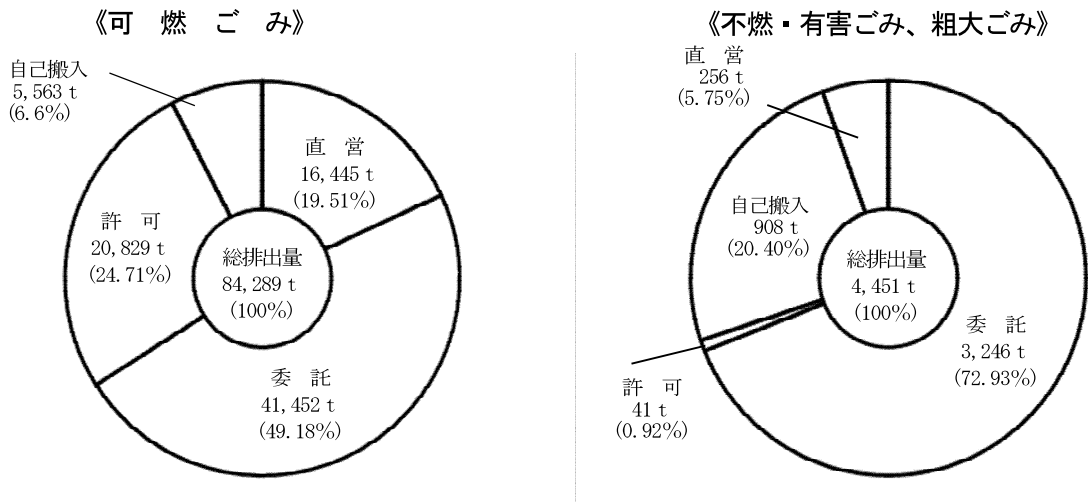
《プラスチック製容器包装》



《布類》

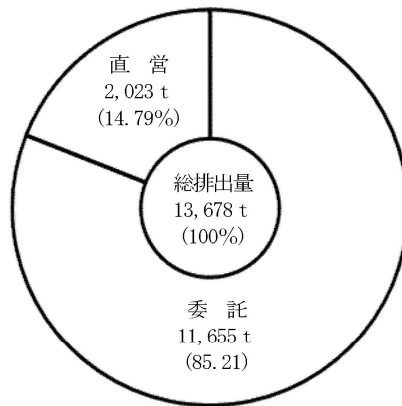


(2) 排出量 (令和3年度)

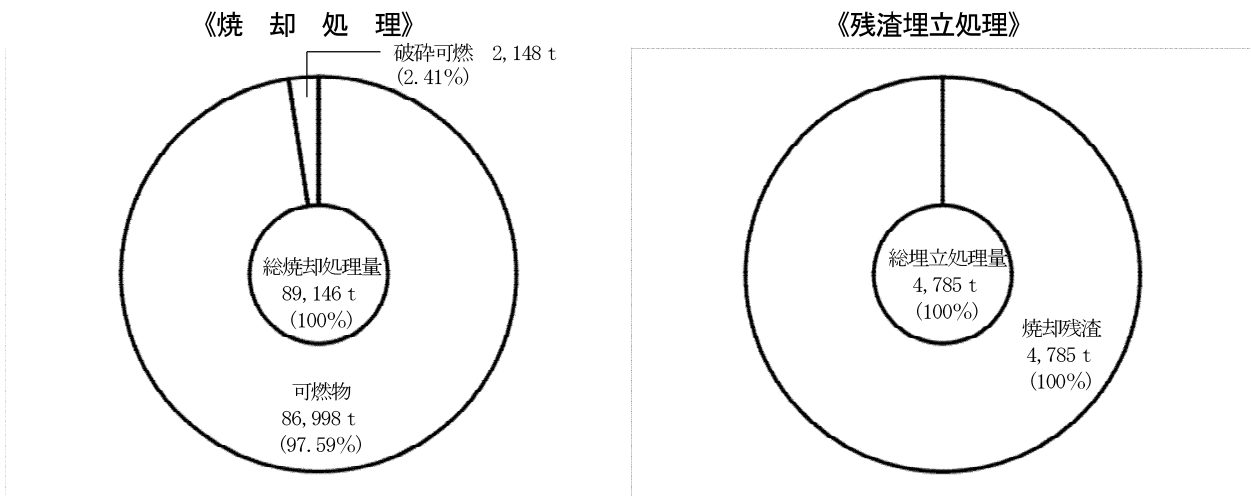


《資源ごみ》

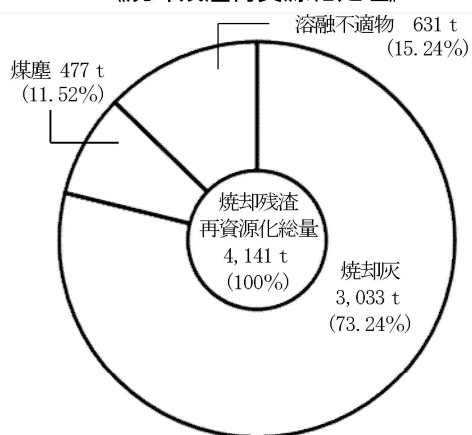
(その他プラスチック製容器包装、びん・かん、ペットボトル、紙類、布類、小型家電類(拠点回収))



(3) 処理・処分量 (令和3年度)



《焼却残渣再資源化処理》



(4) 分別収集

	収集回数	収 集 対 象 物	収 集 方 法	収集形態
可 燃 ご み	週2回	厨芥類、木屑類、小型プラスチック類	ステーション方式	直営・委託
びん・かん	2週1回	飲食料品・化粧品のびん 飲料用・缶詰・スプレー缶	ステーション方式	委 託
ペットボトル	2週1回	飲料水・酒類・醤油容器	ステーション方式	委 託
不 燃 ご み	4週1回	ガラス類、せとの類、小型家電製品 金属類、自転車、大型プラスチック類等	ステーション方式	委 託
有 害 ご み	4週1回	乾電池、蛍光灯、体温計等水銀含有ごみ	ステーション方式	委 託
粗 大 ご み	随時	タンス、机、ベッド等	戸別軒下収集	直 営
紙 類	月1回	新聞紙、段ボール、紙パック、雑紙等	ステーション方式	直営・委託
布 類	4週1回	布類、下着類、毛布、タオル、シーツ等	ステーション方式	委 託
プラスチック製 容器包装	週1回	緩衝材類、チューブ類、網・ネット類、トレイ類、 ポリ袋・ラップ類、カップ・パック類等	ステーション方式	委 託

※ プラスチック製容器包装は、平成16年10月から川越市全域で収集開始。

※ 令和4年4月1日より、「その他プラスチック製容器包装」から「プラスチック製容器包装」に名称変更。

(5) ごみ集積所数

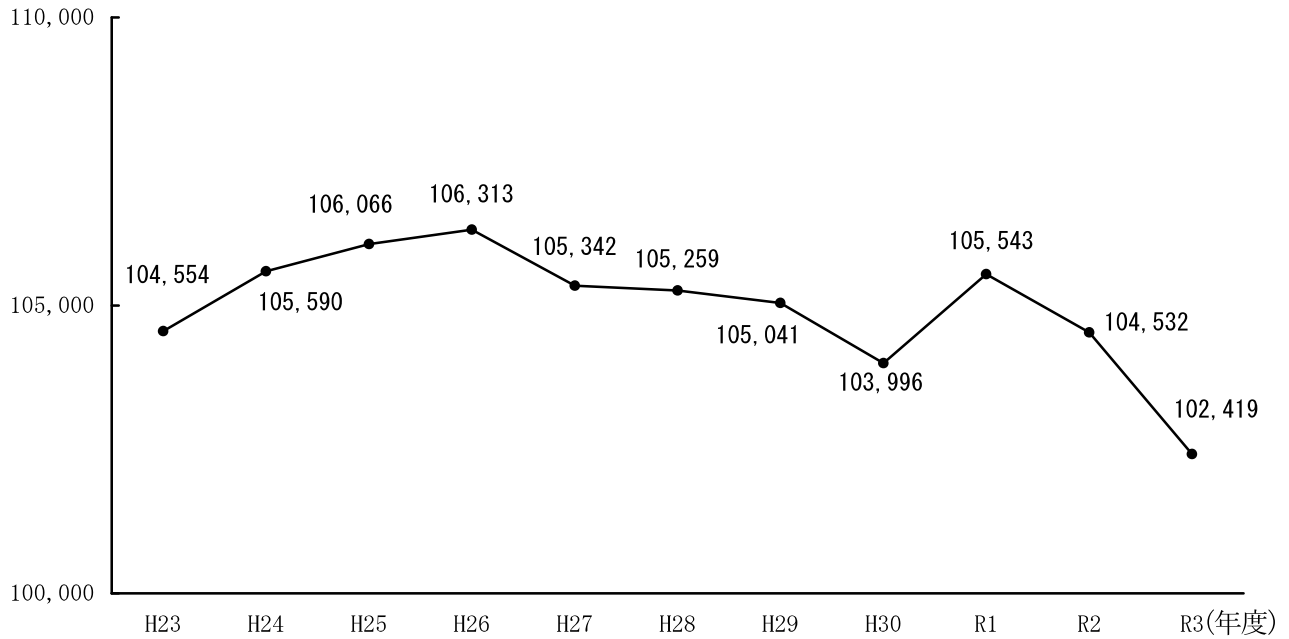
(令和4年4月1日現在)

地区別	本 庁 地 区	芳 野 地 区	古 谷 地 区	南 古 谷 地 区	高 階 地 区	福 原 地 区	大 東 地 区	霞 ヶ 関 地 区	霞 ヶ 関 北 地 区	名 細 地 区	川 鶴 地 区	山 田 地 区	計
項目													
集 積 所 数	3,703	91	136	577	1,759	459	904	867	578	854	107	346	10,381
1ヶ所当りの の世帯数	14.2	24.5	32.7	18.6	14.7	19.7	17.5	16.4	14.0	16.3	24.2	14.7	15.8

(6) ごみ排出量の推移

(可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・その他プラスチック製容器包装・びん・かん・ペットボトル・紙類・布類・粗大ごみ合計)

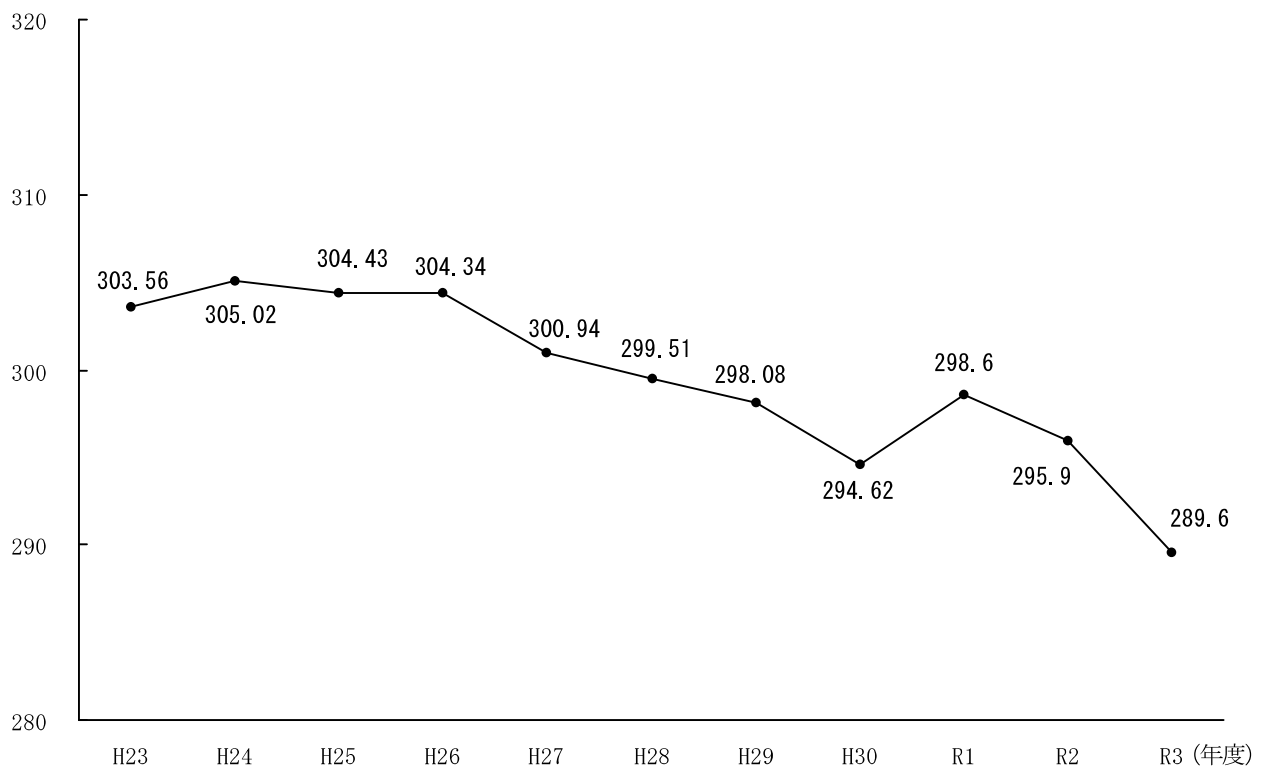
(単位：kg)



(7) 市民一人あたり(年間)のごみ排出量の推移

(可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・その他プラスチック製容器包装・びん・かん・ペットボトル・紙類・布類・粗大ごみ合計)

(単位：kg)



VII ごみ等の処理施設

1 清掃関係施設

東清掃センター

(令和4年4月1日現在)

所在地	芳野台2丁目8番地18
敷地面積	約10,400 m ²

焼却施設

建物構造	工場棟：鉄筋コンクリート造・鉄骨造地下1階地上3階建 管理棟：鉄筋コンクリート造2階建	
延べ面積	4,803 m ² (全体)	
公称能力	140t/日 (70t/24h×2基)	
処理方式	全連続燃焼式	
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ	
竣工年月	昭和61年11月	
施工業者	(株)タクマ	
主な設備	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式 ごみピット容量：1,400 m ³
	燃焼設備	燃焼装置：ストーカ方式
	排ガス処理設備	ばいじん除去：ろ過式集じん器 塩化水素除去：乾式(消石灰噴霧式)
	通風設備	煙突：高さ59m 頂部口径0.88m×2本
	灰出し設備	焼却灰：灰押出機→フライトコンベヤ→灰ピット (80 m ³)
		飛灰：飛灰コンベヤ→飛灰貯留槽 (50 m ³)
	排水処理設備	中和→凝集沈殿→ろ過→再利用
	余熱利用設備	施設内の給湯
その他設備	計量器：20t、可燃性粗大破砕機 (10t/5h)	

リサイクル施設

建物構造	工場棟：鉄筋コンクリート造・鉄骨造地下1階地上2階建 管理棟：鉄筋コンクリート造3階建
延べ面積	3,901 m ² (全体)
処理対象物	不燃ごみ、ペットボトル、粗大ごみ
公称能力	60t/日 (5h)
処理形式	手選別、破砕、機械選別
竣工年月	平成5年3月
施工業者	タクマ・岩堀特別共同企業体
主な設備	供給クレーン、供給コンベヤ、手選別コンベヤ、磁選機、ペットボトル等圧縮機、排出コンベヤ、破砕機、不燃物可燃物等選別装置、鉄類風力選別装置、アルミ選別機、貯留ホッパ 計量器：25t

資源化センター

所在地	大字鯨井 782 番地 3
敷地面積	約 106,278 m ²

熱回収施設

建物構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造地上 5 階建	
延べ面積	13,919.28 m ² (本体)	
公称能力	265t/日 (132.5t/24h×2 基)	
処理方式	全連続燃焼式	
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ	
竣工年月	平成 22 年 3 月	
施工業者	(株)神鋼環境ソリューション	
主な設備	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式 ごみピット容量：10,350 m ³
	燃焼設備	燃焼装置：流動床式ガス化溶融炉
	燃焼ガス冷却施設	ボイラ：伝熱面積 1,516 m ² 最高使用圧力 5.3Mpa・G 常用使用圧力 4 Mpa
	排ガス処理設備	ばいじん及びダイオキシン類除去：ろ過式集じん器 (1 系列につき 2 基：活性炭吹込式)
		塩化水素及び硫黄酸化物除去：湿式洗浄方式 (苛性ソーダ噴霧式)
		窒素酸化物除去：触媒反応方式 (アンモニア水噴霧)
	通風設備	煙突：高さ 90m 頂部口径 1.05m×2 本
	スラグ搬出設備	スラグ冷却装置→スラグ破砕機→スラグ磨砕機→スラグ分級装置→スラグバンカ
	溶融飛灰搬出設備	飛灰コンベヤ→混煉機→養生コンベヤ→固化物バンカ
	余熱利用設備	発電設備：蒸気タービン・発電機 (定格出力 4,000kw、5,000kVA) ※場内及び敷地内他施設の電力利用 (余剰電力については売電)
		敷地外への高温水供給 (130℃) 場内及び敷地内他施設の給湯 (60℃)
排水処理設備	有機系排水：接触ぼつ気→中和→凝集沈殿→ろ過→再利用及び炉内噴霧	
	洗煙系排水：ぼつ気→中和→凝集沈殿→中和→ろ過 (ろ過・キレート樹脂・活性炭) →中和→再利用及び場外排水	
その他設備	計量器：30t×3 基、50t×1 基 可燃性ごみ切断機：4.9t/5h	

リサイクル施設

建 物 構 造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造地上4階建、地下1階	
延 べ 面 積	8,281.12 m ²	
処 理 対 象 物	不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶、その他プラスチック製容器包装	
公 称 能 力	53t/日 (5h)	
処 理 形 式	破碎、選別処理	
竣 工 年 月	平成22年3月	
施 工 業 者	神鋼・岩堀・三澤屋・梶野・佐伯特別共同企業体	
主 な 設 備	不燃ごみ処理設備	受入ヤード、受入ホッパ、受入コンベヤ、破袋機、有価物回収・不適物除去コンベヤ
	粗大ごみ処理設備	受入ヤード、受入ホッパ、受入コンベヤ、前処理破碎機、破碎機投入コンベヤ 堅型回転式破碎機、破碎物搬送コンベヤ、磁選機、可燃不燃選別機、アルミ選別機 可燃物バンカ、残渣バンカ、鉄類バンカ、アルミ類バンカ
	びん・缶処理設備	受入ヤード、受入ホッパ、受入コンベヤ、破除袋機、手選別コンベヤ、缶類磁選機 缶類アルミ選別機、金属プレス機、カレットストックヤード
	その他プラ容器 処理設備	受入ヤード、受入ホッパ、受入コンベヤ、破除袋機、手選別コンベヤ、機械式選別機 圧縮梱包機

草木類資源化施設

建 物 構 造	鉄骨造平屋建て
延 べ 面 積	1,926.75 m ²
処 理 対 象 物	剪定枝、刈草
公 称 能 力	6.1t/日 (5h)
処 理 形 式	破碎処理
竣 工 年 月	平成22年2月
施 工 業 者	[建築] 川口土木建築工業㈱ [電気] 飯島電器工事㈱ [空調] ㈱テクノエス
主 な 設 備	破碎機、磁選機、草木処理機、投入ホッパ、投入コンベヤ、破碎物コンベヤ、チップ取出コンベヤ 定量供給装置、排出コンベヤ、発酵ヤード、熟成ヤード

環境プラザ（つばさ館）

建 物 構 造	鉄骨造地上3階建て	
延 べ 面 積	4,345.12 m ²	
竣 工 年 月	平成22年1月	
施 工 業 者	[建築] 初雁・三光・三ツ和特定共同企業体 [電気] おぎでん・小室特定共同企業体 [空調] 日開・石井特定共同企業体 [給排水] 埼玉設備工業株	
主 な 設 備	1階 エコタワー 3R 体験コーナー クエストブック 家具・自転車再生工房 再生品等展示スペース	市内から排出される1日のごみの量等を表示 3Rについて遊びながら学べるコーナー 地球環境について学ぶコーナー ごみとして出された家具・自転車を修理・再生するコーナー 家具・自転車再生工房で修理した再生品等を実費頒布
	2階 リサイクル体験工房 活動交流室 情報・資料コーナー	リサイクルの大切さを体験しながら学ぶ講座を開催 ごみや環境問題に関心を持っているグループ等の話し合い・学習・実習の場として利用 環境に関する図書等の閲覧等やインターネットでの環境情報の検索が可能
	3階 研修室	資源化センター見学時の説明や集団回収の説明会等を開催 収容人数150人

最終処分場

施 設 名 称	川越市小畔の里クリーンセンター	
所 在 地	大字平塚新田160番地	
敷 地 面 積	96,395 m ²	
埋 立 容 量	213,000 m ³ （第1期）	
埋 立 面 積	39,000 m ² （第1期）	
建 物 構 造	管理棟：鉄筋コンクリート造平屋建 薬品棟：鉄骨造平屋建 車庫棟：鉄骨造平屋建	
延 べ 面 積	639.96 m ² （全体）	
埋 立 対 象 物	焼却残渣、破碎残渣	
埋 立 期 間	平成元年4月～（現在埋立中）	
埋 立 方 式	サンドイッチ工法による準好気性埋立方式	
竣 工 年 月	平成元年3月	
施 工 業 者	埋立処分地：間・内川特別共同企業体	
	浸出水処理施設：住友重機械・初雁興業特別共同企業体	
主 な 設 備	埋立処分地：平面しゃ水（ゴムシート1.5mm）、鉛直しゃ水（鋼鉄板10mm）、浸出水集水（有孔ヒューム管）、地下水集水（有孔ヒューム管）	
	浸出水処理施設：150 m ³ /日（回転円板＋凝集沈澱方式）	
	計量器：30t	

2 ごみ処理手数料

(令和4年4月1日現在)

種別	取扱区分	単位	収集・運搬に関する手数料(円)	処分に関する手数料(円)	備考
動物の死体	犬・猫及びその他の動物	1頭につき	500	500	
上記以外の一般廃棄物	普通世帯から戸別収集される粗大ごみ	1個につき	500～2,000		
	市の処理施設に搬入される家庭系廃棄物(50kg以上のもの)	10kgにつき		50	
	市の処理施設に搬入される事業系廃棄物	10kgにつき		220	

○一般廃棄物処理業許可申請手数料…1件につき3,000円

3 し尿処理施設

(令和4年4月1日現在)

施設名称	川越市環境衛生センター
所在地	大字大仙波1249番地1
敷地面積	12,380 m ²
建物構造	機械棟：鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建 管理棟：鉄筋コンクリート造2階建 処理棟：鉄筋コンクリート造地下1階地上1階建 車庫棟：鉄骨造地上2階建
延べ面積	4,546 m ² (全体)
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥
公称能力	150kℓ/日
処理方式	標準脱窒素処理方式
竣工年月	昭和55年3月
施工業者	荏原インフィルコ(株)
主な設備	受入貯留設備、脱窒素処理設備、汚泥処理設備、脱臭装置、薬注設備

4 し尿処理手数料

(令和4年4月1日現在)

取 扱 区 分		収集・運搬 手数料 (円)	摘 要
普 通	く み 取 便 槽	月額 1 世帯につき	2 歳未満は無料とする
		月額世帯員 1 人につき	
世 帯	改良便槽又は特別の収集によるもの	月額 1 世帯につき	泡末式・水洗式 汲取便槽に適用
		36ℓにつき	
事業所その他多数の者が利用する施設		月額 1 世帯につき	
		36ℓにつき	

5 し尿処理車両

(令和4年4月1日現在)

	車 種	最 大 積 載 量	台 数	備 考
直 営	バキューム車	1,800 ℓ	1	
	深 ダ ンプ	2 t	1	し 渣 搬 出 用
	〃	4 t	1	脱 水 汚 泥 搬 出 用
許 可 業 者	バキューム車	2,450 kg	0	糞 尿 車
	〃	3,000 kg	9	〃
	〃	3,100 kg	0	〃
	〃	3,600 kg	0	〃
	〃	3,700 kg	17	〃
	〃	9,300 kg	0	〃